

東京都北区地域防災計画

(風水害対策編)

平成27年3月改定

案

東京都北区防災会議

本編 目次

はじめに 改定の概要	1
1 計画改定の背景	1
2 改定の基本的な考え方	2
第1部 総 則	4
第1章 計画の方針	4
1 計画の目的	4
2 計画の性格及び範囲	4
3 北区・区民等の基本的責務と役割	5
4 計画の修正	6
5 震災対策編との関係	6
6 計画の習熟	7
7 計画の前提	7
第2章 北区の概況	11
1 北区の地形と管内河川の概況	11
2 水防上注意を要する(重要水防)箇所	12
3 北区の水害履歴	18
第3章 水防管理団体(北区)の活動と責務	23
1 水防活動	23
2 水防の責任と任務	24
第2部 災害予防	25
第1章 水害予防対策	25
1 管内河川の改修計画	25
2 水防に関する施設計画	26
3 水防資機材・施設及び水防工法	27
4 高潮対策	31
5 急傾斜地等「がけ・擁壁」防災対策	31
6 土砂災害防止法の運用	34
7 水害発生箇所の解消	34
8 都市型水害対策	35
9 流木対策	35

10	浸水対策	35
11	気象情報等	37
第2章	都市施設対策	52
1	電気	52
2	電話	53
3	交通	53
4	地下空間への浸水被害対策	54
5	下水道施設に関する情報共有	54
第3章	風水害時の避難所等の特定	56
第4章	物資・輸送対策	59
1	食料等の確保	59
2	飲料水及び生活用水の確保	59
3	備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	59
4	車輛・舟艇等輸送機関の確保	59
第5章	区職員の防災力向上	60
1	水防訓練	60
2	凶上演習等の実施	61
3	各種マニュアル等の作成	61
第6章	地域防災力向上	62
1	周知・啓発	62
2	防災訓練	63
3	地域におけるマニュアル等の整備	64
4	避難行動要支援者の支援	64
第3部	災害応急・復旧	65
第1章	本部体制	65
1	状況に応じた機動的な体制	65
2	危機管理情報収集体制	66
3	水防本部	66
4	除雪本部	70
5	災害対策即応本部	71
6	災害対策本部（風水害時）	72

第2章	応援協力・派遣要請	82
1	災害時協定締結団体の実施業務	82
2	関係機関への出動要請	83
3	風水害初動対応マニュアル等による活動	83
4	河川管理者の水防活動への協力	84
第3章	情報収集・伝達	85
1	常時監視・情報の把握・荒川の巡視・警戒・気象情報及び洪水予報・水防警報	85
2	情報・伝達・報告	90
3	防災無線放送設備等	91
4	要配慮者への情報提供	91
5	同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有	91
6	竜巻に関する情報収集・伝達	92
7	地下空間への情報提供	92
8	被害調査計画	93
9	広報活動	96
第4章	消防機関の水防活動計画	99
1	活動方針	99
2	水防態勢等	99
3	部隊編成	99
4	活動内容	100
5	災害予警報	100
第5章	避難対策	101
1	避難	101
2	風水害時の避難所等	107
3	避難所の運営	108
4	避難所関係の対象、費用の限度額	109
5	保育施設と避難先一覧	109
6	浸水想定区域内の要配慮者施設への浸水情報の提供	111
7	急傾斜地等「がけ・擁壁」対策	112
8	広域避難対応	115
第6章	物資・輸送対策	116
1	食料の配給	116
2	ヘリコプターの発着点	116
第7章	衛生・防疫・ごみ・がれき等	117
1	衛生・防疫活動	117
2	ごみ処理	117
3	がれき処理	117
4	障害物除去	118
第8章	流木対策	119

第9章	ライフライン対策	120
1	都市施設応急対策.....	120
2	公共土木施設応急対策.....	122
第10章	被災者対策	123
1	被災者の生活確保.....	123
2	融資制度.....	123
3	生活相談窓口.....	123
4	義援金等.....	123
	用語集	125
	担当表	133

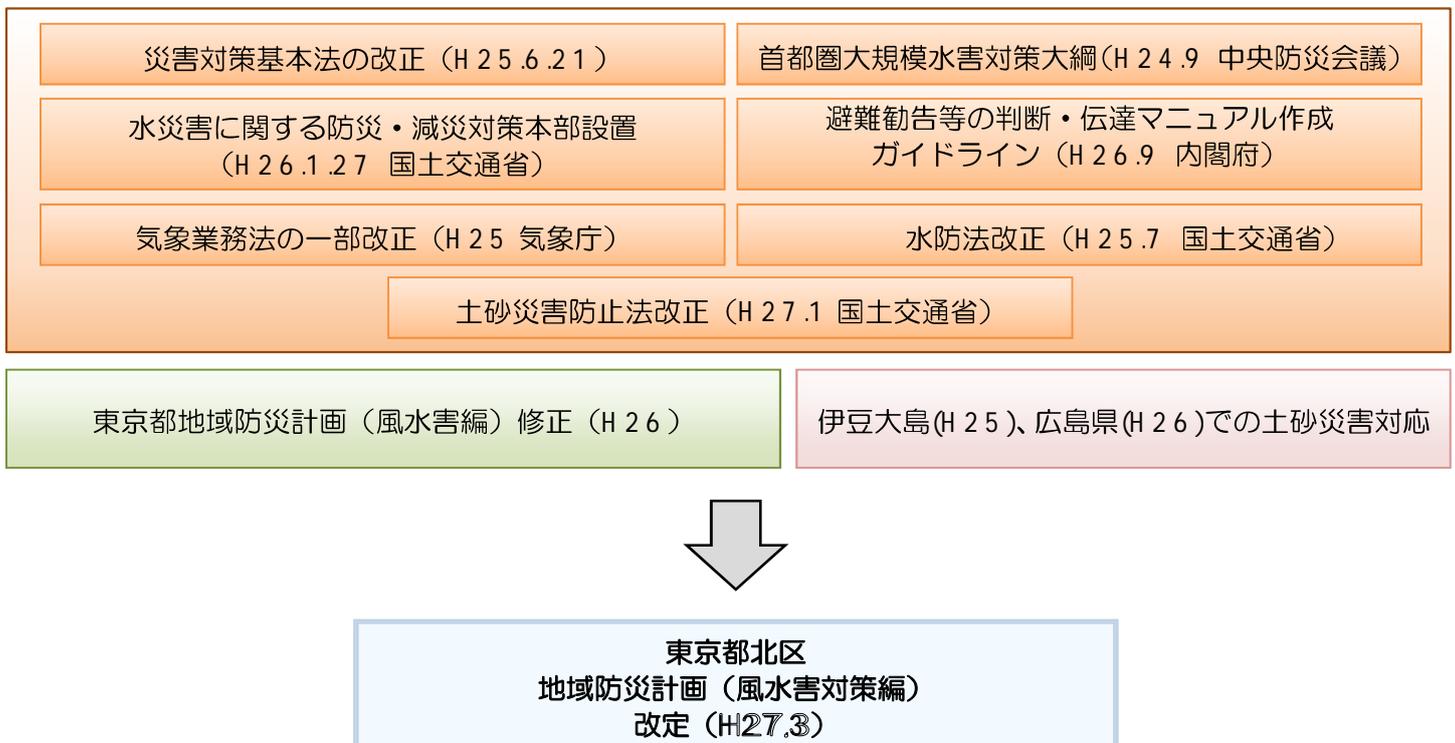
はじめに 改定の概要

1 計画改定の背景

東京都北区地域防災計画は、災害対策基本法に基づいた北区のあらゆる自然災害に対処する総合計画であり、平成25年3月に大幅な改定を行った。その際、同計画風水害対策編については、局地的集中豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）などによる都市型水害に特化した対策を講じた。

このたび、「災害対策基本法」の改正や「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」、「水災害に関する防災・減災対策本部」によるタイムライン（時間軸による事前防災行動計画）検討、「東京都地域防災計画（風水害編）」修正などの国や都の動向を受け、改定に取り組むとともに、伊豆大島・広島県での土砂災害をはじめとした、近年の風水害を教訓とし、荒川（洪水予報河川）等の氾濫による大規模水害を含めた風水害について、対策を講じたものである。

【北区地域防災計画（風水害対策編）改定の経緯】



2 改定の基本的な考え方

災害リスクの共有と犠牲者ゼロをめざして

水害をはじめとする風水害は、区民一人ひとりの事前の準備や避難行動により、被害を最小限に食い止めることができる。

区は、区民が十分な事前行動がとれるよう、区の風水害に対する体制を整え、迅速、的確な対応をとるとともに、災害リスク情報等の必要な情報を、あらゆる手段を用いて伝達し、区民のさらなる自助力向上をめざす。

以上のことから、「東京都北区地域防災計画（風水害対策編）」平成26年度改定の基本的な考え方は、次のとおりとする。

I 避難勧告等の具体的発令基準の明確化

- 現状の発令基準に荒川および石神井川の水位情報を追加し、より具体的かつ客観的な基準を定めた。
- また、昨今の土砂災害被害を受け、新たに土砂災害における避難勧告等の発令基準を設けた。

II 北区水防本部及び北区災害対策本部等の体制確立

- 荒川および石神井川氾濫等に備え、水防本部等の体制のあり方を見直した。
 - ・ 荒川氾濫等のおそれが高まる台風・停滞前線時には、災害対策即応本部を設置し、災害対策本部への移行を円滑に行えるようにした。
 - ・ 石神井川氾濫等のおそれが高まる集中豪雨・ゲリラ豪雨時には、水防本部（既存の「都市型水害態勢」を再整理した体制）を設置し、全庁的な対応のいとまがないような不意・突発的な災害にも対応できるようにした。

III 避難の考え方の整理・適切な避難方法の構築

- 風水害時における住民等の適切な避難行動について検討を行うとともに、避難所等の位置づけの明確化を図った。
 - ・ 荒川氾濫のおそれが高い場合は、原則高台の避難所へ避難することとした。
 - ・ 局所的・突発的な集中豪雨・ゲリラ豪雨により石神井川氾濫等のおそれが高い場合は、住民等の自発的な判断による避難を促すこととした。
 - ・ 自主避難施設、避難所および指定緊急避難場所について、それぞれの定義、候補施設、開設時期および運営等を検討した。
- また、広域避難について、特に他区市町村からの受入れの可能性を考慮し、避難所として使用する施設の検討等を行った。

Ⅳ 情報連絡体制・住民等への広報体制の強化

- 迅速かつ的確に気象情報を収集するため、国のガイドライン等に基づき、防災情報提供システムや土砂災害警戒判定メッシュ情報等の活用促進を図ることとした。
- 区民等への情報伝達体制については、これまで自主防災組織や施設等に配備されてきた各種情報収集メディアを今後も必要に応じて、その整備・拡充を図ることとした。
- 洪水ハザードマップを適宜更新するとともに、土砂災害ハザードマップを作成し、災害リスクの共有化を図ることとした。

Ⅴ 東京都北区地域防災計画の普及・啓発

- 区職員や住民等に対して普及・啓発を図るため、職員の図上訓練や本部訓練等の実施、自主防災組織や地区防災運営協議会における風水害時対応マニュアルの作成やハザードマップを活用した普及・啓発活動の実施等に努めることとした。

災害リスク情報とは

区では、以下を災害リスク情報と位置づけ、あらゆる手段を用いて区民等に伝達する。

○ 震災に関する情報：延焼、倒壊、避難等に係る各危険度に関する情報

- 具体的には、
- ・地震に伴う被害想定
 - ・地域危険度測定に係る情報
 - ・避難に関する情報
 - ・地震に伴い起こりうる現象についての情報
 - ・警戒宣言等に係る情報 など

○ 水害に関する情報：洪水、内水、津波、高潮等に係る各危険度に関する情報

- 具体的には、
- ・ハザードマップに示される被害想定
 - ・実際の降雨状況、各種気象情報、河川水位（上流含む）等のナウキャスト情報、
 - ・風水害時に起こりうる現象やその危険性に関する情報

○ 土砂災害に関する情報

- 具体的には、
- ・ハザードマップに記されるべき、各種警戒区域等（急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害警戒区域等）の情報や避難に係る情報
 - ・各種気象情報、特に「土砂災害警戒情報」や土砂災害に係る危険性に関する情報 など

○ その他、区民の生命、財産に影響する災害に係る情報

- 具体的には、公式に発表された災害に関する危険情報を指し、区民の生命等を脅かす（その恐れのある）情報はすべて災害リスク情報として扱う。

第1部 総 則

第1章 計画の方針

1 計画の目的

この計画は、北区地域防災計画の一環として、北区管内の各河川の洪水または高潮、急傾斜地等の崩壊による土砂災害、竜巻及び豪雪等の風水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、区民の安全を保持する目的をもって必要な監視、警戒、連絡、避難、立ち退き並びに水防活動に必要な資機材等の整備及び運用について実施の要綱を示したものである。

2 計画の性格及び範囲

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、東京都北区防災会議が作成する北区に係る防災計画で、法第42条第2項各号に定める範囲で、本区の地理的条件及び過去の水害等の教訓を生かし、自然災害に対処する総合計画である。

本計画では、平常時に行う予防対策、事前対策及び発災直後からの応急対策、復旧を対象として、以下の構成とする。

構 成	内 容
風水害対策編	
はじめに	・改定の概要
第1部 総 則	・計画の方針 ・北区の概況と水害履歴、河川等の概要 等
第2部 災害予防	・平常時に行う予防対策、事前対策 等
第3部 災害応急・復旧	・風水害発生後における区の本部体制 ・区及び防災機関等がとるべき応急対策、復旧対策 等

3 北区・区民等の基本的責務と役割

(1) 基本理念

災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命(いのち)は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる区民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この2つの理念に立つ区民と、公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。

災害から区民の生命と財産を守ることは行政に課せられた責務であり、災害対策の推進に当たっては、過去の水害等の教訓を踏まえ、区が基礎自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。

その上で、区は、国と広域的役割を担う東京都と一体となって、区民と連携し、区民や地域に集う多くの人々の生命・身体及び財産を守るとともに、地域の機能を維持しなければならない。

(2) 区の責務

区は、区民並びに防災関係機関、事業者と協力し、「ひとりの犠牲者も出さない」という強い意志のもと、災害時の第一責任者として、次の役割を果たす。

- 第1 災害リスク情報の周知
- 第2 人命最優先の迅速・的確な判断と応急対策
- 第3 初動体制の確立、応援要請、迅速な避難を行うために必要な情報活動
- 第4 被災者の3日間程度の生活を保障する食料などの備蓄・調達

(3) 防災関係機関の責務

防災関係機関は、区並びに区民、事業者と協力し、次の責務を果たす。

- 第1 所管に係わる災害予防並びに応急対策を実施するとともに、区及び都が実施する災害予防並びに応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。
- 第2 防災関係機関は、上記責務を果たすため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておく。

(4) 区民の責務

区民は、次の責務を果たす。

- 第1 「自らの生命（いのち）は自らが守る」という意識を持ち、災害リスク情報を取得し、適切な避難のあり方を確立する。
- 第2 防災訓練や地域の活動に積極的に参加し、有事の際には相互に協力し、助け合う。
- 第3 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物などの安全性を確保するとともに、非常時の備蓄を進める。

(5) 事業者の責務

事業者は、次の責務を果たす。

- 第1 区内で営業、住居の提供、その他のために施設を管理する者は、施設の安全性を保持するとともに、避難路を確保し、施設利用者の安全対策に万全を期す。その他、救助用資機材の準備など、災害時に必要な対策を講じる。
- 第2 事業者は、区及びその他の行政機関が実施する防災活動、災害対策に協力するとともに、事業活動にあたっては、風水害による被害を防止するため最大の努力を払わなければならない。

4 計画の修正

この計画は、法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めたときは修正する。したがって各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年北区防災会議が指定する期日までに、計画修正案を北区防災会議に提出するものとする。

5 震災対策編との関係

この計画の中で、災害予防計画、災害応急対策計画、または災害復旧計画として定めていない事項については、震災対策編の該当する項目を準用する。

6 計画の習熟

各防災関係機関は、この計画の遂行にあたり、その有する機能を十分に発揮するため、平素から、自ら若しくは各防災関係機関と共同して調査・研究・訓練等を行い計画の習熟に努めなければならない。

7 計画の前提

北区において、特に対策を講じる必要がある風水害は、荒川氾濫による大規模水害、台風の接近・上陸やゲリラ豪雨と呼ばれる局地的集中豪雨などの降雨による内水氾濫および石神井川等の氾濫、急傾斜地等（がけ・擁壁）の崩壊などであり、計画の改定にあたっては、過去の水害履歴や以下の洪水ハザードマップ等を参考としている。

(1) 洪水ハザードマップ～荒川が氾濫した場合～

荒川における治水対策は、荒川流域で200年に1回程度発生する規模の洪水を安全に流下されることを目標としてスーパー堤防化などが進められているが、現在のところは、40年に1回程度発生する規模の洪水に対して、安全に流下されることが出来る程度の改修状況である。北区は、荒川で大規模な洪水が発生した場合、区民が自主的に迅速に避難し、洪水による被害を最小限に抑えることを目的として、「北区荒川洪水ハザードマップ」（避難地図）を平成14年4月に策定した。

その後、国土交通省荒川下流河川事務所は平成16年9月に荒川の河道整備状況、上流のダム整備、荒川第一調整池（彩湖）等の洪水調整施設の状況等の変化や、水防法の改正を踏まえ荒川水系浸水想定区域図を公表した。

これにより、北区では平成20年5月に「東京都北区洪水ハザードマップ」～荒川が氾濫した場合～を策定・公表した。

(2) 洪水ハザードマップ～新河岸川・隅田川・石神井川・神田川が氾濫した場合～

東京都では、整備水準を大きく上回る降雨による浸水被害を軽減するため、緊急に取り組むべきソフト対策の一環として、河川管理者と下水道管理者が連携し、浸水予想区域図（洪水ハザードマップの原案）の作成を行った。平成13年8月には、神田川流域について、平成15年5月には隅田川・新河岸川及び石神井川流域における浸水予想区域図について、関係機関による連絡会において検討した結果をとりまとめ公表した。

この浸水予想区域図は、現時点での河川の整備状況及び下水道の整備状況等を勘案して、平成12年9月に発生した東海豪雨（総雨量2日で589mm、時間最大雨量114mm）なみの雨が降った場合、それぞれの河川流域で予測される洪水の状況を、シミュレーションにより求めたものである。

区では、区民の危機管理意識の向上や自主的避難態勢の確立など、洪水の被害軽減に極めて有効であるので、避難場所などの情報をわかりやすく図示し「東京都北区洪水ハザードマップ」～隅田川・新河岸川・石神井川・神田川が氾濫した場合（外水および内水氾濫）～を平成20年5月に策定・公表した。

(3) 内水氾濫の対応

区内に降った雨は、通常は側溝などを通じて下水道に放出される。しかし、短時間で局地的に大量の雨をもたらす集中豪雨になると、下水の処理能力が追いつかず、雨水が地域一帯に溢れることがある。このようなことが原因で生じる氾濫のことを「内水氾濫」という。内水氾濫では堤防の決壊はみられない。

都市化の進展により地表の多くが建物や道路舗装に覆われるなど、雨水が地中に浸透する割合が低くなり、短時間に大量の雨水が下水道に集まるようになってきている。そのため、地盤の低い地域における浸水がたびたび発生している。

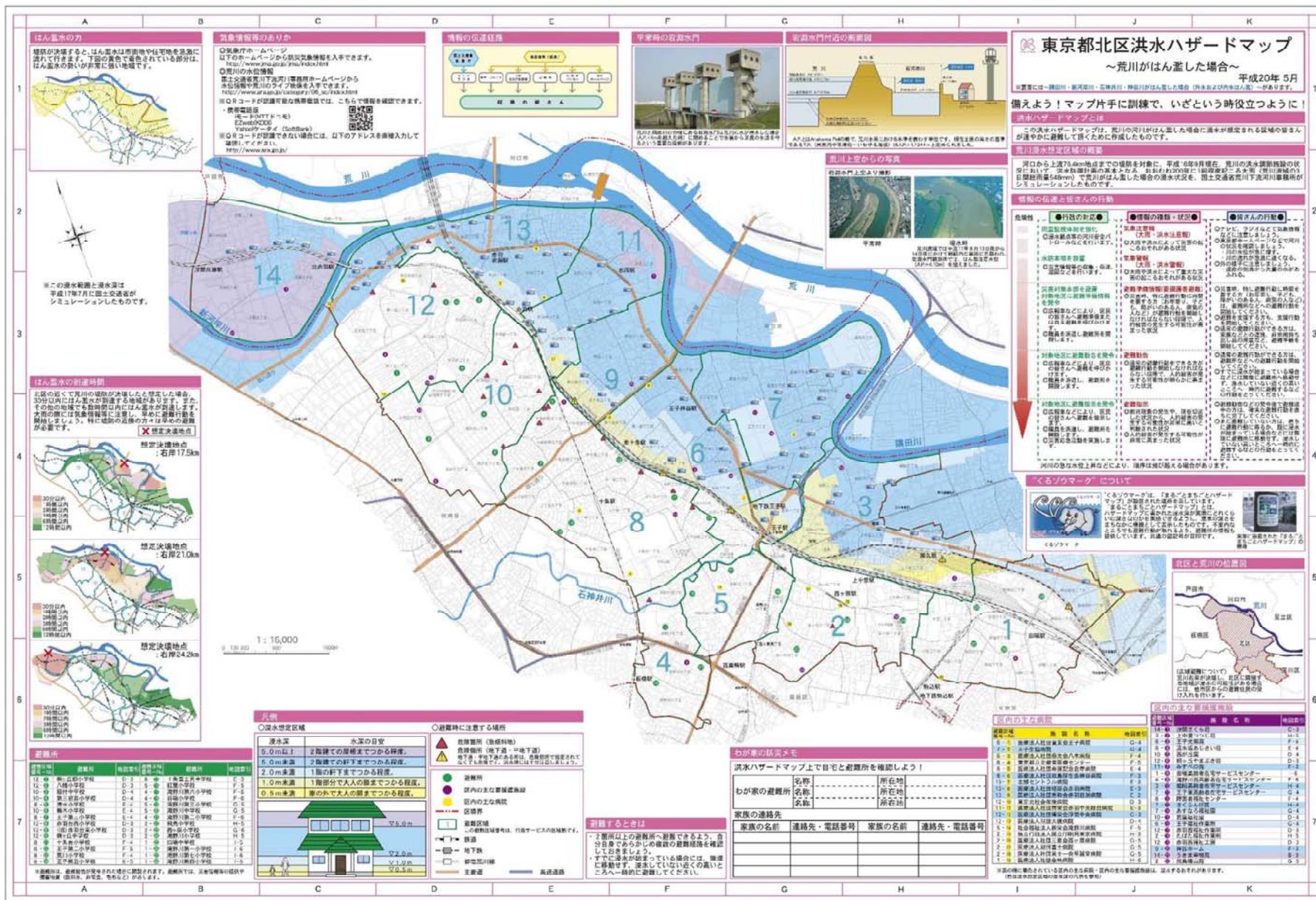
更に近年では、下水道の整備水準を上回る豪雨が頻発しているほか、地下利用の増加などにより、地下施設（地下駐車場、地下駐輪場）における浸水被害や地下室への浸水被害等も発生している。

区では、区民が地域における水害に関する危険性を知り、自ら対策を行い、また、円滑な水防活動を行うため、過去の浸水発生箇所を記した浸水発生箇所図を作成・公表している。

(4) 土砂災害防止法に基づく急傾斜地等(がけ・擁壁)の対応

急傾斜地等（がけ・擁壁）については、現在、都が、がけ地等の調査を進めていることから、今回の改定では避難勧告等の発令基準を中心に検討することとし、今後、発令基準を適用する区域の指定及びハザードマップの作成等、さらに対策を検討するものとする。

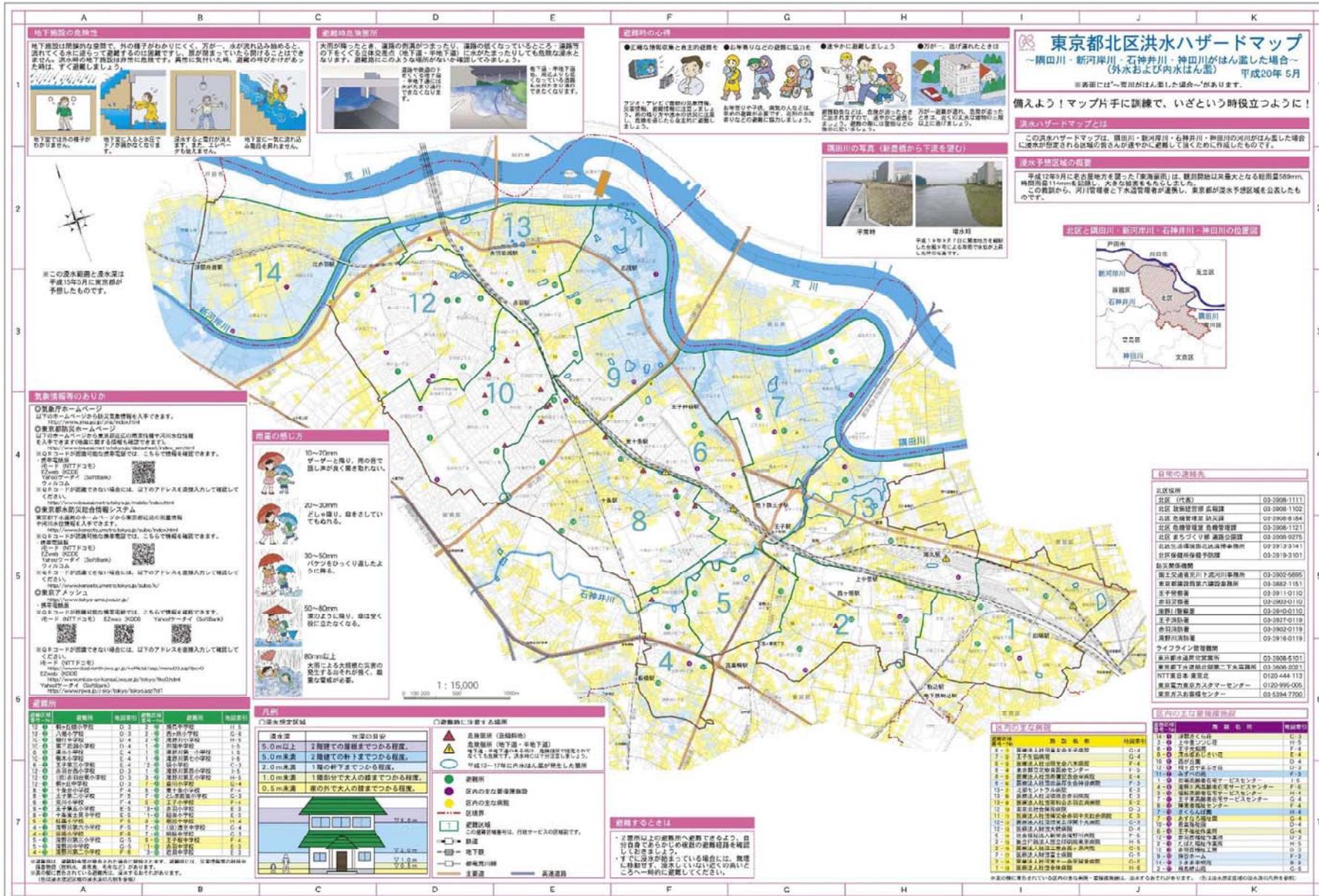
【東京都北区洪水ハザードマップ～荒川が氾濫した場合～（平成20年5月）】



※ 避難所一覧については、小中学校の統廃合にともない一部変更されていることに留意すること

風水害対策編
第1部 総則
第1章 計画の方針

【東京都北区洪水ハザードマップ～隅田川・新河岸川・石神井川・神田川が氾濫した場合～（平成20年5月）】



東京都北区洪水ハザードマップ
～隅田川・新河岸川・石神井川・神田川が氾濫した場合～
(外水および内水はん蓋) 平成20年5月
※表面に氾濫が想定された場合～があります。

備えよう！マップ片手に訓練で、いざという時役立つように！

洪水ハザードマップとは
この洪水ハザードマップは、隅田川・新河岸川・石神井川・神田川の河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域の皆さんが事前に避難し、被害を最小限に抑えるための目安となるものです。

浸水予想区域の概要
平成12年5月に発生した「東海地震」は、懸念された最大となる降雨量589mm、積雪量119mmを記録し、大きな被害をもたらしました。
この教訓から、河川管理と下水道管理者が連携し、東京都が浸水予想区域を公表したものです。

北区と隅田川・新河岸川・石神井川・神田川の位置図



目録の連絡先

北区総務	
北区 (代表)	03-2098-1111
北区 建設管理課 広報課	03-2098-1102
北区 危機管理課 防災課	03-2098-9184
北区 危機管理課 危機管理課	03-2098-1121
北区 まちづくり課 減災公開課	03-2098-9276
北区生活環境部北區清掃事務所	03-2013-3141
北区保健所保健予防課	03-2019-3101

防災関係機関	
東京都消防局1区川原事務所	03-2092-5695
東京都消防局六區設置事務所	03-2082-1151
王子警察署	03-3911-0110
赤羽消防署	03-2083-0110
池袋消防署	03-2080-0110
王子消防署	03-2087-0119
赤羽消防署	03-2082-0119
清瀬川消防署	03-2916-0119

ライフライン管理機関	
東京都水道局1区川原事務所	03-2026-5101
東京都下水道局第二下水道課	03-2068-2021
NTT東日本 東京北	0120-444-113
東京電力東京ガスセンター	0120-995-005
東京ガスお客様センター	03-5394-7300

区内の主な避難所施設

避難所名	施設名	種別
1	池袋公園	C-2
2	王子公園	F-4
3	赤羽公園	F-4
4	池袋公園	F-4
5	池袋公園	F-4
6	池袋公園	F-4
7	池袋公園	F-4
8	池袋公園	F-4
9	池袋公園	F-4
10	池袋公園	F-4
11	池袋公園	F-4
12	池袋公園	F-4
13	池袋公園	F-4
14	池袋公園	F-4
15	池袋公園	F-4
16	池袋公園	F-4
17	池袋公園	F-4
18	池袋公園	F-4
19	池袋公園	F-4
20	池袋公園	F-4

※ 避難所一覧については、小中学校の統廃合にもない一部変更されていることに留意すること

第2章 北区の概況

1 北区の地形と管内河川の概況

北区は、東京23区の北部に位置し北は荒川を隔てて埼玉県川口市、戸田市に、東は荒川区と隅田川を隔てて足立区に接し、西は板橋区、南は文京区、豊島区に接し、その距離は東西約2.9km 南北約9.3kmという細長い形状で、面積は20.59km²である。

地形は大きくはJR京浜東北線を境に、西側の赤羽から十条、飛鳥山を経て、田端から上野まで連なる海拔20～25mの武蔵野台地（本郷台）と東側は浮間、志茂、王子、田端新町に至る海拔5m以下の荒川低地に分かれ、南北崖線を境に特徴ある形状をもっている。

台地はほぼ平坦で、20m前後の高さで北部の赤羽地区から南部の滝野川地区へ続き、その東側の末端は急ながけで低地に接している。この台地は、関東ローム層から成り、非常に水はけのよいのが特徴である。また、石神井川や旧谷田川、旧北耕地川などの河川によって形成された斜面と小規模な低地が見られる。

一方低地部は、海拔3～5mの平坦な地形になっているが、土砂の堆積によってできたためである。そのため、地下水位が高く、微高地以外では地震時に液状化しやすいという特徴がある。

区内には荒川水系に属する荒川、隅田川、新河岸川、石神井川の4河川が流れており、台風、集中豪雨時等には、地形的な面もあわせ、その影響が大きいところである。

(1) 荒川

国土交通省直轄河川であり、洪水予報河川および水防警報河川である。秩父山地の甲武信ヶ岳（標高2,475m）にその源を発し、中津川、赤平川などの支川をあわせて秩父盆地を東流し、長瀬を経て、さらに熊谷市の西部で平野に出て東南に流れを変える。そこから武蔵野台地、大宮台地に挟まれた低地帯を抜けて都内に入り、北区志茂で隅田川を分派したのち東京湾に注いでいる。

支川は入間川など120河川にも達し、我が国の政治、経済、文化の中心である首都東京を流域内に抱え、人口密度は一級河川で最も高密度になっており、治水、利水の役割が極めて大きい河川である。

(2) 隅田川

東京都の管理河川であり、水防警報河川である。新岩淵水門で荒川から分派した隅田川は、本区東岸を南流、荒川区と足立区・台東区・中央区・墨田区と江東区のそれぞれ境界を形成して、東京湾に注いでいる。

(3) 新河岸川

東京都の管理河川である。新河岸川は埼玉県川越市東方の伊佐沼に発し、おおむね荒川に平行して流下し、埼玉県北足立郡新倉村（現和光市新倉）で荒川に合流していた。

曲がりくねった水路は度重なる洪水により被害をもたらしたことから、大正10年から昭和6年にかけて新水路の工事が行われた。

新水路は、新倉村で荒川に合流させずに板橋区の北側を通り、北区浮間・岩淵を通り新岩淵水門の下流、志茂で隅田川に結んだ。

(4) 石神井川

東京都の管理河川であり、水位周知河川である。流域面積は61.6km²、延長は25.2 kmであり、都内中小河川としては比較的規模の大きい河川である。

石神井川の流路は、上流から小平市、西東京市、練馬区を経て、三宝寺池、豊島園などからの湧水を加えながら武蔵野台地を貫流して板橋区まで至り、石神井川の最も大きい支川である田柄川（現在は下水道幹線）が流れ込む。この後、台地部の東端で溪谷状になって北区に入り、低地帯である京浜東北線王子駅の東側を流れ、隅田川に合流している。流域は下流部の沖積低地帯を除き、武蔵野台地と呼ばれる洪積層上に形成されており、流域の高低差は約85m、平均河床勾配は約1/340である。

2 水防上注意を要する(重要水防)箇所

区内の各河川における水防上注意を要する（重要水防）箇所を把握する。

(1) 国土交通省管理河川（荒川）

国土交通省管理河川における重要水防箇所評定基準は次のとおり。

種別	重要度	
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間
堤防高	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。

種別	重要度	
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間
^{のり} 法崩れ ・ すべり	^{のり} 法崩れまたはすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	^{のり} 法崩れまたはすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 ^{のり} 法崩れまたはすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、 ^{のり} 勾配等から見て ^{のり} 法崩れまたはすべりが発生する恐れのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡または旧川跡の堤防で、漏水が発生する恐れがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。
水衝 ・ 洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取付部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。

種別	要注意区間
工事施工	出水期間中に堤防を開削する工事箇所または仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡 ・旧川跡	新堤防で築造等3年以内の箇所。 破堤跡、または旧川跡の箇所。
陸こう	陸こうが設置されている箇所。

【荒川重要水防箇所（荒川下流河川事務所管内）】

番号	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	都及び区		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
	種別	階級		地点名	杆杭位置 (K m)			担当水 防団体	担当 事務所		
1	旧川跡	要注意	右	板橋区 舟渡2丁目～ 浮間2丁目	24. 20km+ 40m 24. 00km+ 120m	120	旧川跡	板橋区 北区	第四建設 事務所 第六建設 事務所	岩淵出張所	月の輪工
2	堤防高 堤防断面 (重点)	B B	右	赤羽3丁目	22. 00km+ 100m 22. 00km + 60m	41	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満 堤防断面が計画に満たないが 1/2以上	北区	第六建設 事務所	岩淵出張所	積み土嚢
3	堤防高 堤防断面 (重点)	B B	右	赤羽3丁目	22. 00km+ 10m 21. 75km + 230m	34	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満 堤防断面が計画に満たないが 1/2以上	北区	第六建設 事務所	岩淵出張所	積み土嚢
4	工作物	B	右	赤羽3丁目	22. 00km+ 50m	1箇所 (12)	計算水位と桁下高の差が堤防 の計画余裕高未満（貨物線）	北区	第六建設 事務所	岩淵出張所	積み土嚢
5	工作物	B	右	赤羽3丁目	22. 00km+ 29m	1箇所 (12)	計算水位と桁下高の差が堤防 の計画余裕高未満（東北本線）	北区	第六建設 事務所	岩淵出張所	積み土嚢
6	工作物	B	右	赤羽3丁目	22. 00km+ 9m	1箇所 (12)	計算水位と桁下高の差が堤防 の計画余裕高未満（京浜東北 線）	北区	第六建設 事務所	岩淵出張所	積み土嚢
7	工作物	B	右	岩淵町	21. 25km+ 202m	1箇所 (10)	計算水位と桁下高の差が堤防 の計画余裕高未満（新荒川大 橋（下））	北区	第六建設 事務所	岩淵出張所	積み土嚢

風水害対策編
 第1部 総則
 第2章 北区の概況

8	旧川跡	要注意	右	岩渕町	21. 25km+ 190m 21. 00km + 105m	335	旧川跡	北区	第六建設事務所	岩淵出張所	月の輪工
9	法崩れ・すべり漏水	B B	右	志茂4丁目	20. 25km+ 63m 19. 75km+ 108m	213	堤防点検の結果、法崩れすべりの恐れ有り 堤防点検の結果、漏水の恐れ有り	北区	第六建設事務所	岩淵出張所	土嚢羽口工 表シート張り工 月の輪工
10	旧川跡	要注意	右	志茂4丁目～3丁目	20. 00km+ 35m 19. 50km+ 180m	355	旧川跡	北区	第六建設事務所	岩淵出張所	月の輪工

(2) 都管理河川（隅田川・石神井川・新河岸川）

都内の一級・二級河川(国管理を除く)における水防上注意を要する箇所は、次のとおり。

種別	基準	箇所数（北区）
洪水	大雨時に洪水による溢水に対して注意を要する箇所	
	(解説) 過去の溢水実績等をふまえ、橋梁により河積が阻害されている箇所、合流点・断面変化点で洪水による影響を受けやすい箇所など、増水時に注意を要する箇所	
高潮	台風等の際、高潮による河川水位の上昇に対して注意を要する箇所	
	(解説) 伊勢湾台風時と同程度以上の高潮が発生した場合注意を要する箇所	
堤防・護岸の強さ	堤防・護岸が老朽化・洗掘及び水衝部のため、その強さに注意を要する箇所	1
	(解説) 堤防・護岸(天然河岸を含む)が老朽化・洗掘している箇所で、河川増水等により護岸が崩壊した場合、民地への影響が大きいと考えられる箇所	
陸こう	陸こうが設置されている箇所	
工事施工	河川工事等の施工によって注意を要する箇所	3
	(解説) 原則として出水期(6月～10月)に堤防を開削または、河積内に栈橋等を設置する工事箇所	

【平成26年度水防上注意を要する箇所（都管理河川）】

河川名	左右岸	位置（目標）	洪水 (m)	高潮 (m)	堤防・護岸の強さ (m)	陸こう (m)	工事施工 (m)	所管事務所	摘要
新河岸川	右	赤羽3丁目（JR京浜東北・東北本線橋梁下）			110			第六建設事務所	
石神井川	左	王子1丁目（溝田橋）					560	第六建設事務所	首都高速道路(株)施工
石神井川	右	堀船2丁目～堀船1丁目（溝田橋）					560	第六建設事務所	首都高速道路(株)施工
新河岸川	右	赤羽3丁目（JR京浜東北・東北本線橋梁下）					110	第六建設事務所	JR東日本施工

3 北区の水害履歴

	発生日	被害発生場所	被害状況
平成5年	6月21日(大雨・洪水警報、雷注意報)	赤羽台外	床上浸水 56件 床下浸水 101件
	8月26日(台風11号)	昭和町外	床下浸水 128件
平成6年	7月7日(大雨・洪水警報、雷注意報)	岸町外	床下浸水 31件
	7月18日(大雨・洪水警報、雷注意報)	昭和町外	床下浸水 3件
	8月20日(大雨・洪水警報、雷注意報)	赤羽北外	床下浸水 1件
平成7年	8月2日(大雨・洪水警報)	西ヶ原外	床上浸水 2件 床下浸水 21件
	9月16日 (大雨・洪水・暴風・波浪警報)	田端、飛鳥山公園外	街路樹倒木 1本 公園樹木 5本
平成8年	9月21～23日 台風17号 (大雨・洪水・暴風・波浪警報)	西ヶ原、豊島、街路・公園外	床上浸水 3件 道路冠水 4件 倒木 36件
平成9年	6月20日 台風7号 (大雨・洪水・暴風・波浪警報)	浮間、街路・公園外	道路冠水 1件 倒木 9件
平成10年	8月29～30日 台風4号 (大雨・洪水・暴風・波浪警報)	赤羽西、岸町外	床下浸水 2件 道路冠水 1件 地下道冠水 1件
	9月15～16日 台風5号 (大雨・洪水・暴風・波浪警報)	西ヶ原、街路・公園	道路冠水 3件 倒木 3件
平成11年	8月29日(大雨・洪水警報)	岸町、西ヶ原、昭和町外	床下浸水 75件 道路冠水 5件 公園冠水 1件 地下道冠水 1件
平成12年	7月4日(大雨・洪水警報)	東十条、西ヶ原	床下浸水 2件 道路冠水 2件
	7月7～8日 台風3号 (大雨・洪水警報)	昭和町、豊島外	道路冠水 3件 倒木 2件 道路陥没 1件
	8月7日(大雨・洪水警報)	滝野川	道路冠水 1件
	8月9日(大雨・洪水警報)	西ヶ原、岸町	床下浸水 4件 地下道冠水 1件
	9月11～12日 (大雨・洪水警報)	赤羽西、志茂、赤羽台外	床下浸水 9件 道路冠水 10件 道路陥没 1件 地下道冠水 1件 半地下駐車場浸水 5件
平成13年	9月10～12日 台風15号 (大雨・洪水警報)	赤羽北、志茂、赤羽台外	床下浸水 5件 道路冠水 10件 公園灯損壊 1件 倒木 14件

	発生日	被害発生場所	被害状況
平成14年	7月10～12日 台風6号 (大雨・雷・強風・波浪・洪水注意報)	桐ヶ丘中央公園外	倒木 3件
	8月2日(大雨・洪水・雷注意報)	西ヶ原、岸町、十条仲原外	床下浸水 2件 道路冠水 2件 地下道冠水 1件
	8月4日(大雨・洪水警報)	西ヶ原、岸町、赤羽西、赤羽、赤羽台、赤羽北外	床下浸水 33件 半地下駐車場浸水 4件 道路冠水 3件 地下道冠水 1件
平成15年	6月25日 集中豪雨 (大雨・雷・洪水注意報)	赤羽台、岸町、赤羽西	床下浸水 5件
	10月13日 集中豪雨 (大雨・洪水・強風・波浪注意報)	堀船、豊島、志茂、田端新町、王子	床上浸水 3件 床下浸水 2件 道路冠水 5件
平成16年	9月4日 集中豪雨 (大雨・洪水警報)	志茂、神谷、岸町、赤羽、東田端	床上浸水 16件 床下浸水 43件 道路冠水 3件
	10月9日 台風21号 (大雨・洪水警報)	赤羽台、赤羽北、赤羽西、志茂、昭和町、岸町、東十条、豊島、岩淵、上中里、栄町、東田端、滝野川	床上浸水 2件 床下浸水 16件 道路冠水 3件
	10月20日 台風23号 (大雨・洪水警報)	西ヶ原、滝野川、昭和町、赤羽西、志茂、桐ヶ丘	床上浸水 2件 床下浸水 5件 道路冠水 7件
平成17年	8月12日 集中豪雨 (大雨・洪水警報)	赤羽西、中里、西ヶ原、赤羽	床上浸水 1件 床下浸水 4件
	8月25日 台風11号 (大雨・洪水・暴風・波浪警報)	滝野川、西ヶ原、桐ヶ丘	倒木 3本
	9月4日 集中豪雨 (大雨・洪水警報)	堀船、滝野川、田端新町、赤羽北、上中里、栄町、赤羽台、赤羽西	床上浸水 310件 床下浸水 983件
平成19年	9月6日 台風9号 (大雨・洪水・暴風・波浪警報)	田端、滝野川、王子、堀船、豊島、西が丘、東十条、赤羽西	倒木 33本 雨水ますの詰まり 2箇所 看板等の倒れ 2箇所 屋根の飛散 1箇所
平成21年	8月9日 集中豪雨 (大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報)	中十条、神谷、赤羽西、志茂、赤羽台、赤羽北、田端新町	床上浸水 40件 床下浸水 61件 道路冠水 4件 公園冠水 1件 マンホール溢水 5件
	8月10日 集中豪雨 (大雨・洪水警報)	王子、堀船、東十条、中十条、滝野川、西ヶ原、上中里、中里、昭和町、田端	床上浸水 20件 床下浸水 10件 道路冠水 19件 公園冠水 3件 公共建築物浸水 3件
	10月8日 台風18号 (暴風・波浪・大雨・洪水警報)	豊島、中十条、滝野川、西ヶ原、田端新町	床上浸水 7件 床下浸水 8件 道路冠水 5件 樹木倒木 9件 公共建築物浸水 3件

風水害対策編
第1部 総則
第2章 北区の概況

発生日		被害発生場所	被害状況
平成22年	7月5日 集中豪雨 (大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報)	王子、豊島、堀船、東十条、中十条、十条仲原、上十条、神谷、西が丘、赤羽西、志茂、赤羽台、桐ヶ丘、滝野川、栄町、上中里	床上浸水 285件 床下浸水 263件 道路冠水 17件 公園冠水 4件 マンホール溢水 7件
平成23年	8月26日 集中豪雨 (大雨・洪水警報)	赤羽、浮間、王子、桐ヶ丘、志茂、十条、滝野川、豊島、西ヶ原、東十条、堀船	床上浸水 19件 床下浸水 24件 公園冠水 2件 マンホール溢水 8件
平成23年	9月21日 台風15号 (大雨・洪水警報)	赤羽北、王子、桐ヶ丘、志茂、十条台、田端、堀船	床下浸水 1件 道路冠水 1件 倒木 21件 停電 734世帯
平成24年	4月3日(暴風注意報)	赤羽、神谷、西ヶ原、王子、豊島、堀船、中里、栄町、昭和町	枝落ち 3件 家屋破損 4件 街路灯倒れ 1件 案内標識倒れ 1件
平成24年	6月19日 台風4号 (暴風警報)	赤羽、浮間、王子、桐ヶ丘、志茂、十条、滝野川、豊島、西ヶ原、堀船、田端	倒木 18本 雨水ますのつまり 1箇所 フェンス倒壊 1箇所
平成24年	9月30日 台風17号 (大雨・洪水・暴風警報)	赤羽、王子、豊島、西ヶ原、岸町、田端	倒木 3本 家屋破損 1件
平成25年	1月14日(大雪)	赤羽、赤羽北、赤羽台、赤羽西、浮間、王子、王子本町、上中里、神谷、岸町、桐ヶ丘、上十条、東十条、中十条、十条仲原、志茂、栄町、堀船、滝野川、田端、豊島、西ヶ原	倒木等 11件 電話線切断等 5件 枝折れ 26件 除雪要望 17件 道路排水不良 1件 停電 王子1,2丁目、豊島1丁目 その他 15件
平成25年	9月15～16日 台風18号 (大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報)	赤羽、王子、浮間、西が丘、滝野川	道路冠水 2件 倒木 1本
平成25年	10月15日～16日 (大雨・洪水・暴風警報)	赤羽、王子、浮間、豊島、西ヶ原	倒木 13本
平成26年	2月8日(大雪)	赤羽西、岸町、中十条	除雪・融雪剤要望13件 その他 4件
平成26年	2月14～15日(大雪)	赤羽、赤羽台、浮間、上十条、東十条、滝野川、西が丘、堀船、	倒木 19件 枝折れ 19件 除雪要望 6件 道路冠水 3件 その他 10件
平成26年	6月29日 集中豪雨 (大雨・洪水警報)	昭和町、赤羽西、桐ヶ丘、上十条	床上浸水 1件 床下浸水 3件 道路冠水 2箇所

コラム 園部おまわりさんありがとう —狩野川台風秘話—

北区立中央図書館「北区の部屋」地域資料専門員 黒川 徳男

「園部おまわりさんありがとう きねん碑」と刻まれた石碑が、赤羽警察署の敷地にあります。昭和33年（1958）9月下旬の狩野川台風の時、人命救助のために殉職した警察官、園部正一さんへの感謝を表したものです。その場所は、関係者以外立ち入り禁止なので、現在、石碑が赤羽署にあることは、あまり知られていません。もともとは、上十条と十条仲原の境目にある「游鯉園の坂」を北へ下った辺りにありました。西が丘と上十条の谷間を流れる北耕地川（稲付川）のほとりにあたります（現在は暗渠）。



赤羽警察署にある園部さんの石碑(右)と説明版(左)

戦後、東京を襲った風水害のうち、最も大きな被害をもたらしたのが、狩野川台風（台風22号）でした。記録的な大雨なため、全国で多くの河川が氾濫しました。区内でも、石神井川が音無橋付近であふれ、国鉄王子駅の改札口を高さ2メートルの濁流が襲いました。この水害をきっかけに、石神井川の改修工事が実施されました。また、浮間の都営住宅では、床上40センチの浸水となり、近くの工場の人々などが救助にあたりました。『新修北区史』によれば、区内の床上浸水は5063戸に達したとあります

台風の関東地方上陸は9月27日未明ですが、それ以前に東京では大雨が降り続き、斜面で土砂崩れが発生していました。区内でも、桐ヶ丘・西が丘・上十条・中十条などの急斜面で、土砂崩れが発生しました。土砂崩れは、区全体で60数か所発生し、13名が死亡しました（『朝日新聞』昭和33年9月28日）。最も悲惨だったのは、米軍兵器補給廠（TOD）の崖が崩れ、赤羽西で8戸が全壊し7名が土砂にうまって死亡したことです。その崖は、日本側の管理が及ばない米軍用地にあり、被災したのは区民の住宅でした。



狩野川台風で大水となった王子駅付近（北区立中央図書館所蔵）

話を石碑の警察官のことに戻しましょう。台風が接近していた26日午後5時30分ごろ、赤羽警察署の園部正一巡査は、北耕地川付近で発生した土砂崩れの現場で、被災者の救出にあたっていました。その任務の中で、園部さんは、一家4人を救い出した後、さらに残された女の子を救おうとしました。すると、再び土砂くずれが起こり、彼は、押し流された家の下敷きとなり、北耕地川の濁流にのまれて命を落としたのです。遺体が発見されたのは、翌朝のことでした。彼の年齢は45歳で、妻と二人の娘を残しての殉職でした（『読売新聞』昭和33年9月27日）。園部さんには、勲七等や警察功労章が贈られ、また、2階級特進により警部補に昇格しました。葬儀は、赤羽署の署葬として執り行われ、

園部さんに救助された男性は「感謝の念と申しわけない気持ちでいっぱいです」と霊前で声を詰まらせたと報じられています（『朝日新聞』昭和33年10月15日）。

石碑の説明版「きねん碑について」には「昭和三十三年九月二十六日夕方 赤羽警察署の園部警部補は第二十二号台風による崖くずれの警戒中倒壊家屋の下敷となった親子四人を身を挺してたすけ出し更にとり残された幼女を救おうとしたとき再度の崖くずれがあったため倒壊した家屋もろとも濁流におし流されて壮烈な殉職を遂げたものであるその後殉職のこの地に近い第三岩淵小学校ではこれを生きた教材としてとりあげたところ学童は自らの手でささやかな碑をたて花を捧げ感謝の日誌を綴って園部警部補の冥福を祈った これを伝えきいた渋谷に住む石龍さんは園部警部補の殉職と学童のまごころに感謝永久に記念されるべきものとしてここにこの碑を建立されたものである 昭和三十四年五月五日建立」とあります。説明版は、二つあり、白いほうが昭和三十四年に建てられたもので、黒いものは、平成二十五年、全く同じ文面で、奥田富也署長をはじめとする赤羽警察署一同により新たに建てられたものです。

説明版に「第三岩淵小学校ではこれを生きた教材としてとりあげたところ学童は自らの手でささやかな碑をたて…」とあるのが、少し分かりづらいので解説しましょう。狩野川台風の翌年、昭和34年1月、第三岩淵小学校のある先生が、二年生社会科の「おまわりさん」の授業で、園部さんのことを話しました。この話に感動した10人の子どもたちは、感謝を表すため木製の碑を自らの手で作りました。お小遣いを出しあい、高さ約1メートル、6センチ角の木を買い「園部おまわりさんありがとう きねん碑」と書いて現場に建てたのです。子どもたちは、放課後、花や千羽鶴を碑にたむけるようになり、このことを日記にしたためました。さらに、石の記念碑を建てるためにお小遣いをため、また大人たちにも働きかけたのです。子どもたちの行動は、街の話題となり『読売新聞』昭和34年3月24日夕刊紙上で、日記の文面とともに報じられました。すると、記事に感動した渋谷区の石材店が、石碑の建立を申し出てくれたのです。

一方、子どもたちの募金の輪は、クラス全体に広がっていき、3月の終業式には1756円に達しました。昭和34年の2年生にとっての1756円ですから、決して小さい金額ではありません。このお金は、赤羽防犯協会会長に手渡されました。子どもたちは、その思いを大人たちに託したのです。ついに、5月5日の子どもの日、石で造られた碑の除幕式が執り行われました。式には、校長や署長、防犯協会会長、そして園部さんの遺族の顔もありました（『読売新聞』昭和34年5月3日）。

第3章 水防管理団体（北区）の活動と責務

1 水防活動

水防管理団体（北区）は、出水期前に河川の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求めることとする。

また、気象状況等により、洪水、高潮、土砂災害、竜巻、豪雪等の恐れがあるときは、ただちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行うものとする。

- (1) 気象状況並びに水位、潮位、各種注意報・警報等に応じて管理者、警察・消防機関と綿密な連絡のもとに河川の巡視警戒を行い、異常を発見したときには、ただちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。
- (2) 水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。
- (3) 水防作業に必要な資機材の調達を行う。
- (4) 次の場合には、消防機関に対し、出動することを要請する。この場合は、ただちに都水防本部（東京都建設局）に報告するものとする。
 - ア 水防警報により、出動または指示の警告があった時
 - イ 水位または潮位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、危険の恐れがある時
 - ウ その他水防上必要と認めた時
- (5) 水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、または水防の現場にある者を水防に従事させることができる。
- (6) 堤防その他の施設が決壊またはこれに準ずる事態が発生したときは、ただちに関係機関に通知する。また、決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。
- (7) 洪水、高潮、土砂災害、竜巻、豪雪等による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き、またはその準備を指示することができる。この場合遅滞なく地元警察署長（王子・赤羽・滝野川）に、その旨を通知しなければならない。
- (8) 水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序あるいは保全維持のため警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。
- (9) 水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者に対し応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。
- (10) 水防のため緊急の必要があるときは、知事に対して自衛隊の派遣を要請することができる。
- (11) 関係のある他自治体、事業者、協会・団体等との間に災害時応援協定の締結を推進する。その際、通常業務を通じて各団体等と関係ができている各所管課と防災課が連携し、より有効な協定の締結や円滑な災害対策業務の遂行につなげる。

2 水防の責任と任務

水防管理団体（北区）及び東京都は、洪水または高潮等の際し、水防の万全を期するため次の任務を行うものとする。

- (1) 水防は水防管理団体（北区）がその区域内の水防を充分果たさなければならない。
[水防法第3条（区市町村の水防責任）]
- (2) 水防管理団体（北区）の行う水防が十分に行えるように情報を連絡し、技術的な援助を与える等その調整を図るものとする。
[水防法第3条の6（都道府県の水防責任）]

第2部 災害予防

第1章 水害予防対策

1 管内河川の改修計画

担当	土木部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所
----	-----------------------------

(1) 荒川

国土交通省直轄河川として、荒川下流河川事務所では更なる治水機能向上を目指し、超過洪水対策として高規格堤防事業や、高さの低い橋りょうの対策、堤防の強化対策も進めている。

(2) 隅田川

新岩淵水門下流のコンクリート護岸は既に完成しており、一定の洪水対策が行われている。また、恒久的な高潮対策は東京都江東治水事務所では昭和38年に着手し、昭和50年度で完成している。昭和55年から防潮堤・護岸を地震や洪水に対して、より安全で水に親しめる緩傾斜型堤防事業に着手した。その後昭和60年からは、市街地と河川の一体整備により、土地の有効利用が図れるスーパー堤防を基本に整備が進められている。

(3) 新河岸川

両岸とも防災護岸は完成している。恒久的な高潮対策は、東京都で昭和48年より右岸に、昭和59年度より左岸に各々着手し、新河岸橋下流部及びJR京浜東北線橋りょう右岸部は、平成24年度からJR荒川橋脚補強工事にあわせて改修工事を行っている。

(4) 石神井川

昭和34年度から1時間50mm規模の降雨による洪水を安全に流下させる改修工事を始めた。また、昭和43年度には、飛鳥山トンネルから隅田川合流点までの高潮区間において、伊勢湾台風と同規模の台風が東京湾及び主要河川に対して最大の被害をもたらすコースを進んだときに発生する高潮（A.P. +5.1m）に対して安全となる護岸整備を進めている。

現在、石神井川を横断する溝田橋周辺において、首都高中央環状線の王子南出入口事業及び河川整備、街路（明治通り環状第5-2号線）整備が行われている。

また、都第六建設事務所では、平成19年度より新柳橋上流から隅田川合流点まで約350m区間の護岸改修工事に着手している。

2 水防に関する施設計画

(1) 雨水流出抑制施設計画

担当	土木部
----	-----

近年、都市部の中小河川流域において市街化が進み、降雨に対する流域の貯留、浸透機能が減少し、一挙に大量の雨水が河川に流入し洪水の被害を受けやすくなっている。

- ① 平成元年度に「雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」を制定し、北区管内河川の総合的な治水対策の一環として、公共施設及び大規模民間施設に雨水流出抑制施設の設置を指導している。
- ② 区の雨水貯留浸透事業として、これまで歩道の透水性舗装や雨水浸透ますの設置、街路緑化や公園等に一時貯留施設等を設置し、浸水地域の被害の軽減を図ってきたところである。
- ③ 市街地化に伴う雨水の浸透機能の低下とともに、下水道管の処理能力を超える台風や局地的集中豪雨により、道路冠水が生じている。今後も、道路・公園等の公共施設の雨水流出抑制事業の推進を図るとともに、都下水道局に下水道管の処理能力を向上する事業のより一層の推進を要請していく。

※雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱【資料編p1参照】

(2) 内水排除施設計画

担当	土木部／都下水道局
----	-----------

- ① 都下水道局では、都市化の進展に伴う雨水流出量の増大に対応するために、幹線やポンプ所を整備するなどの雨水対策事業をこれまで計画的に行ってきた。
- ② これらは東京都区部全体を50mm/hでかつ流出係数を80%の降雨に対応できるようにしていく事業であり、今後とも緊急度の高いものから着実に進めていく必要がある。こうした広範囲の面的な区域を対象とし、流下方式を原則とした施設整備は、規模が大きく、事業効果を発揮するまでには長い月日を必要とする。
- ③ 短時間かつ局地的に、想定をはるかに超える雨、また、地下街や地下鉄、個人住宅の地下室など、地下空間の利用の増加から、浸水に対する危険度はますます増加している。
- ④ 都下水道局では、「経営計画2013」により、北区堀船・東十条を対策促進地区として、王子西1号幹線、堀船1号幹線、王子第二ポンプ所を整備するなど、着実に雨水対策事業を推進している。

3 水防資機材・施設及び水防工法

区は、管内における水防作業が十分に行えるように、資機材及び設備の整備並びに輸送の確保に努めるものとする。

国・都は北区の行う水防作業に対し、効果的な援助が行えるように努める。

(1) 浮間地区荒川防災ステーション

担当	土木部／国土交通省荒川下流河川事務所
----	--------------------

荒川の洪水から市街地を守るための保全活動及び災害時の緊急復旧活動を行う防災活動拠点として、河川防災ステーションを国土交通省と共同で整備し、その運営にあたる。

平成26年4月現在

位置：浮間1丁目3番先 敷地：約10,000㎡ 建物：延べ床面積418.2㎡

資機材等	北区	国土交通省
建物（会議室等）	106.08㎡	164.40㎡
建物（共有施設）	147.72㎡	
根固めブロック		3.2t/基×850基
割栗石		1,730㎡
鋼矢板		ハット型 10H L=18m 640枚

- ・北区： SPパイル 100本・ゲル水のう 7箱・土のう袋 5000枚・剣スコップ 100丁
かけや掛矢 7本・防水マット 4本・ジャカゴ(砂利籠)円柱 10個
 トラロープ 100m10本・カラーコーン 30本・水銀灯 3個
 投光機(タイヤ付) 1台・危険テープ 1箱(50m×30個)
- ・国土交通省： 土のう袋15,256袋・土のう袋(1t用) 395袋・スコップ 6丁・ロープ類 10巻

(2) 資機材

担当 土木部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所

平成26年4月現在

資機材名	単位	所管別			合計 12箇所
		北区土木部（1 箇所）	東京都第六建設 事務所 （8箇所）	国土交通省 （3箇所）	
土のう類	袋	11,400	83,330	43,496	156,220
土のう留杭	本	1,750	12,700	2,098	16,368
軽量鋼鈑	枚	190	700	—	890
木材	m ³	4.0	6.0	—	10.0
シート	m ²	840	5,540	71,053	92,985
鉄線	kg	250	818	8	1,068
杭	本	110	1,279	—	1,389
縄	m	6,000	70,356	3,800	82,556
番線カッター	丁	6	40	—	46
ショベル	丁	350	538	150	1,044
ツルハシ	丁	130	332	—	462
掛矢	丁	26	120	11	157
鋸	丁	10	50	—	66
鉋	丁	30	47	—	82
ペンチ	丁	—	46	—	46
もっこ	丁	190	105	—	295
一輪車	台	9	17	—	28

- ※ 北 区：滝野川水防倉庫（北区滝野川3-77-8）
 第六建設事務所：岩淵（北区岩淵町41）、蔵前、荒川、南千住、東尾久、飯塚橋、
 内匠橋、千住関屋町（8箇所）
 国土交通省：荒川下流河川事務所（北区志茂5-41-1）、岩淵出張所（北区
 志茂5-41-2）、小名木川出張所（3箇所）

(3) 排水場

担当	土木部
----	-----

平成26年4月現在

排水場名	設置箇所	完成年度	摘要
北耕地川排水場	神谷3-9	昭和37年度	235馬力ディーゼルエンジンポンプ 口径1,000mm 150m ³ /分
東田端排水場	東田端1-4	昭和58年度	出力15.0・口径150mm3台 12m ³ /分
観音橋排水場	滝野川3-53	昭和58年度 (平成9年度 取替え)	出力7.5・口径150mm2台 5m ³ /分
赤羽北排水場	赤羽北2-21	平成6年度	出力5.5・口径100mm1台 0.6m ³ /分
赤羽台公園貯留槽	赤羽台3-16	平成6年度	出力3.7・口径125mm2台 1.4m ³ /分
井頭排水場	岸町2-9	平成7年度	出力5.5・口径100mm2台 0.9m ³ /分
計	6カ所		

(4) 応急ポンプ

担当	土木部/消防団
----	---------

平成26年4月現在

種別	口径	台数	配置先	摘要	
可搬式	100mm	4	水防倉庫	3	
			道路公園管理事務所	1	
"	75mm	9	水防倉庫	7	
			道路公園管理事務所	1	
			赤羽北1-17	1	
"	65mm	52	王子消防団	16	消防団所属 消防ポンプ
			赤羽消防団	19	
			滝野川消防団	17	
計		65			

(5) 救助艇

担当	土木部／警察署／消防署
----	-------------

平成26年4月現在

形 式	乗員数	艇 数	所 管
ゴムボート	5人乗り	1 艇	水 防 倉 庫
9.8馬力	5人乗り	2 〃	王 子消防署
9.8馬力	5人乗り	5 〃	赤 羽消防署
9.8馬力	5人乗り	2 〃	滝野川消防署
ゴムボート		6 〃	王子・赤羽・滝野川警察署

(6) 土のう置き場

担当	土木部
----	-----

平成26年4月現在

土のう置き場	数 量 (袋)
補助85号線高架下土のう置き場	0 [*]
ちんちん山児童遊園脇	0 [*]
赤羽自然観察公園土のう倉庫	2,000
西ヶ原みんなの公園土のう倉庫	1,600
赤羽台公園土のう倉庫	100
計 5ヶ所	3,700

※補助85号線高架下耐震工事のため

(7) 土取場

担当	土木部
----	-----

平成26年4月現在

土取場	目 標	採取可能量	摘 要
神谷堀公園	王子5-28	200m ³	公園内広場
中央公園	十条台1-2-1	100m ³	公園内広場
桐ヶ丘中央公園	桐ヶ丘2-7	300m ³	公園内広場
計 3ヶ所		600m ³	

(8)水防工法

担当	土木部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所
----	-----------------------------

工法は現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、単独または併用して実施すること。

※ 水防工法【資料編p3参照】

4 高潮対策

担当	都第六建設事務所
----	----------

昭和24年キティ台風による災害を契機に、同年から第1次高潮対策事業として同台風級の高潮（AP+3.15m）に対処するため整備した隅田川の防潮堤は、相次ぐ地盤沈下と昭和34年の伊勢湾台風による被害等を想定し、大改修が必要となった。

このため国及び都は、同台風級の高潮（AP+5.1m）に対処すべく、昭和38年から東京高潮対策事業に着手した。

これにより隅田川は、水門9基を含む防潮堤46.9kmの整備を行い昭和50年度に完成している。

また、新河岸川は新河岸橋までが高潮対策事業区間に指定されており、平成15年度からは、新河岸橋下流の高潮護岸工事を橋りょう架替工事と一緒に実施している。

5 急傾斜地等「がけ・擁壁」防災対策

(1) 対策の方針

担当	まちづくり部／土木部／警察署
----	----------------

豪雨等による急傾斜地等の崩壊による災害を未然に防ぐため、建物、道路等の周辺における「がけ等」の実態について調査資料等を基に整理し、防災上の見地から改善指導、助言、勧告、命令等を行い、改善策の指導を推進する。なお、崩壊危険区域及び「急傾斜地崩壊危険箇所」の指定については、都が行い、公表している。

- 第2編 施策ごとの具体的計画
- 第3部 安全なまちづくりの実現
- 【予防対策】 1-4 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊の防止（p75）参照

【急傾斜地崩壊危険箇所(北区内58箇所)一覧】

町名等		町名等	
赤羽台	1-1	赤羽台	4-2
滝野川	2-59	赤羽台	3-13
赤羽台	1-7	赤羽台	3-14
滝野川	4-29	赤羽台	1-1
赤羽北	3-27	赤羽台	1-4
赤羽北	2-2	赤羽西	1-19
赤羽北	1-5	赤羽西	1-24
桐ヶ丘	2-11	赤羽西	1-23
赤羽台	3-21	赤羽西	4-4
赤羽西	2-13	赤羽西	3-10
赤羽西	2-25	十条仲原	4-2
赤羽西	2-22	十条仲原	4-6
赤羽西	3-25	十条仲原	4-20
赤羽西	3-19	赤羽西	3-18
十条仲原	4-11	中十条	3-35
西が丘	2-26	中十条	3-36
中十条	4-15	岸町	1-7
中十条	4-8	赤羽西	2-8
中十条	1-26	上十条	5-28
田端	6-4	西ヶ原	2-6
田端	1-18	西ヶ原	3-22
赤羽西	4-20	西ヶ原	2-2
岸町	1-15	上中里	1-37
岸町	2-6	上中里	1-8
十条仲原	4-16	田端	4-17
岸町	2-2	田端	1-21
中十条	4-4	田端	1-25
中十条	4-5	西が丘	2-2
西ヶ原	2-7	上十条	5-48

※平成26年度修正 東京都地域防災計画 震災編[別冊資料] 資料第36 急傾斜地崩壊危険箇所による

(2) 「がけ・擁壁」の安全化

担当	まちづくり部／土木部
----	------------

- 第2編 施策ごとの具体的計画
第3部 安全なまちづくりの実現
【予防対策】 1-4 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊の防止 (p75) 参照

(3) 急傾斜地の安全化

担当	まちづくり部／土木部
----	------------

都が、急傾斜地崩壊危険区域と対策工事の施工箇所をあわせて指定している。

【急傾斜地崩壊危険区域】

平成26年3月末現在

地区名	所在地	指定面積	指定年月日
北区赤羽西二丁目地区	北区赤羽西二丁目地内	0.25ha	昭 57.3.31
北区赤羽西三丁目地区	北区赤羽西三丁目地内	0.308ha	昭 59.5.15
北区赤羽西四丁目地区	北区赤羽西四丁目地内	0.21ha	昭 62.10.27
北区岸町二丁目地区	北区岸町二丁目、中十条一丁目地内	0.226ha	平元.2.17
北区赤羽西二丁目(2)地区	北区赤羽西二丁目地内	0.585ha	平 3.3.26

- 第2編 施策ごとの具体的計画
第3部 安全なまちづくりの実現
【予防対策】 1-4 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊の防止 (p75) 参照

6 土砂災害防止法の運用

担当	危機管理室／まちづくり部／土木部
----	------------------

- (1) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が平成13年4月に施行された。本法は、平成26年8月豪雨により広島市北部で発生した土砂災害等をふまえ改正され、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」として平成27年1月に施行された。
- (2) 同法においては、土砂災害防止対策の推進を図るため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域をあらかじめ明らかにし、当該区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造規制等を行うこととしている。
- (3) 都は土砂災害のおそれがある区域を警戒区域として指定する。
- (4) 区は警戒避難態勢に関する事項を定め、必要な事項を住民に周知する。
- (5) 警戒区域のうち、土砂災害により住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域を特別警戒区域として指定し、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、移転等勧告等を実施する。
- (6) 区は、土砂災害防止法による区域指定がなされた場合は、都と協力してハザードマップの作成等、避難等に関する情報を住民に提供するとともに、土砂災害防止法に従い、避難場所及び避難経路等を定める。なお、土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設等がある場合は、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるようこれらの施設への土砂災害警戒情報等の伝達方法も定める。

7 水害発生箇所の解消

担当	土木部
----	-----

豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、都関係局との連携を強化し、河川や下水道の整備に加え、雨水浸透ますの設置などの流域対策、地下空間への浸水対策などのまちづくり対策を重点的に行う。

8 都市型水害対策

担当	土木部／都建設局／都下水道局
----	----------------

- (1) ハード面における対策としては、河川の整備、下水道の整備に加え、貯留・浸透施設などの流域対策、河川と下水道の連携による浸水対策が都により進められている。
- (2) 洪水時の避難勧告・指示等の基準の整備、水防資機材の整備等を含めて、区は都と連携して避難・防災態勢の整備・確立を行う。
- (3) これらのソフト対策とともに、区及び都は広く区民を対象とした広報、啓発活動をさまざまな方法により行う。

9 流木対策

担当	土木部
----	-----

台風時期に流木の生じた場合は、関係機関と緊急連絡により排除する等被害を最小限度に止めるものとする。

10 浸水対策

(1) 浸水想定区域

担当	危機管理室／土木部
----	-----------

- ① 平成13年の水防法の改正により、国または都は、洪水予報河川について、河川整備の計画の基本となる降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。
- ② 区は、東京都が作成した浸水予測区域図に基づき、平成12年9月の東海豪雨（総雨量589mm、時間最大雨量114mm）を想定し、隅田川・新河岸川・石神井川・神田川が氾濫した場合を想定した浸水予想図と、水防法の浸水想定区域図に基づき荒川が氾濫した場合を想定した浸水予想図を公表している。

→ 第1部 総則

第1章 計画の方針

「東京都北区洪水ハザードマップ」～荒川が氾濫した場合～（p9）

「東京都北区洪水ハザードマップ」～隅田川・新河岸川・石神井川

・神田川が氾濫した場合（外水および内水氾濫）～（p10）参照

(2) 浸水想定区域における避難体制確保

担当	危機管理室／健康福祉部／子ども家庭部／土木部
----	------------------------

平成17年及び平成25年の水防法の改正により、浸水想定区域について、次に掲げる3つの事項について定める。

① 洪水予報等の伝達方法

- 第2部 災害予防
第1章 水害予防対策
11 気象情報等 (p37) 参照
- 第2部 災害予防
第2章 都市施設対策
4 地下空間への浸水被害対策 (p54) 参照
- 第2部 災害予防
第6章 地域防災力向上
4 避難行動要支援者の支援 (p64) 参照

② 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

- 第2部 災害予防
第3章 風水害時の避難所等の特定 (p56) 参照
- 第3部 災害応急・復旧
第5章 避難対策
【集中豪雨等都市型水害時における避難】 (p102)
【荒川はん濫氾濫時における避難】 (p103) 参照

③ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地。ただし、ウに掲げる施設については、当該施設の所有者または管理者から申し出があった場合に限る。

- ア 地下街等
- イ 要配慮者利用施設
- ウ 大規模な工場その他の施設

区は、今後早急に、上記アの地下街等（水防法第15条第1項第3号イ）、イの要配慮者利用施設（水防法第15条第1項第3号ロ）の範囲を定義するとともに、区内の当該施設等を精査、選定し、該当する所有者、管理者等と協議のうえ、地域防災計画に施設の名称及び所在地等を記載し、必要な対策を講じる。

11 気象情報等

注意報・警報・特別警報をはじめ、河川や土砂に関して発表される主な情報の種類とその内容を次に示す。

種類	発表	説明
注意報 ・警報 ・特別警報	気象庁	<p>注意報は大雨や強風などによって災害が起こるおそれのあるとき、警報は重大な災害が起こるおそれのあるとき、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは特別警報が発表される。</p> <p>注意報・警報・特別警報は関係行政機関、都道府県や市区町村へ伝達され防災活動等に利用されるほか、市区町村や報道機関を通じて地域住民の方々へ伝えられる。</p> <p>→詳細は（1）注意報・警報・特別警報に記載</p>
洪水予報	国土交通省 又は都道府県 と気象庁	<p>河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、水防法（10条2項）に基づき国土交通省または都道府県と気象庁が共同で発表する情報。あらかじめ指定した河川（洪水予報河川）について、区間を決めて水位または流量を示した洪水の予報（「氾濫警戒情報」等）が発表される。</p> <p>北区では、荒川が対象河川になっており、国土交通省関東地方整備局及び気象庁予報部が共同で洪水予報を発表する。</p> <p>→詳細は（2）洪水予報（荒川）に記載</p>
水位周知 河川情報	東京都 （又は国土交 通省）	<p>水位周知河川に対して発表される情報を指す。水位周知河川とは、洪水予報河川以外の河川で、洪水のおそれがある河川の水位情報を都民に提供する河川のこと。</p> <p>北区では、都管理河川の石神井川が対象河川となっている。対象河川ではあらかじめ定めてある避難判断水位に達したときに、東京都（または国土交通省）が氾濫警戒情報を発表する。</p> <p>→詳細は（3）水位周知河川情報（石神井川）に記載</p>
水防警報	河川管理者	<p>水防法（16条1及び2項）に基づき洪水時の河川水位の状態により発表する警報。水防警報は、その区間およびその区間を代表する水防警報基準点と定めて、水位等の状況に応じて発表される。主な水防警報の種類として、待機、準備、出動、および解除がある。</p> <p>→詳細は（4）水防警報に記載</p>
土砂災害 警戒情報	都道府県と 各地の気象台	<p>大雨警報が発表された後、降雨によりさらに土砂災害の危険度が高まった場合、より一層の警戒を呼びかけるために発表される情報。</p> <p>→詳細は（5）土砂災害警戒情報に記載</p>

(1) 注意報・警報・特別警報

担当	気象庁
----	-----

気象庁が発表する情報のうち、特別警報・警報・注意報の種類と発表基準は以下のとおり。

① 特別警報・警報・注意報の種類と概要

平成26年10月9日現在

種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

種類	概 要
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

注意報

② 特別警報・警報・注意報の発表基準

平成26年10月9日現在

種類		発表基準
特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合
	波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高波になると予想される場合
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
警報	大雨警報	(浸水害) 雨量基準：3時間雨量70mm以上 (土砂災害) 土壌雨量指数基準 ^{※1} ：154以上
	洪水警報	雨量基準：3時間雨量70mm以上 流域雨量指数基準 ^{※2} ：隅田川流域35以上、新河岸川流域34以上、石神井川流域21以上 複合基準：3時間雨量60mmかつ流域雨量指数 荒川流域46以上 指定河川洪水予報による基準：荒川[治水橋・岩淵水門(上)]
	大雪警報	降雪の深さ：24時間降雪の深さ20cm以上
	暴風警報	平均風速：25m/s以上
	暴風雪警報	平均風速：25m/s以上で雪を伴う
	高潮警報	東京湾平均海面 (T.P.) 上4.0m以上
注意報	大雨注意報	(浸水害) 雨量基準：3時間雨量40mm以上 (土砂災害) 土壌雨量指数基準 ^{※1} ：123以上
	洪水注意報	雨量基準：3時間雨量40mm以上 流域雨量指数基準 ^{※2} ：隅田川流域19以上、新河岸川流域27以上、石神井川流域17以上 複合基準：－ 指定河川洪水予報による基準：荒川[岩淵水門(上)]

※1 土壌雨量指数：降った雨がどれだけ土壌中に蓄えられているかを推定した指数で土砂災害の危険性を判断するために用いられている。

※2 流域雨量指数：対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を推定した指数で洪水災害の危険性を判断するために用いている。

	種類	発表基準
注意報	大雪注意報	降雪の深さ：24時間降雪の深さ5cm以上
	強風注意報	平均風速：13m/s以上
	風雪注意報	平均風速：13m/s以上で雪を伴う
	高潮注意報	東京湾平均海面（T.P.）上2.0m以上
	濃霧注意報	視程：100m以下
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	最小湿度25%以下で実効湿度50%以下
	なだれ注意報	※3
	着氷注意報	大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の時
	着雪注意報	大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の時
	融雪注意報	※3
	霜注意報	4月10日～5月15日：最低気温2℃以下
	低温注意報	夏期（平均気温）：平年より5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くとき 冬期（最低気温）：-7℃以下、多摩西部は-9℃以下

※3現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない

(2) 洪水予報（荒川）

担当	危機管理室／土木部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所
----	-----------------------------------

① 洪水予報の種類と発表基準

国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が共同で行う洪水予報は、2以上の都府県を流れる河川または流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生じる恐れのある場合に発表される。北区に關係する洪水予報には、荒川洪水予報がある。都及び水防管理団体（北区）は洪水予報を有効に利用し、効果的な水防活動に努めるものとする。（法第10条第2項、法第13条の2、気象業務法第14条の2第2項）

【荒川洪水予報の種類と発表基準】

情報	種類	予報地点	発表基準
氾濫注意情報 〔洪水注意報〕	荒川氾濫 注意情報	熊谷・治水橋・ 岩淵水門（上）	基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
氾濫警戒情報 〔洪水警報〕	荒川氾濫 警戒情報	熊谷・治水橋・ 岩淵水門（上）	基準地点のいずれかの水位が、概ね2～3時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれる時、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
氾濫危険情報 〔洪水警報〕	荒川氾濫 危険情報	熊谷・治水橋・ 岩淵水門（上）	基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき。
氾濫発生情報 〔洪水警報〕	荒川氾濫 発生情報	洪水予報区域内	洪水予報を行う区域内で、氾濫が発生したとき。



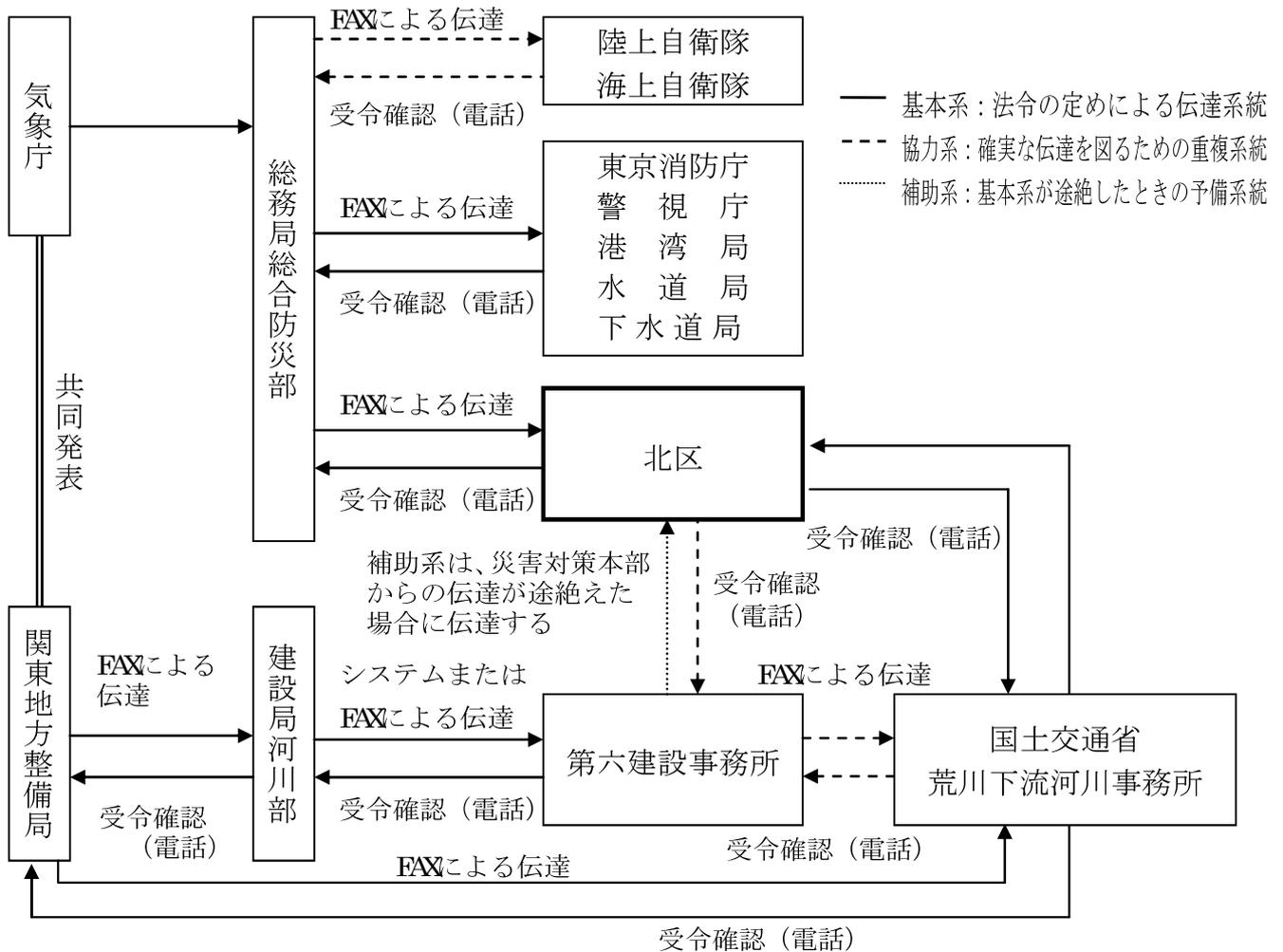
荒川水系洪水予報 実施区域図

② 荒川洪水予報にかかわる設定水位

平成27年4月現在

種類	河川及び区域	名称	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	氾濫 危険水位 (計画高水位)
荒川 洪水 予報	荒川（旧川を除く） 左岸：埼玉県深谷市 から海まで 右岸：埼玉県から 海まで	熊谷	3.00m	3.50m	4.80m	5.60m	7.51m
		治水橋	7.00m	7.50m	10.80m	11.10m	14.60m
		岩淵水門 (上)	3.00m	4.10m	7.00m	7.70m	8.57m

③ 洪水予報伝達系統図



(3) 水位周知河川情報(石神井川)

担当	危機管理室／土木部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所
----	-----------------------------------

水位周知河川とは、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水予報河川以外で洪水により国民上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定する河川である。

指定した水位周知河川については、避難判断水位を定め、当該河川の水位が避難判断水位に達したときは、その旨（氾濫警戒情報）を水防管理団体（北区）に通知しなければならない。

北区では、石神井川が平成23年度に指定されており、東京都第六建設事務所の水位監視装置が溝田橋上流右岸に設置されている。

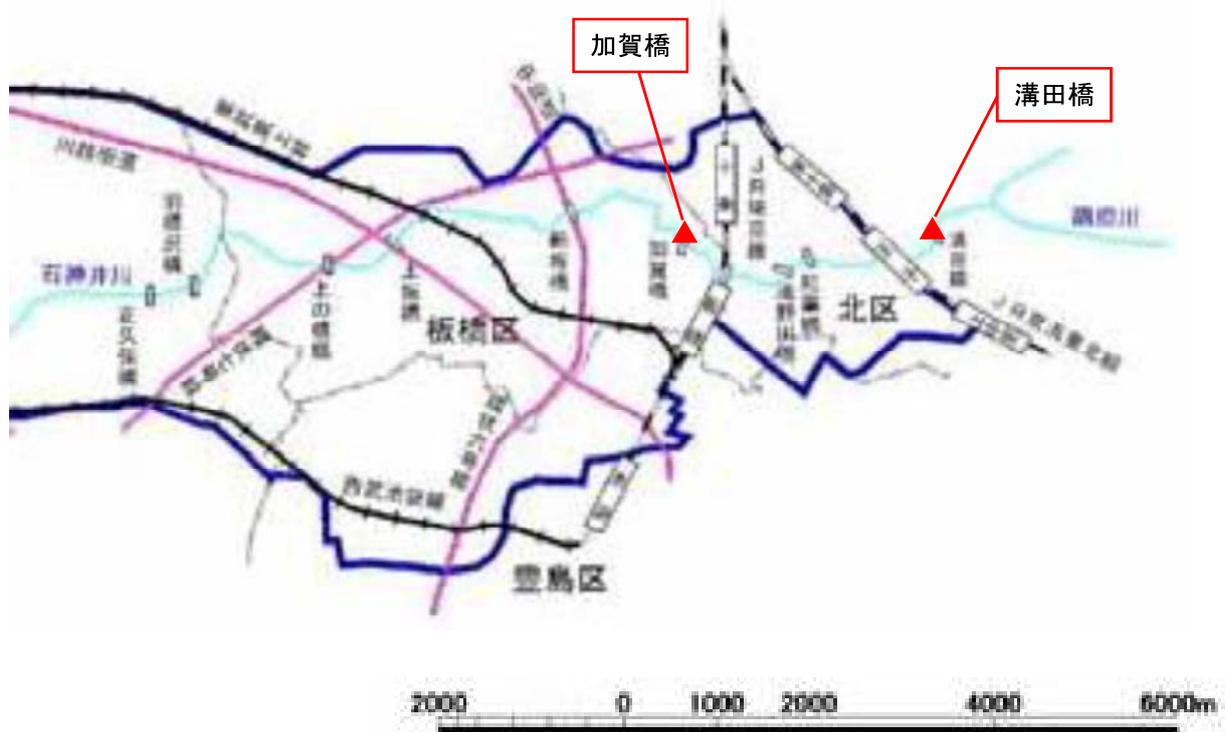
※北区内の各河川と設定水位一覧表【資料編p16参照】

※水位周知河川【資料編p17参照】

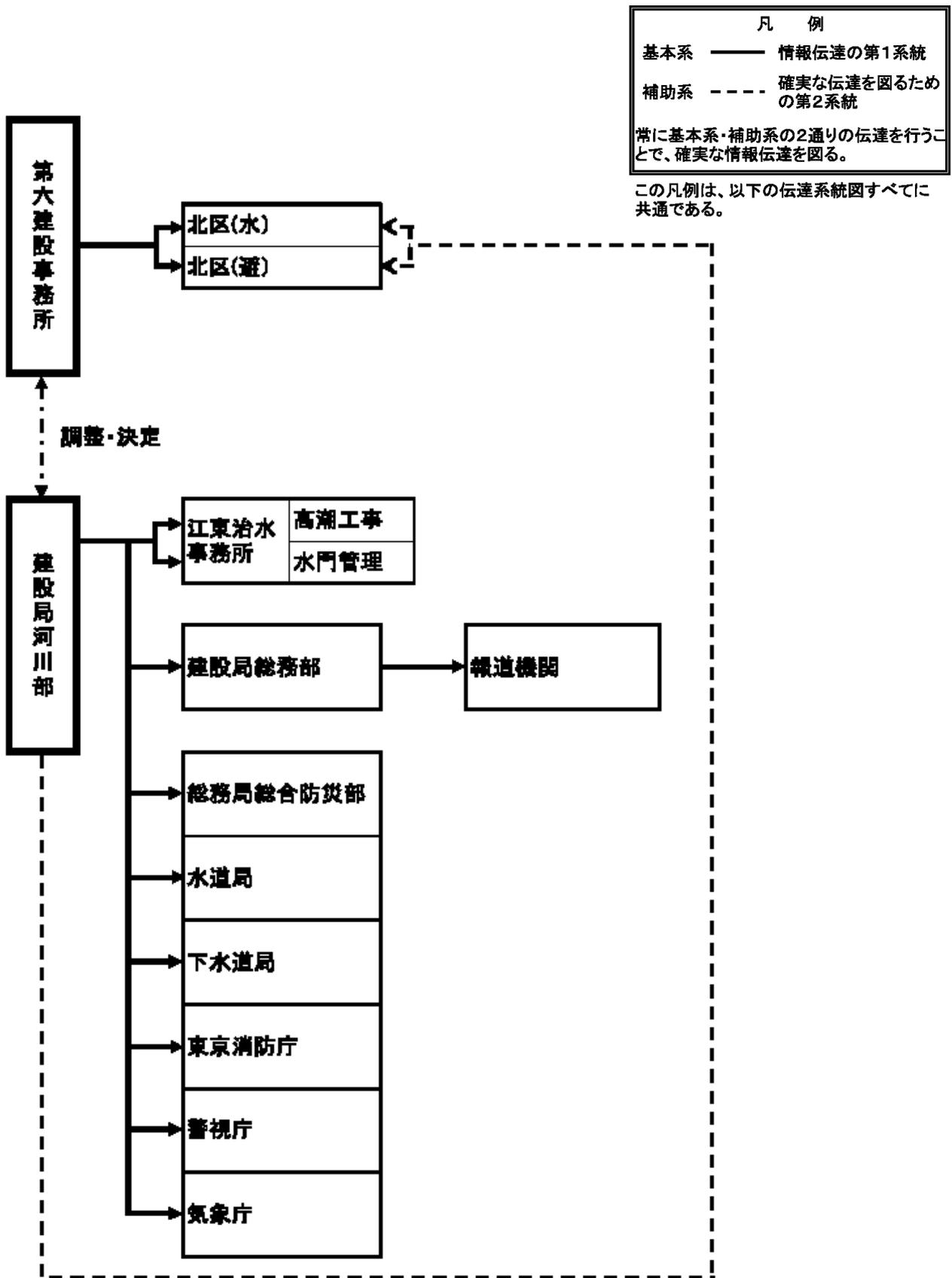
① 水位周知河川伝達系統図

各観測所の氾濫警戒情報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障、不測の事態を考慮し、次ページの図のとおりとする。

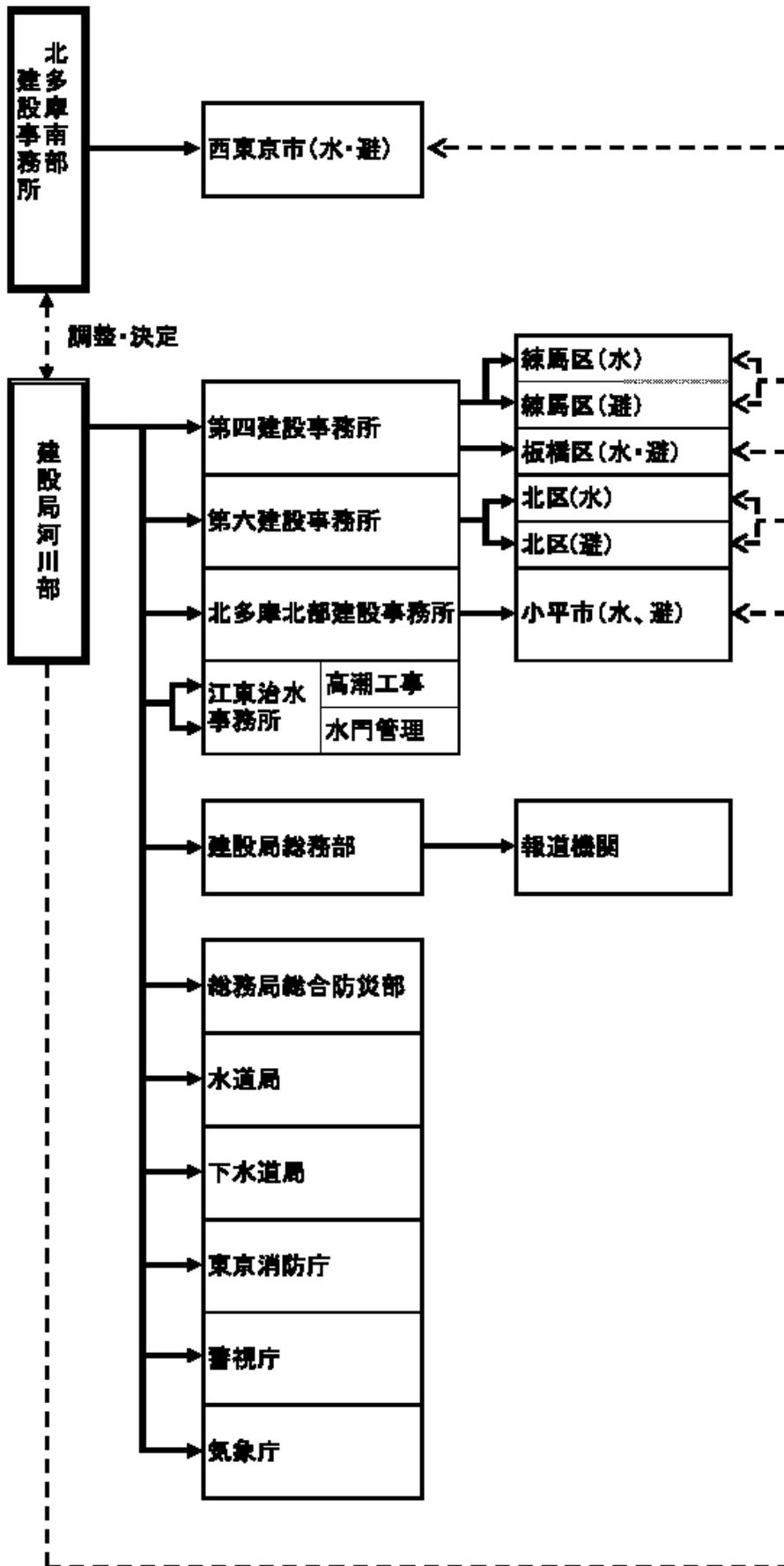
【観測所地図（溝田橋・加賀橋）】



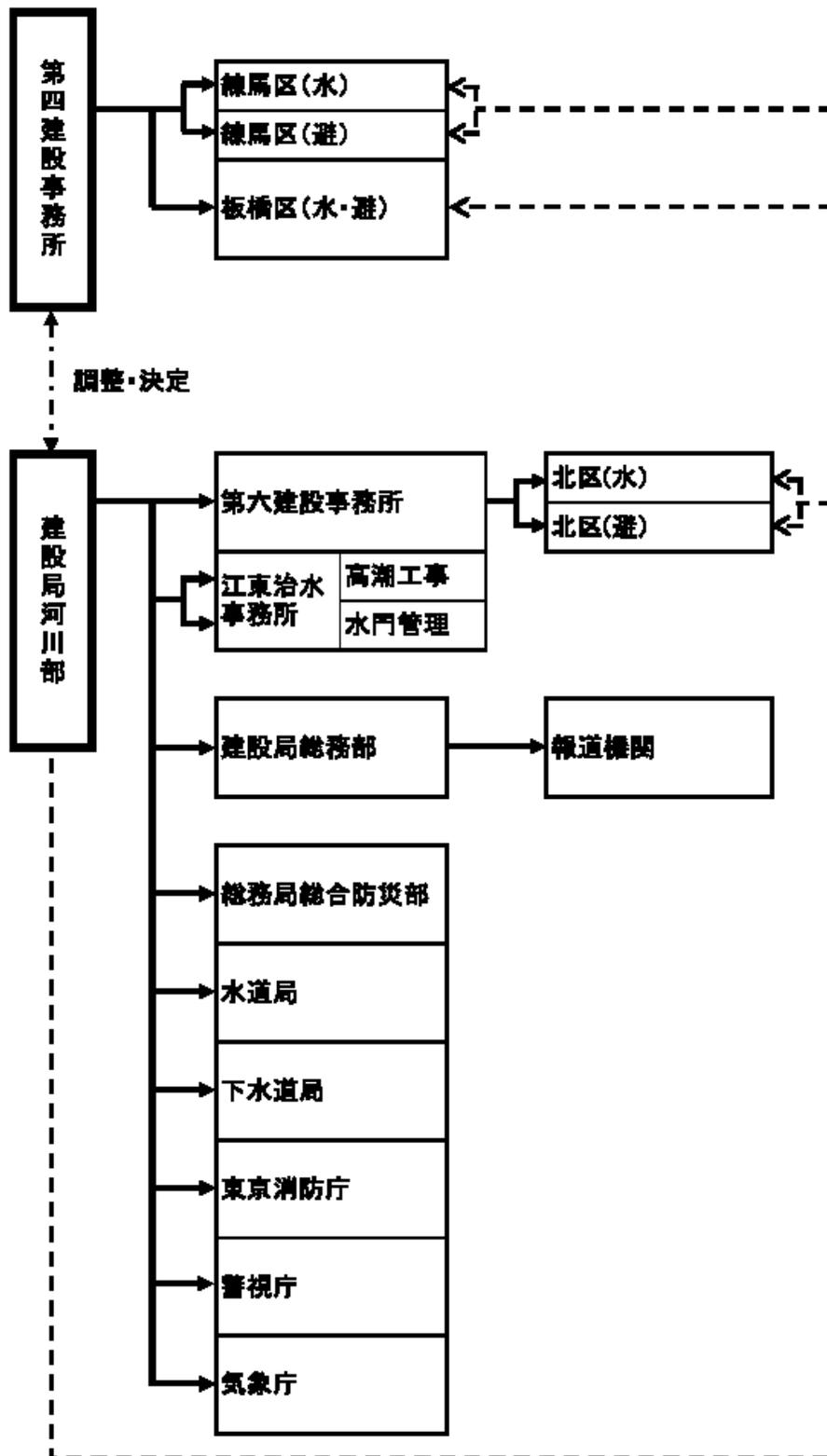
●石神井川（溝田橋） 氾濫警戒情報 伝達系統図



●石神井川（芝久保） 氾濫警戒情報 伝達系統図



●石神井川（稲荷橋、加賀橋） 氾濫警戒情報 伝達系統図



(4) 水防警報

担当	土木部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所
----	-----------------------------

① 水防警報の種類と発表基準

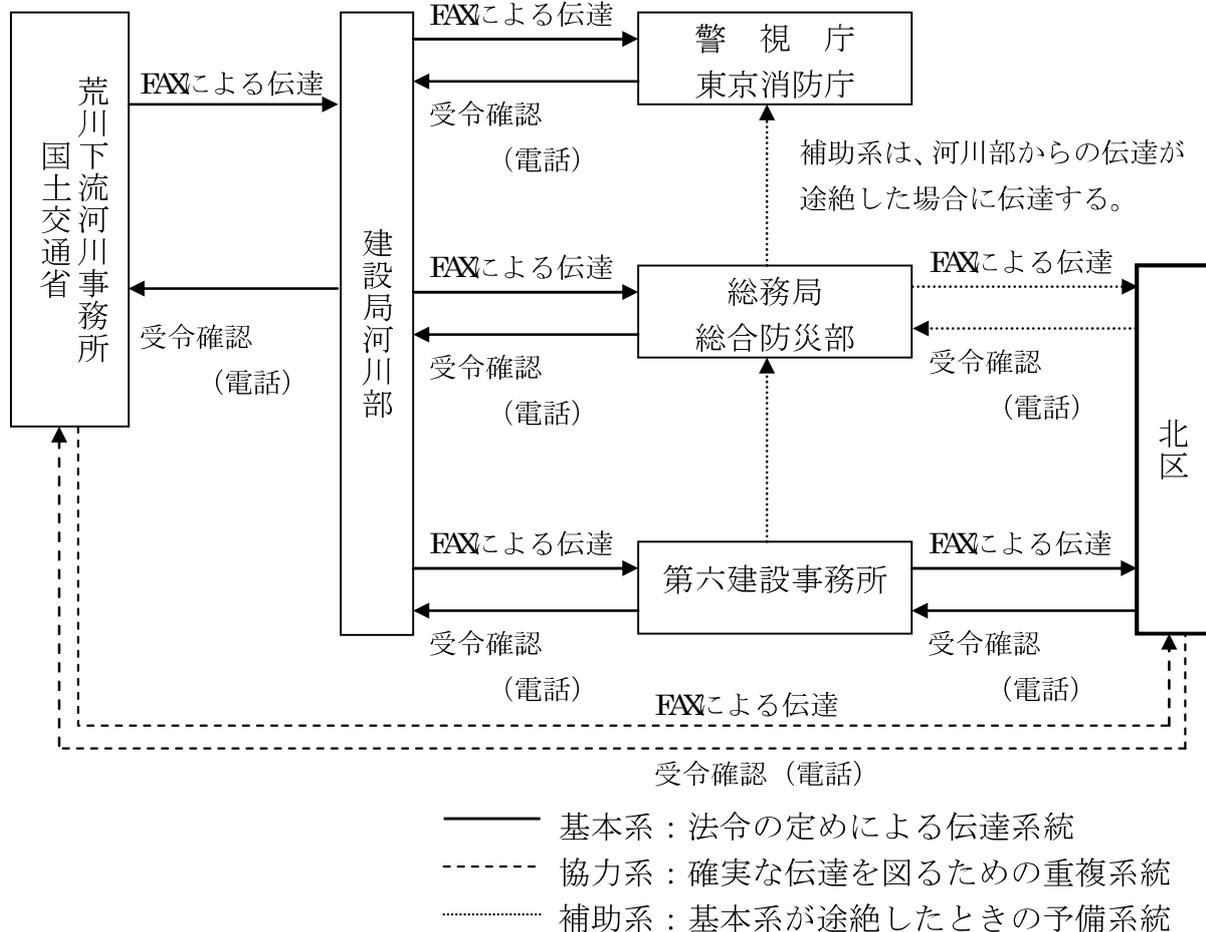
水防警報は、河川管理者から発表される水防活動の基準であり、都及び水防管理団体（北区）は、その情報の目的、性質を十分に理解するとともに伝達の系統及び方法について精通し、その情報を有効に活用して効果的な水防活動に努めるものとする。

水防警報の種類と発表基準

種 類	内 容	発表基準
待 機	1. 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることは出来ない旨を警告するもの。	気象予警報などと河川状況により、特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。 水防団待機水位(指定水位)に達し氾濫警戒水位(警戒水位)を越えるおそれがあるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位(警戒水位)を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	氾濫警戒情報が発表されたり、既に氾濫注意水位(警戒水位)を越えて災害の起こる恐れがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下ったとき。氾濫注意水位(警戒水位)以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。
情 報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合、上記に準じて水防警報を発表する。		

② 荒川水防警報伝達系統図

水防警報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、おおむね次の図のとおりである。



(5) 土砂災害警戒情報

担当	危機管理室／まちづくり部／土木部／都建設局／都総務局
----	----------------------------

大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、区長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適切に行えるよう支援するため、国土交通省河川局と気象庁が連携して判断基準となる土砂災害警戒避難基準雨量の設定手法を策定した。

都建設局は、これに基づき、土砂災害警戒情報の発表基準を作成し、気象庁と都が共同して発表するための情報伝達体制を整備しており、平成20年2月に運用を開始した。

① 土砂災害警戒情報(以下、「情報」という)の目的

大雨により土砂災害の危険度が高まったときに、気象庁が都と共同で発表する気象情報で、区長が避難勧告等を発令する際の判断や、住民の自主避難の判断等に利用できる。

② 情報の特徴及び利用にあたっての留意事項

- (1) 大雨警報の発表中に発表する（解除情報もある）。
- (2) 発表対象とする土砂災害は、土石流と集中的に発生する急傾斜地の崩壊とする（発表対象としない土砂災害は、降雨から技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊・山体崩壊とする）。
- (3) 降雨から土砂災害の危険度を判断するため、個々の災害発生場所、発生時刻、規模等は特定できない。

③情報の伝達

- (1) 気象庁と都が共同して雨量情報を監視し、発表基準を超過したとき発表する。
- (2) 都は、区及び各支庁・建設事務所へ、防災行政無線ファックス及び東京都災害情報システム(DIS)を利用し伝達するとともに、住民へ周知する。

④ 区への対応

情報を受けた区は、ただちに住民へ伝達し、地域防災計画の定めに基づき行動する。ただし、急傾斜地等（がけ・擁壁）については、現在、都が、土砂災害防止法に基づいてがけ地等の調査を進めていることから、今回の改定では避難勧告等の発令基準のみを検討することとし、今後、発令基準を適用する区域の指定およびハザードマップの作成等、さらに対策を検討するものとする。

第2章 都市施設対策

1 電気

担当	東京電力(株)
----	---------

建物に対する風圧力は建築基準法による。配電、通信の各設備に対する風圧荷重は電気設備に関する技術基準の各該当項目による。また、周囲の状況から浸水災害を想定する。

施設名	設計基準ならびに予防措置
変電設備	<p>最高潮位 A P + 4.7m を想定し、「高潮洪水対策」の効果が失われないうように配慮している。屋外鉄構の強度は、風速 40m/ s の風圧に耐え得るものにしてている。</p> <p>浸・冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の困難な箇所では屋内機器のかさ上げを実施する。</p> <p>また、屋外機器は基本的事業にかさ上げを行うが、かさ上げ困難なものは、防水・耐水構造化、または防水壁等を組合わせを実施する。</p>
送電設備	<p>架空線</p> <p>鉄塔及び電線強度は、風速 40m/ s の風圧に耐え得るものにしてている。</p> <p>土砂崩れ、洗堀などが起こるおそれのある箇所のルート変更、よう壁、石積み強化等を実施する。</p>
	<p>地中線</p> <p>ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。</p>
配電設備	<p>支持物の基礎は、「電気設備の技術基準」に基づき適正な根入れ深さをとる。電柱及び電線の強度は、風速 40m/ s の風圧に耐え得るよう設計している。</p> <p>浸・冠水のおそれのある供給用変圧器室は、変圧器のかさ上げ等による防水対策を実施する。</p>
通信設備	<p>無線のアンテナの支持物に対する強度は、電気設備技術基準及び電力用無線通信鉄塔、鉄柱設計基準によっている。</p> <p>通信設備及び予備電源装置は、水没しない箇所に施設することを原則としている。</p> <p>浸・冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の困難な箇所では屋内機器のかさ上げを実施する。</p>

第2編 施策ごとの具体的計画

第4部 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【予防対策】7 電気・ガス・通信等 7-1 電気施設の安全化 (p123) 参照

2 電話

担当	(株)NTT東日本
----	-----------

洪水に対する緊急防護設備の確保として、防火扉、防水壁、防水栓、土のう、ビニールシート及び排水装置（排水ポンプ等）の点検整備をする。

→ その他の水防活動に含まれる計画内容について

第2編 施策ごとの具体的計画

第4部 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【予防対策】7 電気・ガス・通信等 7-3 通信施設の安全化 (p126) 参照

3 交通

担当	都交通局／JR東日本(株)／東京地下鉄(株)
----	------------------------

(1) 都営交通施設

暴風、豪雨、豪雪、洪水、その他異常な自然現象による水害の発生する恐れのある場合には、その災害に対する未然防止策を図るとともに、災害が発生した場合には、その被害の軽減と迅速、的確な復旧を図るため、非常災害対策本部を設置する。

→ 第2編 施策ごとの具体的計画

第4部 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【予防対策】2 鉄道施設

第2 各機関の安全対策 1. 都営交通施設 (p113) 参照

(2) JR東日本(株)施設

→ 第2編 施策ごとの具体的計画

第4部 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【予防対策】2 鉄道施設

第2 各機関の安全対策 2. JR東日本(株)施設 (p114) 参照

(3) 東京地下鉄(株)施設

東京地下鉄(株)における排水施設は850m²～1.5km²ごとに設備している。各ポンプ室には排水能力毎分1.0tのポンプ3台を標準設置し、交互自動運転を行っている。

- 第2編 施策ごとの具体的計画
第4部 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
【予防対策】2 鉄道施設
第2 各機関の安全対策 3. 東京地下鉄(株)施設 (p115) 参照

4 地下空間への浸水被害対策

担当	危機管理室／まちづくり部／土木部／東京地下鉄(株)
----	---------------------------

(1) 浸水被害が大きい流域、浸水被害に脆弱な地域等における対策

① 適切な地下利用への誘導

地下街等、浸水被害に弱い施設を対象とした都の策定する「地下空間浸水対策ガイドライン」により、都及び関係機関と連携し、条例・要綱等の活用により適切な地下空間の利用の誘導方策を検討する。

② 大規模地下空間における浸水対策の促進

地下鉄や地下街などを対象に、関連する民間の管理者と行政が連携し、「施設別地下浸水対策計画」を策定するなど、先行的に対策を促進する。

(2) 普及啓発

- ① 都は、既存の地下空間の施設管理者及び今後地下室等を新設する建築主等に浸水対策の必要性等を積極的に広報していく。また、施設管理者等に浸水防止対策の先進事例等の情報を提供する。
- ② 区は地下空間の浸水被害対策を、都からの情報提供や技術的支援などを元に行う。

(3) 地下空間管理者による情報判断

- ① 地下空間管理者は、日頃から浸水実績図をもとに、当該地下空間の浸水の危険性を把握し、避難誘導経路を確保する。
- ② 地下空間管理者は、提供される降雨に関する情報等を積極的に活用するとともに、出口付近の地盤高を目安にして、早めの警戒策を講じる。

5 下水道施設に関する情報共有

担当	危機管理室／土木部／都下水道局
----	-----------------

(1) 下水道施設における降雨情報システム(東京アメッシュ)

- ① 都下水道局では、雷雨や集中豪雨、台風による豪雨の際に、降雨状況を的確に把握し、水再生センター、ポンプ所のポンプを適時適切に運転するため、降雨情報シ

システムを設置している。

アドレス <http://www.gesui.metro.tokyo.jp/>

- ② 都民の防災活動を支援するため、都下水道局ホームページへ掲載するほか、携帯サイトでも閲覧できるようにしている。

(2) 下水道におけるリスクコミュニケーションの充実

① 防災意識の啓発

ア 浸水対策リーフレットの配布

区民自身が行う浸水に対する備えを分かりやすく周知するとともに、戸別訪問により区民からの意見を伺い、パートナーシップを構築する。

イ 道路雨水ますの点検(区、町会との連携)

道路雨水ます機能を確保するため、区や町会と連携を強化する。

ウ 体感できるイベントの開催

浸水対策強化月間の取組として、地下水浸水模型による避難体験、ポンプ所の見学会など区民が浸水対策の必要性を体感できるイベントを実施する。

エ 見学会や出前授業等の開催

現場見学会(幹線工事など)を開催し、区民へ雨水対策事業を周知するとともに、小学校の総合的な学習の時間等を利用し、浸水対策を分かりやすく周知する。

オ 浸水に対する予防措置を図るため、区と連携して地下室・半地下室の危険性を区民に周知する。

第3章 風水害時の避難所等の特定

担当	危機管理室／地域振興部／教育委員会事務局
----	----------------------

風水害時に備え、自主避難施設、避難所、および指定緊急避難場所を整備する。各施設の位置づけや候補施設等は下表のとおり。

分類	位置づけ	候補施設	運営	ゲリラ豪雨・集中豪雨 →石神井川氾濫	大型台風・停滞前線 →荒川氾濫
自主避難施設	避難勧告等が発令されるまでの間に、自主的に避難を行おうとする区民等を受入れる施設	北区ふれあい館 ^{※1} 等	<ul style="list-style-type: none"> 区職員^{※2} 町会、自治会（自主防災組織） 	① 北区洪水ハザードマップや水害履歴を踏まえ、候補施設を指定する。 ② 危険が去っても、自宅等が浸水等で生活できない場合には避難所に移動する。	赤羽・王子・滝野川の3地区に一か所ずつ設置する。 ^{※3}
避難所	避難勧告等の発令による避難者を受け入れ、災害後、浸水などにより自宅では生活できない被災者が、一定の期間、生活する場所	北区立小・中学校	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織（避難所管理運営委員会） 指定参集職員派遣 	北区洪水ハザードマップを受けない学校、もしくは浸水の影響を受けない上層階を有する学校とする。	高台の小・中学校を避難所とする。
指定緊急避難場所	切迫した災害の危険から逃れるための避難場所		^{※4}	災害に対する安全な構造であり、安全な区域に位置する、もしくは北区洪水ハザードマップを踏まえ、想定浸水以上の階を有し、避難が可能な施設とする。	

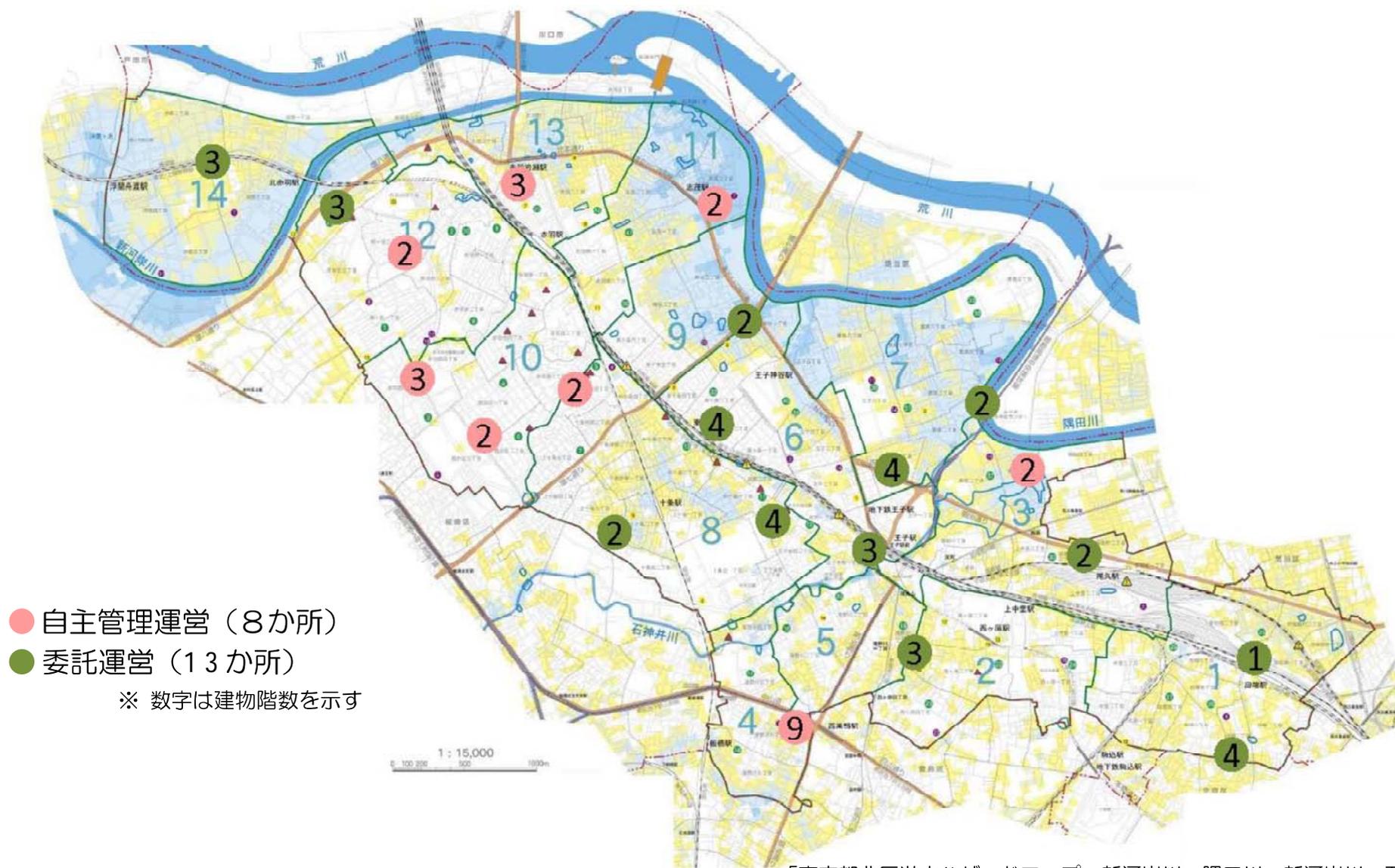
※1 自主避難施設としてのふれあい館利用については、今後洪水ハザードマップ等をふまえ、避難等の緊急度の高い箇所位置するものから順次、協定を結ぶなどして整備を図る。

※2 指定幹部職員、施設管理者および防災課兼務職員。

※3 当面の間、赤羽北ふれあい館、堀船ふれあい館、防災センターを自主避難施設として試行運用し、実績を鑑みながら、他施設についても検討をすすめる。

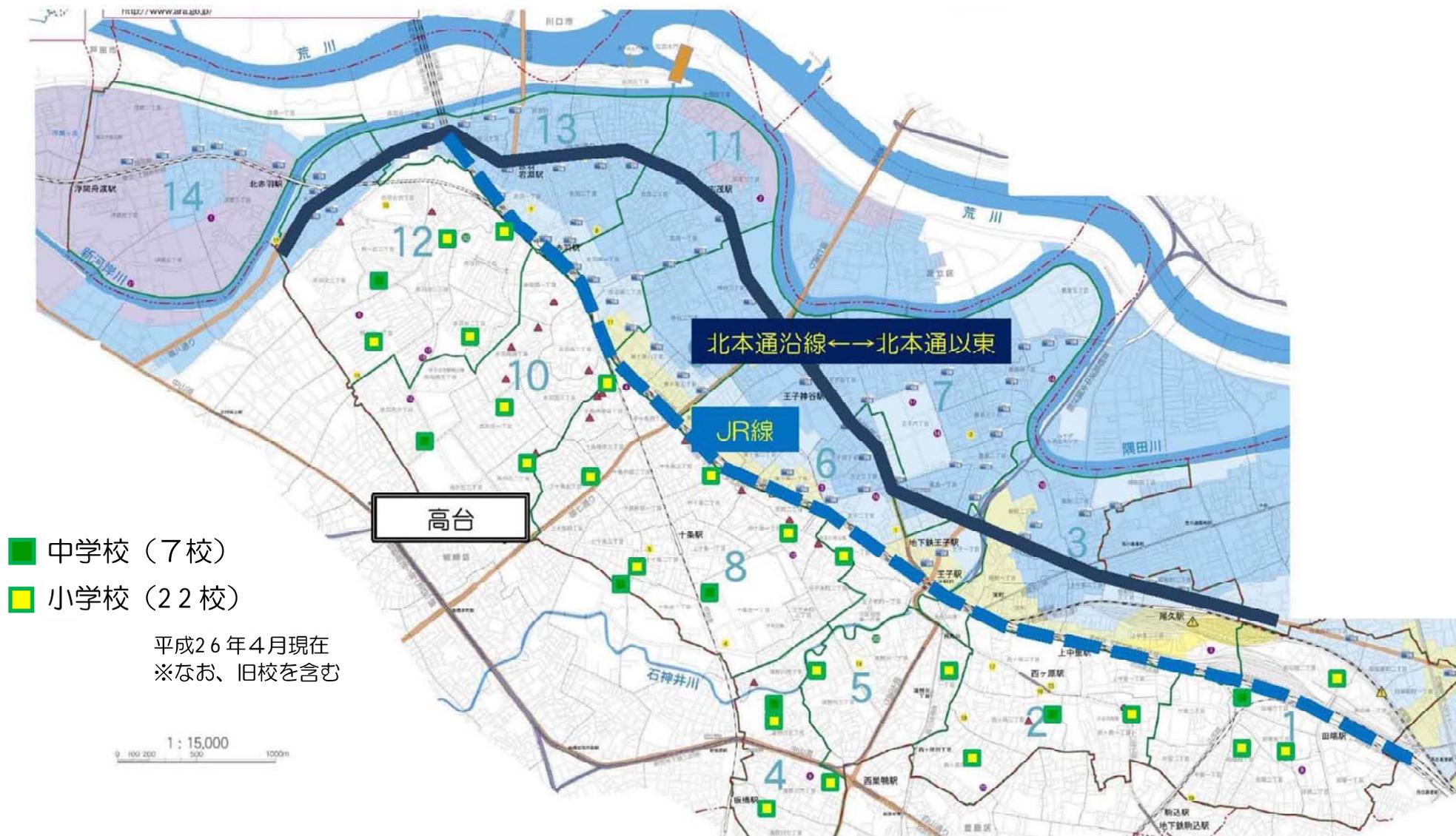
※4 現在のところ未指定。今後、都営・区営住宅といった公共施設から、指定緊急避難場所として適切な施設を指定していく。

【北区ふれあい館】



「東京都北区洪水ハザードマップ～新河岸川・隅田川・新河岸川・石神井川・神田川がはん氾した場合～（外水および内水氾濫）」をもとに作成

【避難所指定の北区立小学校・中学校】



「東京都北区洪水ハザードマップ～荒川がはん氾した場合～」をもとに作成

第4章 物資・輸送対策

1 食料等の確保

担当	危機管理室／健康福祉部／子ども家庭部
----	--------------------

備蓄倉庫は浸水から免れる高台や建物の浸水が及ばない階へ設置する。また、浸水が想定される区域にある既存の備蓄倉庫については、浸水対策を充実・強化する。

備蓄の推進にあたっては、特に妊産婦や乳幼児などの要配慮者や、女性の視点をもって、充実を図る。

2 飲料水及び生活用水の確保

担当	危機管理室／区民部／総務局（総合防災部）／水道局北部支所 北営業所
----	-----------------------------------

- 第2編 施策ごとの具体的計画
第10部 物流・備蓄・輸送対策の推進【予防対策】
2 飲料水及び生活用水の確保（p298）参照

3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

担当	危機管理室／地域振興部／健康福祉部／子ども家庭部／区教育委員会事務局／都福祉保健局
----	---

- 第2編 施策ごとの具体的計画
第10部 物流・備蓄・輸送対策の推進【予防対策】
3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備（p299）参照

4 車輛・舟艇等輸送機関の確保

担当	総務部／区民部
----	---------

- 第2編 施策ごとの具体的計画
第10部 物流・備蓄・輸送対策の推進【予防対策】
4 車輛・舟艇等輸送機関の確保（p300）参照

第5章 区職員の防災力向上

1 水防訓練

(1) 方針

担当	区各部／消防署／消防団／防災関係機関
----	--------------------

水防法及び「風水害対策編 第3部 災害応急・復旧 第4章 消防機関の水防活動計画（p89）」に基づき、水防活動に必要な知識及び技術の完全な習熟を目的として、防災関係機関と協力または共同して水防訓練を実施する。

(2) 実施要領

担当	区各部／消防署／消防団／防災関係機関
----	--------------------

① 訓練項目

- ア. 水防工法
- イ. 水防知識並びに水防活動に必要な事前教育等
- ウ. 部隊編成訓練
- エ. 無線通信訓練
- オ. 本部運営訓練
- カ. 救助救急訓練
- キ. その他水災時の活動に必要な訓練

② 参加機関

区、消防署、消防団及び防災関係機関

③ 実施時期

原則として、毎年台風シーズン前に実施する。年1回以上実施する。

2 図上演習等の実施

担当	区各部
----	-----

区は、本計画及び「北区水防計画」を用いて、風水害時における本部設置・運営訓練を定期的・継続的に実施し、活動要員等のスキルの向上と、計画の検証・充実を図る。

3 各種マニュアル等の作成

担当	区各部
----	-----

区は、本計画において、内閣府策定の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を参考に、各地域の特性を踏まえて避難勧告等の判断・伝達のための基準や方法等を整備した。

北区において、特に対策を講じる必要がある水害は、荒川氾濫による大規模水害、台風の接近・上陸やゲリラ豪雨と呼ばれる局地的集中豪雨などの降雨による内水氾濫や石神井川等の氾濫である。これらの風水害に対しては次のような取組みを行う必要がある。

- ・荒川氾濫や台風の接近は、気象情報や水位情報等により事態の進行がある程度予測可能であり、現在、国土交通省が中心となり荒川下流域を対象としたタイムライン（事前防災行動計画）策定の検討が行われている。これを踏まえ、今後個々のマニュアル等を作成していく際、タイムラインの考え方を生かしていくなど、実行性を重点においた取組みを推進していく。

- ・また、局地的集中豪雨などの降雨による内水氾濫や石神井川等の氾濫の備えとしては、石神井川の増水・浸水被害の特徴や、氾濫警戒情報が発表された場合の対応及び緊急的な避難行動（堅牢な建物の2階以上避難等）の必要性等について記した、石神井川に特化した水害対策を作成することを検討する。

区各部においては、現状の職員行動マニュアル等について、風水害対応を追記するなどして、見直しを行う。

第6章 地域防災力向上

1 周知・啓発

担当	区各部／各防災関係機関
----	-------------

(1) ハザードマップの更新・作成と災害リスクの共有

区は、洪水ハザードマップを適宜更新するとともに、土砂災害ハザードマップを作成し、区民や地域と災害リスクの共有を図る。

(2) 区民に対する周知・啓発

- ① 区及び各防災関係機関は、ともに連携を図り、防災セミナーや各種講演会等を開催するとともに、風水害対策にかかわる区民の行動等を記したリーフレット等によって、区民の防災知識の向上を図る。特に、降雪に不慣れな首都圏においては、外出時の転倒や事故による人的被害を予防するため、豪雪時の備え等を区ホームページなどを活用して普及啓発していく。
- ② 区は、災害履歴、地形図、浸水予測区域図、洪水ハザードマップ等を活用して、あらゆる場を活用して地域の防災対策に関する情報を提供する。また、家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等について普及啓発していく。
- ③ 区は、都民防災教育センター(防災館)や荒川治水資料館(通称:アモア)を活用して、風水害に関する防災行動力の向上を図る。
- ④ 区は、風水害を想定した要配慮者及びその家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練を支援する。
- ⑤ 区は、各避難所運営主体による避難所運営訓練、区総合防災訓練等への要配慮者及び家族の参加に対する支援を行う。
- ⑥ 要配慮者への対応や避難所運営などでは、女性の視点が重要であることから、区は、女性の参画の促進に努めるとともに、女性も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。

(3) 地区防災運営協議会等に対する周知・啓発

区では平成25年度より、19の各地区防災会議を主体に、学校や事業所、各種団体など地域の関係者が会する「地区防災運営協議会」を順次設置し、その場を基盤とした防災活動を展開することで、地域防災力のさらなる向上を図っているところである。今後、区は、自主防災組織をはじめ、この地区防災運営協議会等を対象に風水害対策に関する啓発活動を展開し、地域の水害対策の構築を支援する。

(4) 事業所に対する周知・啓発

事業所における風水害の軽減を図るには、管理権限者、防火管理者等に対し、その重要性を認識させる必要があることから、消防署は防火防災管理者講習、消防計画作成時、自衛消防訓練時等をとらえ、防災意識の高揚とともに自衛消防隊等の活動能力の向上を図る。

(5) 北区防災気象情報メール配信サービスの登録推進

区は、区民等の災害に対する先行的な行動を促す一手段である「北区防災気象情報メール配信サービス」への登録を推進する。そのために、地区防災会議等に出向くとともに、区民まつりや防災訓練会場にメール配信サービス登録コーナー等を設置するなどして、登録を支援する。

2 防災訓練

担当	区各部／各防災関係機関
----	-------------

(1) 訓練項目

区は、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、平常時よりあらゆる機会をとらえ、訓練を実施する。

- ① 参加機関：区、地域住民及び事業者、都及び防災機関
- ② 訓練項目：本部運営訓練、非常招集訓練、現地実働訓練、図上訓練、救出救護訓練

(2) 土砂災害に対する全国統一防災訓練

区は都と連携し、住民が参加した情報伝達手段の確認、適時適切な避難指示等の発令、避難場所・避難経路の確認等による警戒避難態勢の強化のために訓練を実施する。

- ① 実施時期：出水期前に実施
- ② 参加機関
：都、区、国土交通省、東京消防庁(地元消防署)、地元住民(自治会・消防団)
- ③ 訓練項目：避難訓練(実働訓練)、情報伝達訓練

3 地域におけるマニュアル等の整備

担当	危機管理室
----	-------

区は、自主防災組織や地区防災運営協議会において、風水害時の避難行動等に関する対応マニュアルの作成を進める。

4 避難行動要支援者の支援

担当	危機管理室／健康福祉部／まちづくり部／土木部
----	------------------------

区は、「避難行動要支援者名簿」を整備し、居住地域の自主防災組織などの避難支援等関係者に情報提供するなどして、避難支援等関係者の風水害時における避難行動要支援者支援体制の構築に協力する。

また、区は、避難行動要支援者の日ごろの備えや災害発生時の対処方法、避難場所等を記載した「避難行動要支援者行動マニュアル」に風水害対策を記載する等、マニュアルの改定を検討する。

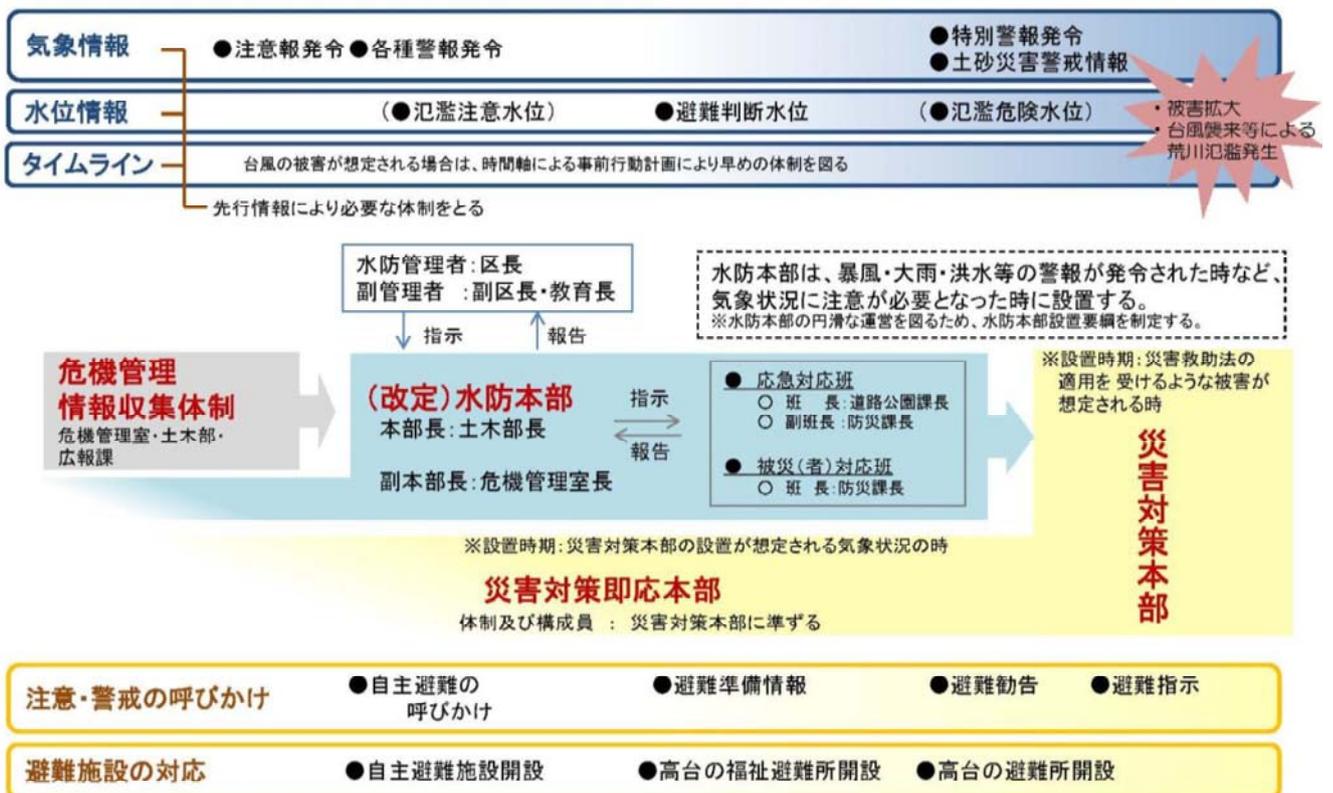
第3部 災害応急・復旧

第1章 本部体制

1 状況に応じた機動的な体制

風水害時の基本的な体制は、次のとおりである。

【風水害時の基本体制】



※河川水位と避難勧告等発令の関係については、内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成26年)を踏まえて検討した。

2 危機管理情報収集体制

担当	政策経営部／危機管理室／土木部
----	-----------------

気象庁から東京地方23区西部に大雨・洪水注意報等が発令された場合には、広報課職員並びに土木部職員及び危機管理室職員のうち指定された職員は危機管理情報収集体制をとり、東京都その他の関係機関と連携し、情報収集及び対策にあたるものとする。

3 水防本部

担当	危機管理室／土木部
----	-----------

北区では、全国的な傾向と同様に、近年特に台風の接近・上陸や、ゲリラ豪雨と呼ばれる局地的集中豪雨などの降雨による内水氾濫、いわゆる都市型水害が多発している。

一般的に台風等と局所的集中豪雨では被害の様相は大きく異なるが、北区ではこれまでの経験から、いずれの場合も石神井川の溢水による周辺地域への浸水が発生するおそれがあることがわかっている。

台風は、ある程度の経過予測が可能のために事前対応が可能だが、発生予測が困難な局所的集中豪雨では即時対応を求められる。

また、いずれの場合にも、必要な水防活動や避難行動は同じだが、局所的集中豪雨が勤務時間外に発生した場合は、時間だけでなく人手もない状況下において、（台風と同様の）水防活動や区民の避難支援を行っていかなくてはならない。

そこで、その発生頻度や北区の災害特性等から特に対策の必要性が高いと考えられる、集中豪雨等への対応についての今後の取組方針を以下に示す。

なお、近年、発生が目立つ竜巻・突風・豪雪災害にも準用する。

(1) 設置

土木部長は、以下の場合に水防本部を設置する。

- ① 北区に各種警報が発令されたとき。
- ② 北区に各種注意報が発令され、同警報の発令が想定されるなど、気象状況に注意が必要となったとき。
- ③ 北区が大型台風の進路にあたりと想定され、早めの警戒が必要なとき。
- ④ その他土木部長が必要と認めたとき。

(2) 廃止

本部長は、災害のおそれが解消し、水防活動がおおむね終了したと認められたときに水防本部を廃止する。

(3) 動員態勢

水防本部員の動員は、本部長（土木部長）の指示により、各課の課長が行う。その場合の基準は、次のとおりとする。

【水防本部（土木部）の動員態勢】

種類	基準及び内容	人員
情報連絡準備態勢	東京23区西部（北区以外）に注意報が発令され、その後、警報の発令が想定されるなど、気象状況に注意が必要となったとき。	水防本部員に対し若干名
情報連絡態勢	(1) 北区に大雨注意報等が発令され、現在の降雨状況、雨雲の移動状況及び周辺地域の雨量等から風水害に対する注意と警戒が必要となったとき。 (2) 台風の進路等に対し注意が必要となったとき。	水防本部員に対し概ね1/7
第1次 水防非常配備態勢	北区に大雨警報等が発令され、地域によっては集中した降雨が予想される場合、または台風の接近に伴い警戒が必要となったとき。	水防本部員に対し概ね1/5
第2次 水防非常配備態勢	広域にわたって風水害が発生する恐れがあり、あるいは風水害が発生し、水防活動を実施する必要がある場合、または大型の台風の接近に伴い特別の警戒が必要になったとき。	水防本部員に対し概ね1/3～ 1/2
第3次 水防非常配備態勢	区内全域にわたり風水害が発生する恐れがあり、救援等の水防活動に全力で取り組む必要があるとき。	水防本部員全員

(注) 水防要員は異常気象が発生し、もしくは発生が予想される場合には、気象情報に注意し、事態に即応した水防態勢ができるように留意するものとする。

【水防要員の現況】

水防管理団体（北区）		消防機関 ^{※2}			
			消防職員	消防団員	計
水防管理者 （北区長）	水防本部 （土木部長 他80名） ^{※1}	第5消防方面	計556名	計546名	計1,183名
水防副管理者 （副区長・教育長）		王子			
		赤羽 滝野川			

※1 土木部職員定数

※2 消防機関の人員数は平成26年4月現在の数

北区役所（北区王子本町1丁目15番22号）（3908）1111（代表）

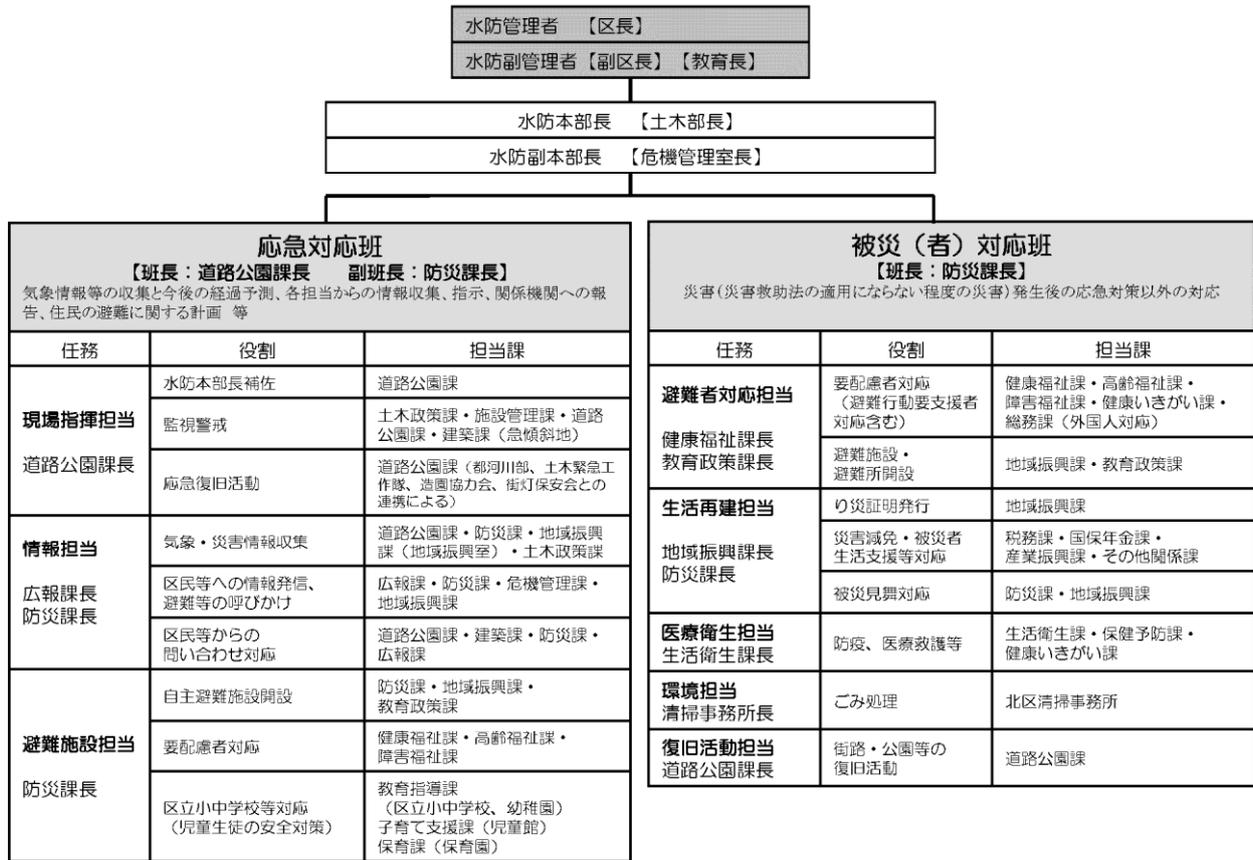
土木部道路公園課（3908）9213（工務係）

危機管理室防災課（3908）8184（防災計画係）

（4）組織

- ① 土木部長を本部長、危機管理室長を副本部長とし、応急対応班及び被災（者）対応班によって構成される。
- ② 応急対応班は、現場指揮担当、情報担当、避難施設担当から構成され、主に初動時の応急対策として、気象情報等の収集や今後の経過予測、住民避難の計画などにあたる。班長は道路公園課長、副班長は防災課長とする。
- ③ 被災（者）対応班は、避難者対応担当、生活再建担当、医療衛生担当、環境担当、復旧活動担当から構成され、主に被災者対応や災害（災害救助法の適用にならない程度の災害）後の生活支援などに関連する対応にあたる。班長は防災課長として、班全体を統括する。

【水防本部における組織構成】



※1 防災課長は、水防本部が設置された旨を被災（者）対応班の各担当課長へ連絡し、必要に応じ待機指示を行う。
 ※2 各任務の担当中に示される課長は、主となって調整を行う課とする。

(5) 災害対策本部との関係

水防本部の業務は、災害対策基本法第23条の規定に基づく東京都北区災害対策本部が設置された場合は、それに統合される。

4 除雪本部

担当	危機管理室／土木部
----	-----------

降雪に対しては、「北区除雪計画書」にしたがい、区が管理する道路・河川管理通路及び公園内通路等の積雪及びその影響による倒木等をすみやかに除去し、交通の安全とその機能回復を図るため、除雪本部を設置して対応にあたる。

(1) 設置

気象状況により積雪による交通障害が発生し、もしくは発生する恐れがある場合またその他必要と認めるとき、土木部長は除雪本部を設置し、関係機関（警察署・消防署等）及び協力会に通知する。

(2) 動員態勢及び組織

除雪本部員の動員は、本部長（土木部長）の指示により、各課の課長が行う。その場合の基準は、次のとおりとする。

【除雪本部の動員態勢】

種類	基準及び内容	人員
情報連絡準備態勢	東京23区に積雪が見込まれるとき。	・管理職1名(道路公園課長) ・一般職3名
情報連絡態勢	東京23区西部に積雪がおおむね5cmとなり、なお降雪が予測されるとき。	・管理職2名(部長・道路公園課長) ・一般職10名
第1次 除雪非常配備態勢	積雪の警戒が必要になったとき。	・管理職4名 ・一般職20名
第2次 除雪非常配備態勢	積雪の特別な警戒が必要になったとき。	・管理職4名 ・一般職40名
第3次 除雪非常配備態勢	区内全域にわたり特別な積雪の警戒が必要になったとき。	・管理職4名 ・一般職65名

(注) 除雪要員は異常気象が発生し、もしくは発生が予想される場合には、気象情報に注意し、事態に即応した除雪態勢ができるように留意するものとする。

除雪本部は、土木部長を本部長とし、土木政策課、施設管理課および道路公園課からなる。

(3) 目的

区が管理する道路・河川管理通路及び公園内通路等の積雪及びその影響による倒木等をすみやかに除去し、交通の安全とその機能回復を図ること。

(4) 廃止

本部長は除雪作業の状況により、本部設置の必要がないと認めるとき本部を廃止する。

5 災害対策即応本部

担当	危機管理室／土木部／各部
----	--------------

区は、「超大型」「数十年に一度」「特別警報級」など、相当の被害拡大の可能性が見込まれる場合等に、災害対策即応本部会議を開催し、水防本部の構成員である各課を超えて、全庁での情報共有と全庁一体となった災害対応体制の準備（即応態勢）等を図る。

(1) 設置

「特別警報級」など、相当の被害拡大の可能性が見込まれる場合、もしくは、水防本部の情報連絡態勢における設置基準を満たしている場合で、荒川氾濫による区内の広範囲の被害が想定されるなどして、災害対策本部の設置が想定されるとき。

(2) 組織

災害対策本部に準ずる。

(3) 目的

大型台風など、ある程度予測可能で、事前準備に相当の時間が確保できる場合、災害対策即応本部会議において情報を共有し、通常業務から災害対策業務への円滑な移行等を目的とする。

(4) 廃止

本部長は、災害のおそれが解消し、応急活動がおおむね終了したと認められたときに災対即応本部を廃止する。

6 災害対策本部（風水害時）

担当	危機管理室／各部
----	----------

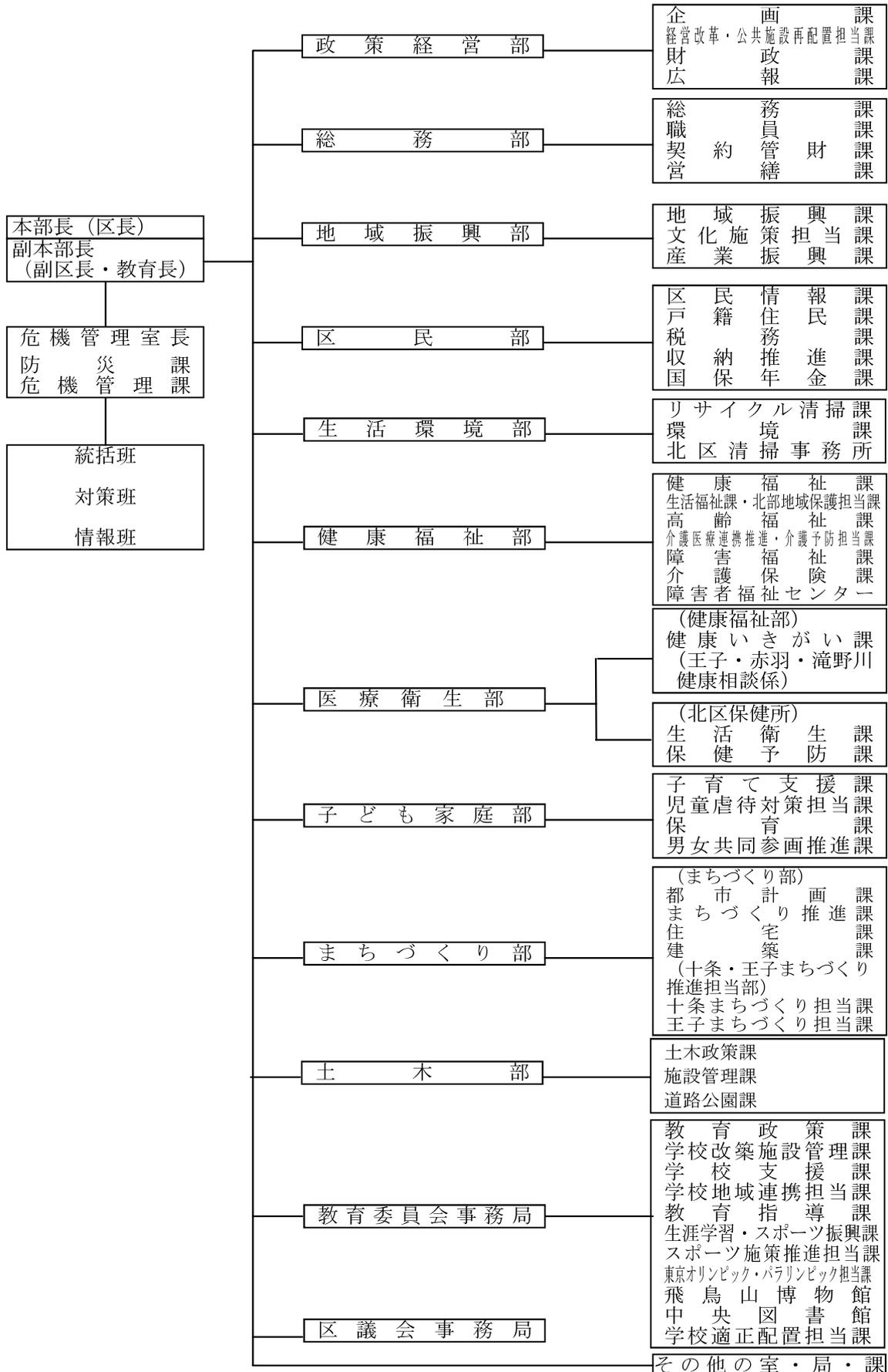
(1) 設置（風水害時）

被害が拡大し、災害救助法の適用される被害が想定される場合に、災害対策基本法第23条の規定に基づき設置する。

(2) 廃止

本部長は、災害のおそれが解消し、災害対策本部活動がおおむね終了したと認められたときに本部を廃止する。

(3) 組織



(4) 災害対策本部所掌事項

① 本部長室の所掌事項

組織名	所掌事項
【本部長】 区長 【副本部長】 副区長 教育長 【本部員】 政策経営部長 総務部長 危機管理室長 地域振興部長 区民部長 生活環境部長 健康福祉部長 北区保健所長 子ども家庭部長 まちづくり部長 十条・王子まちづくり 推進担当部長 土木部長 会計管理室長 教育委員会事務局次長 学校適正配置担当部長 区議会事務局長	(1) 本部室の審議、決定事項 ア 本部の設置、廃止並びに非常配備態勢に関する事 イ 避難の勧告または指示に関する事 ウ 重要な災害応急対策に関する事 エ 重要な災害復旧対策に関する事 オ 本部活動の総合調整に関する事 カ 東京都及び公共団体等に対する応援及び応急措置の 要請並びに各区との支援に関する事 キ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関する 事

② 災害対策本部各部の所掌事項

部	事務の内容
政策経営部	(1) 災害情報の収集及び整理に関すること
総務部	(1) 庁舎の管理に関すること (2) 車両、舟艇等輸送機関の調達に関すること (3) 要配慮者に関すること (4) 本部の職員の動員に関すること (5) 本部の職員の服務及び給与(宿舍の確保を含む)に関すること
地域振興部	(1) 地区本部と自主防災組織との連携に関すること (2) 被害概況の把握と報告に関すること (3) 救助物資の調達及び配給計画に関すること
危機管理室	(1) 本部の通信情報の総括に関すること (2) 東京都その他防災関係機関との連携に関すること (3) 本部室の庶務に関すること
区民部	(1) 電子計算システムの復旧に関すること (2) 他の部課の協力に関すること (3) 罹災証明の発行に関すること (4) 被災者台帳の作成に関すること (5) 給水計画に関すること (6) 物資等の管理・輸送に関すること
生活環境部	(1) 廃棄物の処理に関すること
健康福祉部 (北区保健所を除く)	(1) 要配慮者に関すること (2) 他の部課の協力に関すること
医療衛生部 (北区保健所他)	(1) 救護所の開設及び管理に関すること (2) 防疫に関すること
子ども家庭部	(1) 要配慮者に関すること (2) 他の部課の協力に関すること
まちづくり部 (まちづくり部、十条・王子まちづくり推進担当部)	(1) 建築物の被害状況調査に関すること (2) がけ、急傾斜地の被害状況の調査及び応急対策に関すること
土木部	(1) 堤防、道路、橋りょう等の点検、整備及び復旧に関すること (2) 障害物等の除去に関すること (3) 応急資材及び労力の確保に関すること (4) 河川の流木対策に関すること (5) 水防活動に関すること
教育委員会 事務局	(1) 避難所の設置及び管理運営に関すること
区議会事務局	(1) 区議会議員との連絡に関すること
その他の室・局・課	(1) 他の部課の協力に関すること

(5) 災害応急対策活動所掌事項及び実施要領

【政策経営部】 [部長] 政策経営部長

所属名	所掌事項	実施要領
企画課 経営改革・公共 施設再配置推進 担当課	災害情報の収集及び整理 保管に関すること。	(1) 災害に関する情報の収集及び整理保 管を行う。 (2) 収集した災害関連情報を本部長へ報 告する。
財政課	他課の応援に関すること。	必要に応じて災対政策経営部内の各課 の応援を行う。
広報課	災害関連の広報に関する こと。	必要な災害関連の広報を実施する。
	報道機関への連絡及び情 報提供に関すること。	報道機関への発表は、情報班が統一的に 行う。

【総務部】 [部長] 総務部長

所属名	所掌事項	実施要領
総務課	車両、舟艇等輸送機関の調 達に関すること。	(1) 庁有車及び調達車両を集中管理する。 (2) 庁有車のみで対応できない場合はト ラック協会等の協定団体の協力を得 て、車両等の調達を行う。
職員課	職員の動員に関すること。	(1) 災对本部の動員指令に基づく職員の 動員指令を災対各部へ伝達する。 (2) 災対各部の職員の参集状況を把握し、 本部へ連絡する。
	職員のサービス及び給料に関 すること。	(1) 必要に応じて給食を用意する。 (2) 従事職員の休憩、仮眠等の指示を行 う。
契約管財課 営繕課 会計管理室	他課の応援に関すること。	必要に応じて、災対総務部内の各課の応 援を行う。

【危機管理室】 [室長] 危機管理室長

所属名	所掌事項	実施要領
防災課 危機管理課	本部の通信情報の総括に関すること。	(1) 入手した情報を整理し、災害対策本部に報告する。 (2) 本部の指示に基づき、各部へ情報の発表を示す。
	東京都その他防災関係機関との連携に関すること。	本部の指示に基づき、防災関係機関との連絡を行い、情報の収集・提供を行う。
	本部室の庶務に関すること。	本部室の運営が円滑に行われるように、災対各部の調整を図る。

【地域振興部】 [部長] 地域振興部長

所属名	所掌事項	実施要領
地域振興課 (地域振興室) 文化施策担当課	地区本部と自主防災組織との連携に関すること。	電話等を使用して、自主防災組織への情報提供並びに自主防災組織からの情報収集を行う。
	被害概況の把握と報告に関すること。	各地区本部に対し、被害概況を報告させる。
産業振興課	救助物資の調達及び配給計画に関すること。	(1) 被害状況調査報告に基づき、救援物資を確保するとともに、その配布計画を作成する。 (2) 配布計画に基づく救援物資の輸送を災対区民部に要請する。
	他課の応援に関すること。	必要に応じて、災対地域振興部内の各課の応援を行う。

【区民部】 [部長] 区民部長

所属名	所掌事項	実施要領
区民情報課	(1) 電子計算システムの復旧に関する事 (2) 他の部課の協力に関する事	本部長の指示に基づき、主に、情報班の活動を支援する。
戸籍住民課	(1) 罹災証明の発行に関する事 (2) 被災者台帳の作成に関する事	(1) 被害調査結果に基づいて、罹災証明を発行する。 (2) 住民基本台帳等のデータを活用し、被災者台帳を作成する。
	他課の応援に関する事	必要に応じて、災対区民部内の各課の応援を行う。
税務課 収納推進課	給水計画に関する事	(1) 被害状況調査報告に基づき、給水計画を作成する。 (2) 前記の計画に基づき、給水活動を行う。
国保年金課	物資の輸送に関する事	(1) 物資配送計画に基づき、必要な輸送業務用車両を総務課へ要請する。 (2) 本部長の指示または物資配送計画に基づき、救援物資等を管理・輸送する。

【生活環境部】 [部長] 生活環境部長

所属名	所掌事項	実施要領
リサイクル清掃課 北区清掃事務所	廃棄物の処理に関する事	被害状況調査報告に基づき、ごみ及びし尿の処理を行う。
環境課	他課の応援に関する事	必要に応じて、災対生活環境部内の各課の応援を行う。

【健康福祉部】 [部長] 健康福祉部長

所属名	所掌事項	実施要領
健康福祉課 北部地域保護担当課 高齢福祉課 介護医療連携推進・ 介護予防担当課 障害福祉課	要配慮者に関するこ と。	(1) 要配慮者の避難活動を支援する。 (2) 被害状況調査報告に基づき、福祉避難 所を開設し、管理運営を行う。
健康いきがい課 生活福祉課 介護保険課 障害者福祉センター 臨時福祉給付金担当室 あすなる福祉園 若葉福祉園	他課の応援に関するこ と。	必要に応じて、災対健康福祉部内の各課 の応援を行う。

【医療衛生部】 [部長] 北区保健所長

所属名	所掌事項	実施要領
生活衛生課 保健予防課 健康いきがい課 (王子・赤羽・滝野川 健康相談係)	救護所の開設及び管理 に関すること。	(1) 被害状況調査報告に基づき、救護所を 開設する。 (2) 北区医師会等関係機関との連絡調整を 行い、救護所の円滑な運営を確保する。
	防疫に関すること。	被害状況調査報告に基づき、防疫業務を 行う。

【子ども家庭部】 [部長] 子ども家庭部長

所属名	所掌事項	実施要領
子育て支援課 児童虐待対策担当課 保育課 男女共同参画推進課	他の部課の協力に関す ること。	必要に応じて、他の部課の応援を行う。

【まちづくり部】 [部長] まちづくり部長

所属名	所掌事項	実施要領
都市計画課	建築物の被害状況調査に関すること。	被災地域における建築物の被害状況を調査する。
建築課	がけ、急傾斜地の被害状況の調査及び応急対策に関すること。	(1) 危険箇所の被害状況を調査する。 (2) 調査結果に基づき、防災機関の出動要請を災害対策本部へ依頼する。
住宅課	区営住宅等の被害状況に関すること。	区営住宅、区民住宅、高齢者住宅の被害状況を調査する。
	応急仮設住宅に関すること。	応急仮設住宅建設予定地の現地調査を行う。
まちづくり推進課 十条まちづくり担当課 王子まちづくり担当課	他課の応援に関すること。	必要に応じて災対まちづくり部内の各課の応援を行う。

【土木部】 [部長] 土木部長

所属名	所掌事項	実施要領
土木政策課 施設管理課 道路公園課	水防活動に関すること。	(1) 天候・雨量・河川水位情報等の収集・まとめ・分析を行い、水防活動を円滑に進める。 (2) 荒川・新河岸川・石神井川・隅田川の監視、警戒を行い、必要に応じ危険立入禁止等の措置を行う。河川の越水、内水氾濫等の恐れがある場合、警戒区域を設定し、監視警戒を強化する。 (3) 区民の要請に応じて、土のう配布・宅地内排水等水防に関することを実施する。 (4) 現地調査の実施や電話等による被害報告を取りまとめ、都建設局河川部計画課へ報告する。
	施設管理者の巡視点検や応急措置、復旧に関すること。	(1) 堤防、道路、橋りょう、公園、自転車駐輪場等の施設管理者としてのパトロールを実施し、施設の被害状況の把握を行うとともに速やかに応急措置または復旧を行う。 (2) 施設の被害状況等、取りまとめを行い、水防本部へ報告する。 (3) 河川の流木や河川施設に障害物がある場合、ただちに除去計画を立て、応

		急復旧活動を実施する。
	応急資機材及び労力の確保に関すること	<p>(1) 水防工法に必要な資機材等の保管場所を確保するとともに、資機材を準備し、常に保管状況を把握しておく。</p> <p>(2) 北区土木緊急工作隊、北区街灯保安会、北区造園協力会等に対しては、資機材、労力等の提供に関する事前の対策を講じる。</p> <p>(3) 業者への要請は、原則、業務内容・日時・場所等を文書により明記して行う。ただし、緊急の場合は口頭または電話によることができる。</p>

【教育委員会事務局】 [部長] 教育委員会事務局次長

所属名	所掌事項	実施要領
教育政策課 学校改築施設管理課 学校支援課 学校地域連携担当課 教育指導課 生涯学習・スポーツ推進課 スポーツ施策推進担当課 飛鳥山博物館 中央図書館 学校適正配置担当課	避難所の設置及び管理運営に関すること。	避難所を開設し、管理運営を行う。

【区議会事務局】 [部長] 区議会事務局次長

所属名	所掌事項	実施要領
区議会事務局	区議会議員との連絡に関すること。	本部との連絡調整を図り、必要に応じて議員との連絡をとる。

※以降、第2章から第10章までの担当欄の区担当部署については、災害対策本部の設置等に係らず担う役割であるため、災害対策本部の設置時は「(災対)〇〇部」と読み替えるものとする。

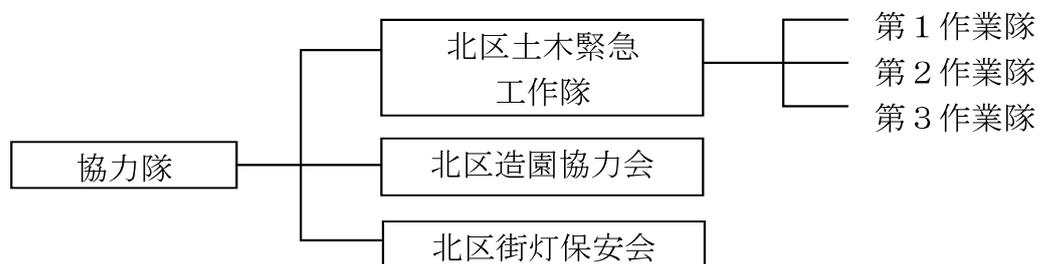
第2章 応援協力・派遣要請

1 災害時協定締結団体の実施業務

担当	北区土木緊急工作隊／北区造園協力会／北区街灯保安会
----	---------------------------

北区と北区土木緊急工作隊、北区造園協力会、北区街灯保安会は、災害時における災害応急対策業務に関し、平成8年12月に協定を締結した。

この協定は、北区地域防災計画に基づき、北区が災害応急対策業務に関し、協力を得るための必要な事項を定めたものである。



※協力隊については、災害時における応急対策事務に対する協定を締結している。

(1) 北区土木緊急工作隊

本部の要請により、道路冠水箇所等の監視・警戒・排水作業及び応急復旧を行う。新河岸川緑地ネットフェンスの一時撤去（テニスコート）、復旧操作、区内土木工作物の巡視・警戒・復旧作業を行う。

(2) 北区造園協力会

本部の要請により、河川管理施設、工作物の管理・警戒を行う。荒川赤羽緑地の管理小屋、仮設トイレの一時撤去・復旧、公園・街路樹の巡視・警戒・復旧作業を行う。

(3) 北区街灯保安会

本部の要請により、街路灯・公園灯等の巡視・警戒・復旧作業を行う。

※ 水防関係機関一覧表【資料編p19参照】

2 関係機関への出動要請

担当	土木部
----	-----

(1) 消防機関への出動等の要請

水防管理者である区長が、水防のため必要と認めるときは、消防機関への出動等の要請を行う。

消防機関は、水防に関しては水防管理者の所管の下に行動することとなっている（水防法第5条）が、「所管の下に」とは、具体的な指示命令権を示すものではなく、全体的な統制下に入るといえるものである。このことから、水防活動に際しての消防機関の個々の行動については、東京消防庁の指揮命令系統に基づいて活動するものであり、水防管理者の指揮下に入るものではない。

(2) 警察官への援助の要請及び自衛隊への派遣要請

水防管理者は、水防のため、必要があると認めるときは、警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。（水防法第22条）

また、都知事は天災地変その他の災害に際して、人命または財産の保護のために必要があると認める場合には、自衛隊の派遣を要請することができる。（自衛隊法第83条1項）

(3) 居住者等の水防義務

水防管理者、消防機関の長等は、水防のため止むを得ない必要があるときは、当該水防管理団体（北区）の区域内に居住する者、または、水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

3 風水害初動対応マニュアル等による活動

担当	危機管理室／土木部
----	-----------

区は、都が策定する集中豪雨時の都総務局がとるべき活動態勢等に関して取りまとめた「風水害初動対応マニュアル」を参考に、以下の基本方針のもと集中豪雨時の初動態勢の強化を図る。

- (1) 突発的、局地的水害に対する都関係局、水防機関との連携を強化し、災害対応能力の向上を図る。
- (2) 関係機関から気象情報や水位情報等を収集し、区の避難勧告等発令の判断材料として活用できるよう、速やかに情報提供する。
- (3) 被害発生時は、警察、消防、自衛隊との緊密な連携のもと、水害による人的被害

の抑制に全力を尽くす。

- (4) 「空振りは認めるが見逃しは許さない」という意識を共有化し、常に最悪の事態を想定して、応急対策にあたる。

4 河川管理者の水防活動への協力

担当	荒川下流河川事務所
----	-----------

河川管理者は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体（北区）が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体（北区）に対して、河川に関する情報（水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCIVの映像）の提供
- (2) 水防管理団体（北区）及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- (3) 洪水等により、甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体（北区）と荒川下流河川事務所間の水防活動に関する情報の共有を行うための区への職員の派遣（リエゾンの派遣）

第3章 情報収集・伝達

1 常時監視・情報の把握・荒川の巡視・警戒・気象情報及び洪水予報・水防警報

担当	危機管理室／土木部／警察署／消防署／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所
----	---

(1) 常時監視

水防管理者は、係員に管内の河川・堤防等を巡視させ、水防上危険と認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

(2) 情報の把握

水防管理者は、管内の雨量、水位等を正確に観測するとともに、他の観測者からも観測資料を入手し、常に的確な情報の把握に努めるものとする。

さらに、都建設局（水防本部）より要請のあった場合、観測成果を報告する。

(3) 荒川及び新河岸川の巡視

洪水時における水防活動、警戒避難がよりの確、迅速に行われるためには、これらに関する必要な情報の収集・連絡に負うところが大きく早急にその態勢を整備強化する必要がある。

洪水時における災害発生の防止・軽減の方策には、的確な水防警報等の措置が講じられるとともに、例えば破堤等の重大な事態にも迅速に対応できるように、河川巡視、水防活動状況等の情報が迅速に河川管理者へも連絡されることを目的とする。

① 情報・連絡と内容

- 水防管理団体（北区）の「情報連絡責任者」は、土木部道路公園課工務係長とする。
- 河川巡視は水防警報の「出動」発令時において、的確な情報収集ができるように巡視態勢をとる。
- 「情報連絡責任者」（工務係長）は、下記に示す事項を収集し「国土交通省岩淵出張所情報連絡担当官」に1時間ごとに伝達する。但し、災害情報等については、情報が入り次第、ただちに伝達する。

連絡内容

定時報告：河川巡視状況、消防機関の出動状況等

異常報告：災害状況、水防活動状況、一般被害状況、避難状況等

② 巡 視

荒川・新河岸川・隅田川・石神井川の4河川の巡視

- 荒川については、北区管内のうち岩淵水門～板橋区境。
- 隅田川の「豊島5丁目地先の一部」については、足立区水防管理団体が巡視する。（59北建河発第95号・昭和59年10月6日付、59足立計収294号・昭和59年12月18日付回答）
- 新河岸川については、特に板橋区からの情報収集を行う。

(4) 警 戒

水防管理者及び各公署は、気象状況により次に掲げる雨量、高水位に基づき警戒を厳重にし、事態に即応した措置を講ずること。

区内河川の高水位については、水位上昇が早いため、諸々の状況により警戒を図っていく。

(5) 気象情報・河川情報の入手方法

気象等の情報は、水防活動のための基礎的情報であり、北区の入手方法は下記によるものとし、その情報の目的、性質を十分に理解するとともに伝達の系統または方法等について熟知し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努めるものとする。

① 気象情報

ア 気象庁発表

区は、下記の情報入手手段により、気象庁から段階的に発表される、注意報、警報、土砂災害警戒情報等を入手・活用し、早め早めの防災対応の実施に努める。

- テレビ・ラジオ・インターネットにより情報を入手する。

気象庁ホームページ (<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>)

- 気象庁が専用線及び汎用のインターネットを活用し、気象庁の発表する各種防災気象情報を都、市町村等の防災機関へリアルタイムで提供する防災情報提供システムを活用する。

気象庁の防災気象情報の活用にあたっては、自治体専用の防災情報提供システムのマニュアルを参照する（不明な点がある場合は、各地の气象台に問い合わせる）。

防災情報提供システムにより、各種防災気象情報の他、土砂災害警戒判定メッシュ情報や規格化版流域雨量指数等、土砂災害や水害の危険度を表すきめ細かい情報、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等、発達した積乱雲のもたらす激しい気象現象の危険度を表すきめ細かい情報等を入手し、避難勧告等の判断の参考に利用する。

- ホットライン等を通じ气象台から直接区もしくは区長に伝わる情報を活用する。气象台において気象状況を監視するなかで、危機感の共有が必要と判断した場合、ホットライン等を通じ气象台から直接区に気象状況等の連絡が入ることがある。また、この際、气象台において特に危険度が高いと判断した場合には、

気象台長から区長等に直接厳重な警戒を呼びかける。

イ 河川情報センター

情報端末から、台風情報、1.0kmメッシュの雨量強度、今後1時間以内の雨量分布図等から入手する。

ウ 東京都災害情報システム (DIS)

東京都から防災課（防災センター）へ送られてくる情報を入手する。

エ 北区水位・雨量情報システム

北区ホームページ (<http://www.microsoft.jp/kita-city/>) にて入手する。

オ 北区防災気象情報メール配信サービス

気象庁等が発表する各種気象情報や地震情報などを携帯電話やパソコンに電子メールで配信する。

② 河川雨量情報

ア 北区水位・雨量情報システム（石神井川）

北区ホームページ (<http://www.microsoft.jp/kita-city/>) にて入手する。

イ 河川情報センター

情報端末から、荒川・新河岸川・隅田川・石神井川の水位情報を入手する。

ウ 国土交通省ホームページ「XRAIN」

情報端末から、局所的な雨量情報をほぼリアルタイムに入手する。

アドレス <http://www.river.go.jp/xbandradar/>

エ テレホンサービス（荒川）

国土交通省で発表している荒川上流・下流の雨量・水位情報を電話により入手する。

雨量・水位情報の電話番号 3902-2393

オ インターネット（荒川）

気象情報、水位、雨量情報、荒川ライブ映像等

アドレス <http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/>

<http://www.river.go.jp/>

iモード <http://i.river.go.jp/>

カ 東京都下水道局ホームページ

「東京アメッシュ」は東京の雨の様子が地域・時間別で分かる降雨情報。

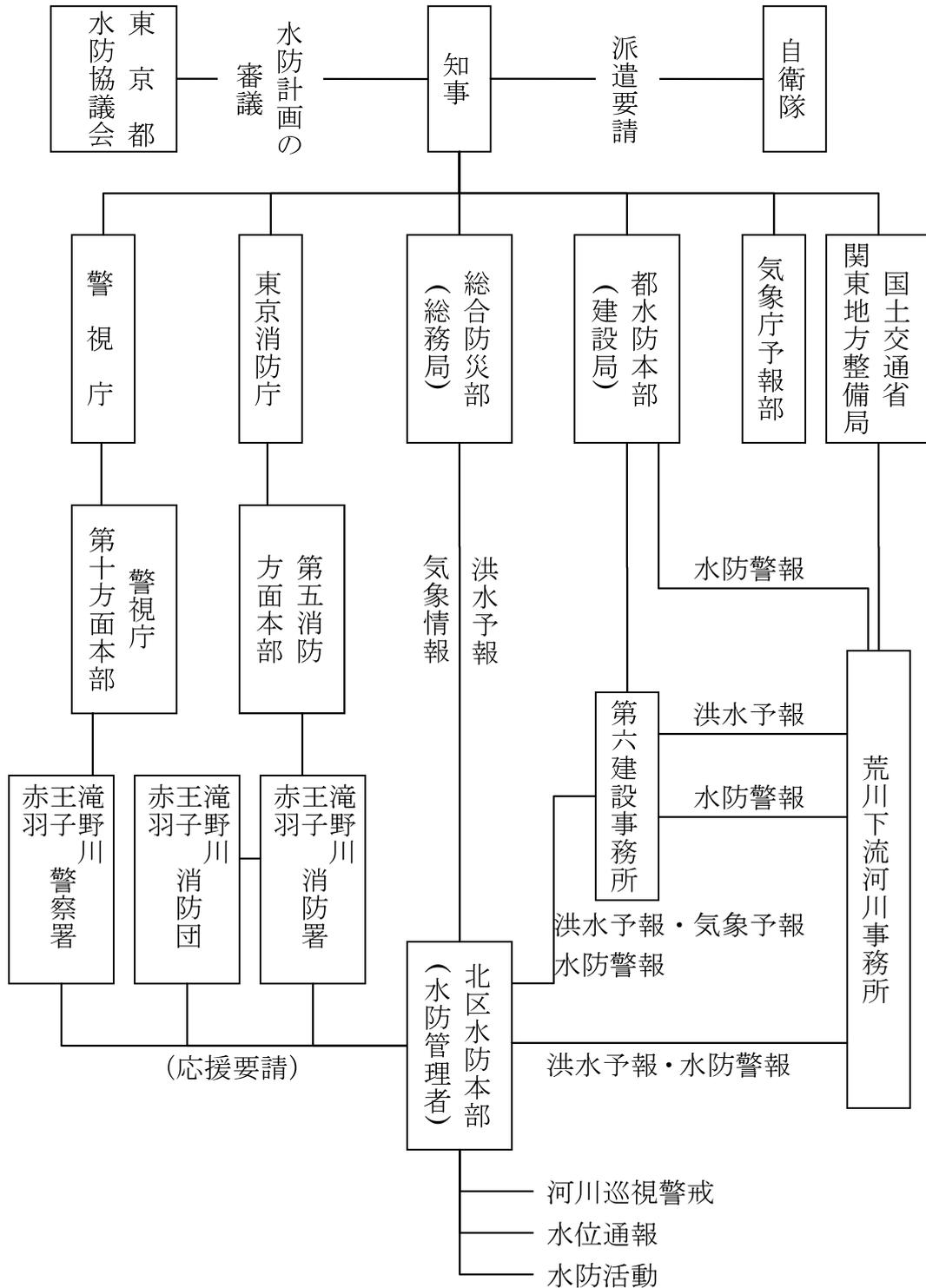
アドレス <http://www.gesui.metro.tokyo.jp/>

キ 東京都建設局河川部ホームページ

「東京都水防災総合情報システム」は都が観測している降雨量や河川水位情報をリアルタイムに掲載。

アドレス <http://www.kasen-suibou.metro.tokyo.jp/imtsi/n0101g.html>

区の水防体制における情報伝達系統は次のとおりとする。



- ※ 1. 水防法第10条の規定による気象状況連絡も上記系統表による。
- ※ 2. 水防管理者が自衛隊の派遣を要請する場合は東京都水防本部へ連絡する。
- ※ 3. 災害対策本部が設置された場合の体制は北区地域防災計画の定めるところによる。
- ※ 4. 都第六建設事務所からの気象予報および洪水予報の伝達は総務局からの伝達が途絶した時である。

2 情報・伝達・報告

担当	政策経営部／危機管理室／土木部
----	-----------------

(1) 災害予警報の伝達

区は重要な注意報及び警報について、都または防災関係機関から通報を受けたとき、または自らその発令を知ったときは、ただちに公共団体等必要なところへ通報するとともに、警察、消防機関及び都の協力を得て区民に周知させるものとする。

- ① 区においての伝達は主に有線電話によるが、途絶の場合、広報車、無線及び職員派遣による。
- ② 区はインターネット等を利用し、水害情報の周知を行う。
- ③ 各機関は各自の広報媒体により伝達を行う。
- ④ 各部は、区本部より伝達された情報について、速やかに受信し、各課、係、所に伝達し必要な態勢を確保しなければならない。
- ⑤ 区は住民からの通報や気象情報の問い合わせの窓口を充実する。

<事前の広報事項>

各防災機関が行う広報内容の基準

- ・ 台風・高潮・集中豪雨に関する一般知識
- ・ 各防災機関の風水害対策
- ・ 家庭での風水害対策
- ・ 避難するときの注意
- ・ 地下空間における緊急的な浸水に対する心得
- ・ 土砂災害に対する心得
- ・ 台風時の風に対する対策
- ・ 災害情報の入手方法
- ・ 応急救護の方法
- ・ 自主防災組織の育成方法や防災行動力の向上方法
- ・ 避難勧告等に関する取り扱い(要配慮者避難向け避難情報を含む。)

→ その他の水防活動に関する災害情報の収集及び伝達について

第2編 施策ごとの具体的計画

第6部 情報通信の確保【応急対策】(p193～) 参照

(2) 報告

水防管理者は被害が発生した場合に下記の報告書を提出する。

- ① 水防実施状況報告
水防作業終了後3日以内に都知事に状況を報告する。
- ② 公共土木施設被害状況報告書
被害発生後、速やかに都知事に被害状況を報告する。
- ③ 水害統計調査
水害発生後45日以内に都建設局長に報告する。

3 防災無線放送設備等

担当	危機管理室／土木部／消防署／警察署
----	-------------------

- 第2編 施策ごとの具体的計画
第6部 情報通信の確保【応急対策】（p193～）参照

4 要配慮者への情報提供

担当	危機管理室／健康福祉部／消防署／警察署
----	---------------------

区は、多様な広報手段を活用、また民生委員など地域の人材と連携を図り、要配慮者の属性に応じた方法で情報提供を行うように努める。

- 第2部 災害予防
第1章 水害予防対策
10 浸水対策
(2) 浸水想定区域における避難体制確保（p36）参照

5 同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有

担当	危機管理室／土木部
----	-----------

(1) 情報の共有の必要性

- ① 中小河川の同一流域区市町村では、集中豪雨による河川の増水や氾濫がほとんど同時、もしくはわずかな時間差で起こる可能性が高い。
- ② 水害のおそれがある場合、区市町村は、区域を定めて避難勧告、指示等を行うが、集中豪雨では、時間的制約のため、このような措置が困難な場合がある。
- ③ そこで、都は、同一河川・圏域・流域の範囲を定め、一斉同報ファックスなどにより、区市町村の避難勧告等に有用な情報を提供する。

- ④ 北区では、区民等の災害に対する先行的な行動を促すため、その一環として、都市型水害の経過等に応じた段階的な情報提供を目指し、各段階で提供する情報の内容や手段等を整理する。石神井川上流で局所的集中豪雨等が発生した場合などは特に、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の区市町村と連携し、必要な情報(避難勧告の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など)の共有を図る。
また、区民に対しては、注意・喚起を促す情報をエリアメールの活用を含め配信することを検討する。
- ⑤ これにより、集中豪雨などに際しても、区市町村では避難勧告や避難指示を遅滞なく出すことが可能となる。

6 竜巻に関する情報収集・伝達

担当	危機管理室／土木部／東京管区気象台
----	-------------------

(1) 竜巻注意情報の伝達

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、都道府県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

区は、同情報が発表された際には、竜巻発生確度ナウキャストや該当地域の気象の変化を注視し、時機を失することなく住民等へ伝達する。伝達に際しては、防災行政無線を始め、北区防災気象情報メール配信サービス、マスメディアとの連携等、多様な手段を活用する。

(2) 目撃情報を活用した竜巻注意情報

気象庁は、竜巻発生が目撃情報が得られた場合に、目撃情報のあった地域の周辺で更なる竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっていることを伝える竜巻注意情報発表する。

竜巻注意情報に、目撃情報のあった地域を示すとともに、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっていることを情報に記述する。

東京都における発表で用いる細分区域名

- ・東京地方、伊豆諸島北部、伊豆諸島南部、小笠原諸島

7 地下空間への情報提供

担当	危機管理室／土木部
----	-----------

- (1) 区は、地下街、地下駐車場等の地下空間の分布把握に努めるとともに、地下空間の施設管理者等に対して、気象情報等の浸水の危険性に関する情報を提供する。
- (2) 地下鉄の駅は多くの方々が利用している施設であるため、都から浸水に関する情報があった際には、東京メトロ王子駅に防災無線ファックス等で情報提供する。

【地下鉄駅一覧】

事業者名	路線名	駅名	所在地
東京地下鉄（株）	南北線	赤羽岩淵	北区赤羽 1 - 52 - 8
東京地下鉄（株）	南北線	志茂	北区志茂 2 - 1 - 18
東京地下鉄（株）	南北線	王子神谷	北区王子 5 - 2 - 11
東京地下鉄（株）	南北線	王子	北区王子 1 - 10 - 18
東京地下鉄（株）	南北線	西ヶ原	北区西ヶ原 2 - 3 - 8

- 第2部 災害予防
第1章 水害予防対策
10 浸水対策
(2) 浸水想定区域における避難体制確保 (p36) 参照

8 被害調査計画

担当	各部
----	----

(1) 被害状況等の報告【区災害対策本部室に対する報告】

- 第2編 施策ごとの具体的計画
第6部 情報通信の確保
【応急対策】 3 防災関係機関相互の情報通信連絡態勢（被害状況等）
3-3 区の被害調査要領 (p200) 参照

(2) 災害地調査要領

① 実態把握

本部長は災害地の実態を把握し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは調査班を編成する。ただし、班の数及び構成その他必要事項は事態に応じて適宜定める。

② 調査班は、本部長の命により出動し、現地の状況を調査

③ 調査事項

- ア 災害原因
- イ 被害状況
- ウ 応急措置状況
- エ 災害地住民の動向及び要望事項
- オ 現地活動のあい路
- カ その他必要な事項

④ 被害程度の認定基準

ア 人的被害については、次により区分して上げるが、重軽傷者の別が把握できない場合は、暫定的に負傷者として報告する。

死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもの。
負傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のあるもの。負傷者のうち、「重傷者」とは1か月以上の治療の見込みの者とし、「軽傷者」とは、1か月未満で治療できる見込みの者。

イ 住家の被害

住家	人が起居できる設備のある建物、または現に人が居住のために使用している建物をいう。なお、土蔵小屋等であっても現実に人が居住しているときは住家とみなす。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
棟	一つの独立した建物をいう。
全壊	家屋が消失、倒壊、流失、埋没したもので、その損壊程度が1棟の延べ床面積の70%以上に達したものの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
半壊	住家の損壊した部分の面積が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。
一部破損	住家の損壊度が、半壊に達しない程度のもの。
床上浸水	全壊または半壊には該当しないが、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
床下浸水	住家が床上浸水に達しない程度のもの。

ウ 非住家の被害

非住家	官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等及び土蔵、倉庫、車庫、納屋等の住家以外の建物をいう。
非住家被害	非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたもの。

エ その他の被害

道路決壊	高速自動車道、一般国道、都道及び区道が決壊し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。
道路の一部損壊	道路の一部が損壊し、道路の決壊にいたらない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。
橋りょう流失	区道以上の道路に架設した橋が一部または全部流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害を受けたもの。
橋りょうの一部損壊	道路に架設した橋の一部が損壊し、橋りょうの流失にいたらない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。
堤防決壊	河川の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が、決壊した程度に被害を受けたもの。
堤防の一部損壊	堤防決壊にいたらない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。
被害船舶	ろ及びかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。

オ 罹災者

- 罹災世帯とは、災害によって何らかの被害を受けたもの。
- 罹災者とは、罹災世帯の構成員をいう。

カ 被害額

物的被害の概算額を千円単位として計上する。

(3) 都に対する報告

- 第2編 施策ごとの具体的計画
第6部 情報通信の確保
【応急対策】3 防災関係機関相互の情報通信連絡態勢（被害状況等）
3-4 都への報告（p204）参照

9 広報活動

担当	政策経営部／危機管理室／地域振興部
----	-------------------

大雨洪水警報等が発令され、河川の水位が避難判断水位に達する恐れがあるとき、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過する恐れ等があるとき、または避難の勧告がなされた場合には、区民や自主防災組織等に対して情報提供を行う。

災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、区民等に対しマスコミと連携した避難勧告等に関する情報提供を

行うなど、より一層の災害対応を実施する。

(1) 実施機関

都、区、東京都域または都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社

(2) 伝達する情報

- ① 避難準備情報(要配慮者向け避難情報を含む。)
- ② 避難勧告
- ③ 避難指示
- ④ 警戒区域の設定

【河川水位等について】

◎河川水位等の情報提供内容

	河川水位等の情報提供について、防災無線・インターネット等を活用して区民への情報提供を行う。
状 況	大雨洪水警報等が発令され、河川の水位が避難判断水位に達する恐れがある時、防災無線を活用して必要な情報提供を行う。
水防本部設置 「通報文」	こちらは、北区役所です。大雨により、〇〇〇川では、増水が予想されます。今後の大雨情報に十分ご注意ください。
通知の解除 「通報文」	こちらは、北区役所です。 〇〇〇川では、大雨による増水の恐れはなくなりました。

◎一部地域の避難等勧告・全地域状況通知・または解除

	防災無線・インターネット等を活用して区民への避難の勧告、避難の指示または解除を行う。
状 況	河川の水位が避難判断水位に達し避難の勧告、避難の指示が出された場合に防災無線を通じて広報活動を行う。
避難勧告発令 「通報文」	こちらは、北区役所です。 大雨により、〇〇〇川が氾濫する恐れがあります。 △△△地区の皆さんはただちに□□□学校へ避難して下さい。
避難勧告解除 「通報文」	こちらは、北区役所です。 〇〇〇川は、大雨による氾濫の恐れがなくなりましたので、避難勧告を解除します。

◎全地域避難の勧告・または解除

	防災無線・ファックス等を活用して町会・自治会への情報提供を行う。
状 況	大雨洪水警報が発令された時、及び各河川の水位が避難判断水位に達し、避難の勧告・避難の指示が出された時、防災無線やファックスを活用して、町会・自治会へその旨の情報提供を行う。
避難勧告発令 「通報文」	こちらは、北区役所です 大雨により、〇〇〇川が氾濫する恐れがあります。 △△△地区の皆さんは、ただちに□□□学校へ避難して下さい。
避難勧告解除 「通報文」	こちらは、北区役所です。 〇〇〇川は、大雨による氾濫の恐れがなくなりましたので、避難の勧告を解除します。

◎報道機関等を通じて避難の勧告・避難の指示・または解除の区民への情報提供

	避難の勧告・避難の指示または同解除について、報道機関等を通じて区民への情報提供を行う。
状 況	東京23区西部に大雨・洪水警報等の気象情報が発令され、災害対策本部を設置した状況下において出される避難の勧告・避難の指示または同解除といった情報を報道機関へ一斉ファックスすることにより、区民への情報提供を徹底する。
避難勧告発令 「通報文」	〇〇〇川が氾濫する恐れがあるので、〇〇時〇〇分に、△△△地区に避難の勧告を発令しました。
避難勧告解除 「通報文」	〇〇〇川の氾濫は一応の治まりをみせたので、〇〇時〇〇分に、△△△地区の避難の勧告は解除されました。

【土砂災害について】

◎土砂災害の情報提供内容

	土砂災害の情報提供について、防災無線・インターネット等を活用して区民への情報提供を行う。
状 況	大雨警報（土砂災害）が発令され、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過する恐れ等がある時、防災無線を活用して必要な情報提供を行う。
水防本部設置 「通報文」	こちらは、北区役所です。大雨警報が発表されました。 土砂災害の危険性が高くなることが予想されるため、土砂災害発生 の危険性が高い地域にお住まいの方等は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思ふ場合は、迷わず避難して下さい。
通知の解除 「通報文」	こちらは、北区役所です。 土砂災害発生 の恐れはなくなりました。

◎一部地域の避難等勧告・全地域状況通知・または解除

	防災無線・インターネット等を活用して区民への避難の勧告、避難の指示または解除を行う。
状 況	土砂災害警戒情報の発表や、土砂災害警戒判定メッシュ情報等により避難の勧告、避難の指示が出された場合に防災無線を通じて広報活動を行う。
避難勧告発令 「通報文」	こちらは、北区役所です。土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害の危険性がきわめて高まっているため、△△△地区の皆さんはただちに□□□学校へ避難して下さい。
避難勧告解除 「通報文」	こちらは、北区役所です。土砂災害発生の恐れがなくなりましたので、避難勧告を解除します。

◎全地域避難の勧告・または解除

	防災無線・ファックス等を活用して町会・自治会への情報提供を行う。
状 況	土砂災害警戒情報の発表や、土砂災害警戒判定メッシュ情報等により避難の勧告、避難の指示が出された時、防災無線やファックスを活用して、町会・自治会へその旨の情報提供を行う。
避難勧告発令 「通報文」	こちらは、北区役所です。土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害の危険性がきわめて高まっているため、△△△地区の皆さんはただちに□□□学校へ避難して下さい。
避難勧告解除 「通報文」	こちらは、北区役所です。土砂災害発生の恐れがなくなりましたので、避難勧告を解除します。

◎報道機関等を通じて避難の勧告・避難の指示・または解除の区民への情報提供

	避難の勧告・避難の指示または同解除について、報道機関等を通じて区民への情報提供を行う。
状 況	東京23区西部に大雨警報（土砂災害）の気象情報が発令され、災害対策本部を設置した状況下において出される避難の勧告・避難の指示または同解除といった情報を報道機関へ一斉ファックスすることにより、区民への情報提供を徹底する。
避難勧告発令 「通報文」	土砂災害が発生する恐れがあるので、〇〇時〇〇分に、△△△地区に避難の勧告を発令しました。
避難勧告解除 「通報文」	土砂災害発生の危険性は一応の治まりをみせたので、〇〇時〇〇分に、△△△地区の避難の勧告は解除されました。

第4章 消防機関の水防活動計画

1 活動方針

担当	消防署／消防団
----	---------

洪水、高潮、内水氾濫等により、大規模な水災の発生危険があるとき、または発生したときは水防管理者の要請または消防機関の判断により、水防活動を防災関係機関と密接な連携のもとに実施して、水災の被害の軽減に努める。

水防活動は水災の警戒、水防工法の実施、人命の救助等消防機関の行う水災活動にあたる。

2 水防態勢等

担当	消防署／消防団
----	---------

(1) 水防態勢

東京消防庁における水防態勢等は、大雨洪水警報等が地域を限定して発表された場合または局地的な集中豪雨による被害の発生が予想され、もしくは発生した場合に発令する。

(2) 水防非常配備態勢

東京消防庁の水防非常配備態勢は、水防第一非常配備態勢から水防第四非常配備態勢とする。

3 部隊編成

担当	消防署／消防団
----	---------

水防非常配備態勢時には、消防職員及び消防団員をもって水防小隊、監視警戒隊等、水防部隊の編成を行い災害に備える。

4 活動内容

担当	消防署／消防団
----	---------

- (1) 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、ただちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。
- (2) 水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、またはその区域から退去を命ずることができる。
- (3) 消防機関の長は、水防上やむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、または、水防の現場にある者を水防に従事させることができる。
- (4) 堤防、その他の施設が決壊したと知り得たときは、消防機関の長は、ただちにこれを関係者に通知し、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- (5) 消防機関の長は、水防管理者から出動要請を受けたとき、または自ら水防作業の必要を知ったときは、ただちに出動し、水防作業を行う。

5 災害予警報

担当	消防署／消防団
----	---------

関係機関から通報を受けたとき、または自らその発表を知ったときは、ただちに、消防署及び消防出張所に一斉通報し、各消防署等は、管内住民に周知する。

第5章 避難対策

1 避難

担当	危機管理室／地域振興部／健康福祉部／区教育委員会事務局
----	-----------------------------

(1) 風水害時における避難

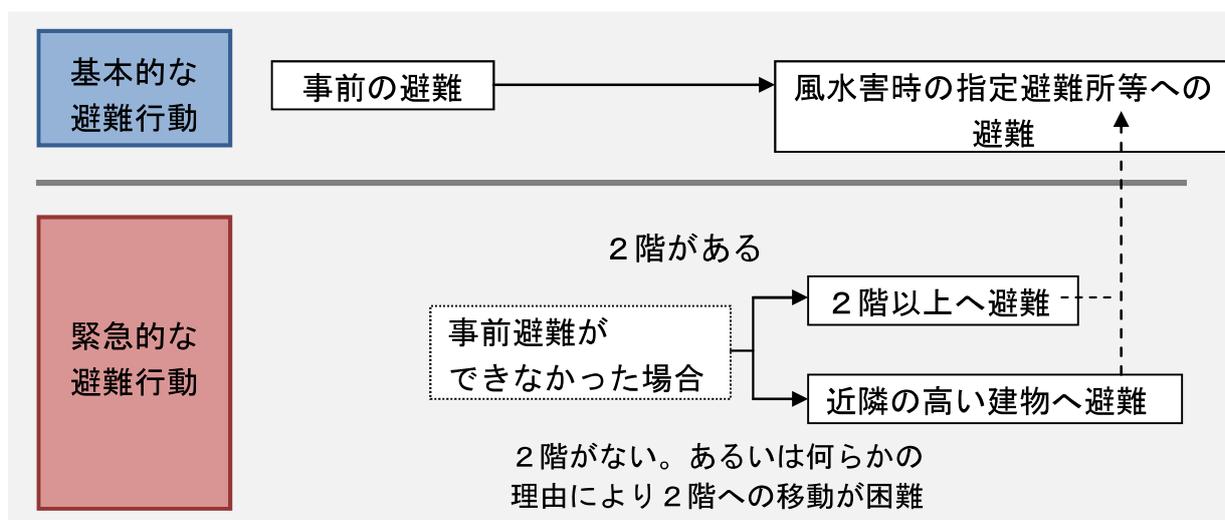
① 風水害時における基本的な避難行動

区内の地域において危険が切迫した場合には、警察署長、消防署長と協議のうえ、地域及び避難先を定め避難の勧告または指示をする。この場合、区長は、速やかに都知事に報告するものとする。水害の恐れがある場合、広報車、防災無線（スピーカー）、インターネット、エリアメール、ケーブルテレビなどから避難の呼びかけを行う。

避難行動は、迅速性と安全性が必要とされ、従って区としては的確な指示等が出せるよう関係諸機関と連絡を図らなければならない。

避難方法は原則として「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」の3段階に区分する。ただし、極めて短い時間の局所的な大雨で発生するゲリラ豪雨等の場合は、避難勧告等の発令が浸水・氾濫発生に間に合わないこともあり得る。逃げるいとまがなく、最悪な状況となった時に、命を守るためにどこで安全を確保するかを、区民等一人ひとりが事前に考えておく必要がある。なお、指定緊急避難場所については今後、都営・区営住宅といった公共施設から適切な施設を指定していく。

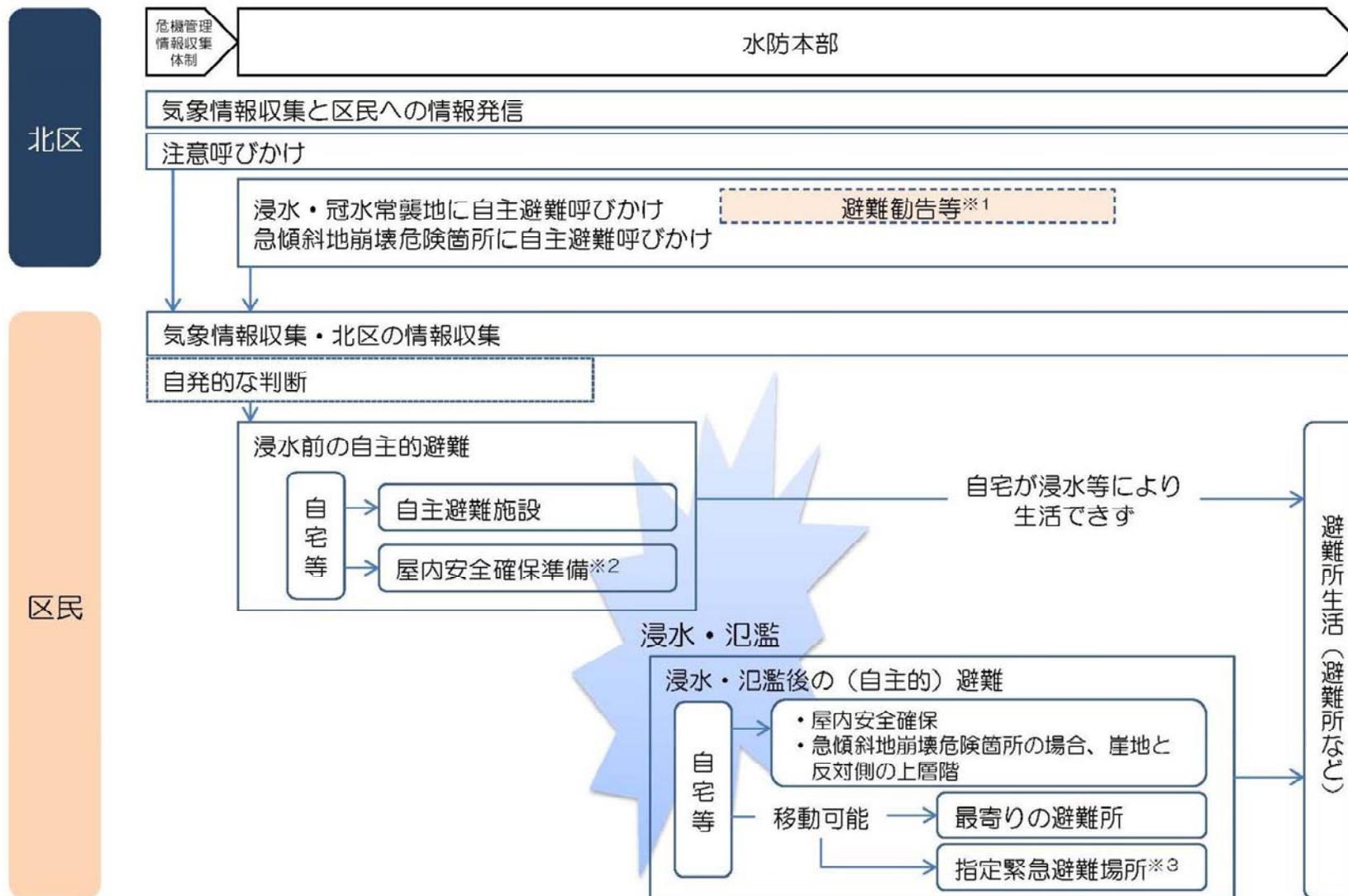
風水害時の基本的な避難行動イメージ



風水害対策編
 第3部 災害応急・復旧
 第5章 避難対策

【集中豪雨等都市型水害時における避難】

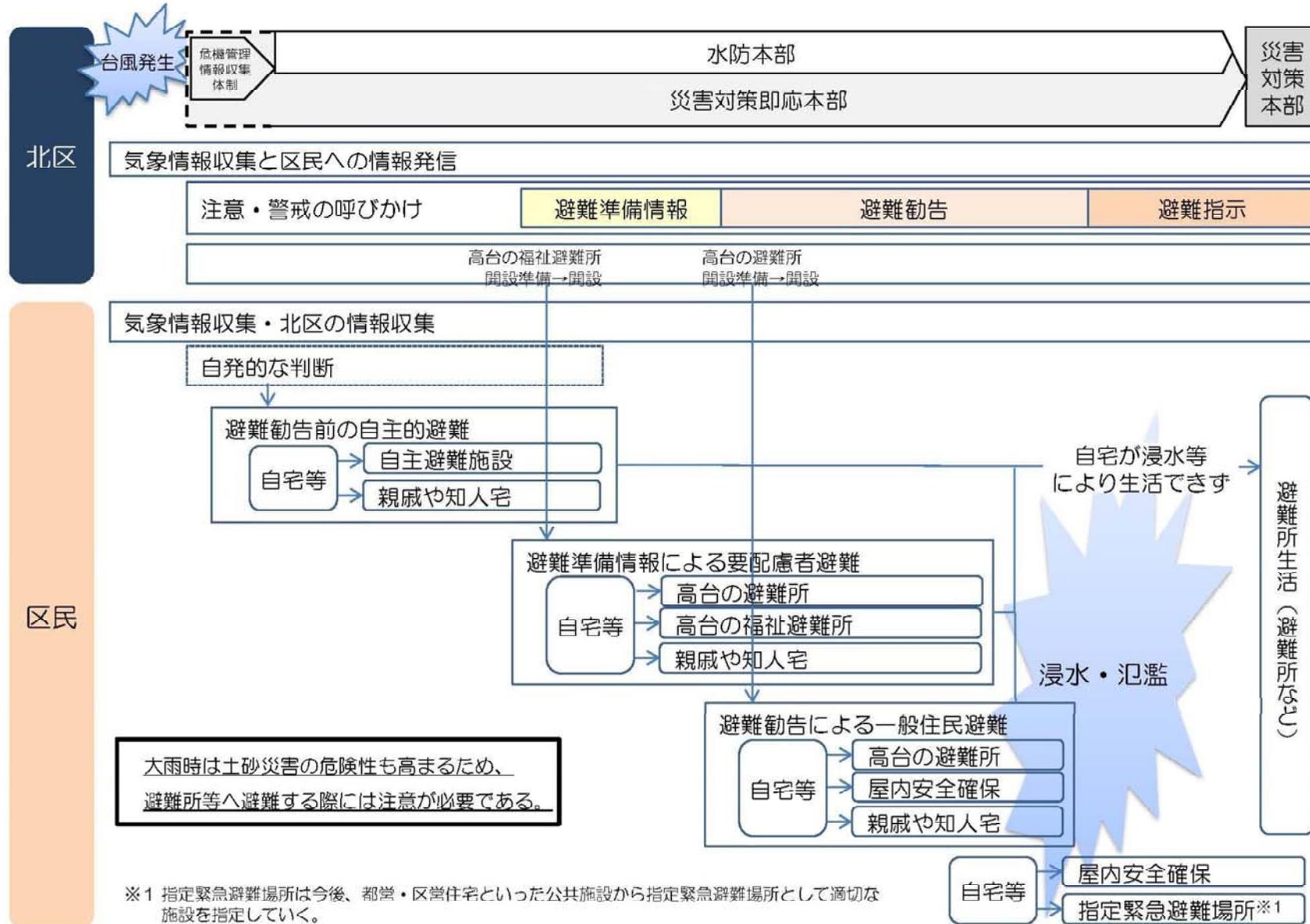
ゲリラ豪雨、集中豪雨等の都市型水害時における住民等の避難行動は、以下のとおりである。



※1 極めて短い時間の局所的な大雨で発生するゲリラ豪雨等の場合は、避難勧告等の発令や避難所の開設等が間に合わないこともあり得る。
 ※2 逃げるいとまがなく、最悪な状況となった時に、命を守るためにどこで安全を確保するかを、区民等一人ひとりが事前に考えておく必要がある。
 ※3 指定緊急避難場所については今後、都営・区営住宅といった公共施設から指定緊急避難場所として適切な施設を指定していく。

【荒川氾濫時における避難】

大型台風や停滞前線等荒川氾濫が予想される場合における住民等の避難行動は、以下のとおりである。



② 避難勧告・指示等

- ア 区内に災害の恐れがある場合、北区長は北区を管轄する警察署長及び消防署長と連絡を取り、要避難地域に対してあらかじめ指定した避難先への避難勧告や指示を出すとともに、この旨を東京都知事に連絡する。
- イ 洪水または、高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条の規定に基づき、水防管理者は必要と認める区域の居住者に対し広報車、サイレン、エリアメール、インターネット、テレビ、ラジオ、その他の方法により立ち退き（垂直避難）または、その準備を指示する。
- ウ 水防管理者は前項の指示する場合には、遅滞なく都災害対策本部及び地元警察署長にその旨通知しなければならない。
- エ 立ち退きまたは、その準備を指示された区域の居住者の救出避難については、警察は水防管理者と協力して誘導する。
- オ 避難に要する時間を見込んだ避難勧告の発令
区は、それぞれの河川ごとに、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を適切に見込んだうえで、避難勧告等を発令する。
- カ 土砂災害警戒情報の活用
大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、気象庁と都が共同発表する土砂災害警戒情報が区に伝達されたときは、土砂災害危険箇所の住民等に伝達し自主避難を促すとともに、区長が発令する避難勧告等の判断に活用する。
なお、土砂災害警戒区域の指定後は、土砂災害ハザードマップ等を作成し、警戒区域内の住民等に具体的な避難情報などを伝達する。
- キ 防災情報提供システムの活用
気象庁の防災情報提供システムでは、区市町村向けに、リアルタイムで防災気象情報が提供される。また、防災情報提供システムのメール配信機能を活用することで必要な防災気象情報をインターネットメールや携帯メールで受信することもできるため、あわせて活用の推進を図る。

ク 都による避難勧告等の判断・伝達に対する支援

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、区市町村長は、避難勧告等に当たって国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）又は都知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国又は都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言をしなければならないと規定された（第61条の2）。

都総務局は、東京都災害情報システム（DIS）により、平常時において、気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を区市町村等の端末機設置機関に提供する。さらに、気象警報発令時などに、気象庁から都に配信される情報と同じ情報を自動的に区市町村に発信するとともに、事前に登録した防災担当者に自動でメール送信できるシステムを整備・運用する。

都建設局等は、区市町村からの助言の求めに応じ、以下の支援を実施する。

具体的な河川について堤防の決壊や越水氾濫のデータを収集し、区市町村に提供する。

- 警戒すべき区間
- 河川の特徴
- 施設の整備状況
- 警戒すべき区間（内水氾濫データより）
- 内水氾濫の特徴（内水氾濫データより）

風水害対策編
第3部 災害応急・復旧
第5章 避難対策

【風水害時における避難勧告等の基準】

	ゲリラ豪雨・集中豪雨→石神井川氾濫	大型台風・停滞前線→荒川氾濫	土砂災害
自主避難の呼びかけ	○ 東京地方23区西部（北区）に大雨・洪水警報等が発表され、現在の降雨状況及び雨雲の移動状況並びに周辺地域の雨量等から風水害に対する注意と警戒が必要となった時	○ 台風の規模や進路により、人的被害が想定される時	○ 東京地方23区西部（北区）に大雨警報（土砂災害）が発表され、現在の降雨状況及び雨雲の移動状況並びに周辺地域の雨量等から土砂災害に対する注意と警戒が必要となった時
避難準備情報	① 避難行動要支援者等の避難行動に時間を要するものが避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	② 荒川：氾濫警戒情報 ^{※2} が出た時	○ 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 等
	② 石神井川：氾濫警戒情報 ^{※1} が出た時		
避難勧告	① 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	② 荒川：氾濫危険情報 ^{※3} が出た時	○ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ○ 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 等
	② 氾濫危険情報（特別警戒水位）が出た時 ただし、現行の水防計画では、石神井川の基準水位定めなし		
避難指示	① 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ② 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況（立退き避難、屋内安全確保） ③ 人的被害の発生した状況 ④ 氾濫が発生した時（屋内安全確保）	⑤ 荒川：氾濫発生情報が発表された時 ⑥ 台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている、または発表されるおそれがある時	○ 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合 ○ 大雨特別警報（土砂災害）が発表された時 等
	⑤ 大雨特別警報（浸水害）が発表された時		

※1：石神井川の水位観測所（芝久保（西東京市）、稲荷橋（練馬区）、加賀橋（板橋区）、溝田橋（北区））のいずれかの水位が、避難判断水位に到達した時

※2：荒川の水位観測所（熊谷、治水橋、岩淵水門上）のいずれかの水位が、概ね2～3時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれる時、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる時

※3：荒川の水位観測所（熊谷、治水橋、岩淵水門上）のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達した時

③ 各機関の主な役割

機関	役割
区	避難地域と避難先の決定
警察署	避難誘導
消防署	災害拡大の経路及び部隊の運用状況等を勘案し、必要な情報を関係機関に通報

2 風水害時の避難所等

担当	危機管理室／地域振興部／健康福祉部／区教育委員会事務局
----	-----------------------------

(1) 自主避難施設

避難勧告等が発令されるまでの間に、自主的に避難を行おうとする区民等を受入れる施設である。開設は、状況に応じて必要と判断したときとする。

北区ふれあい館などを候補施設とし、危険が去っても、自宅等が浸水等で生活できない場合には避難所に移動する。

(2) 指定避難所

避難勧告等の発令による避難者を受け入れるとともに、災害後、浸水などにより自宅では生活できない被災者が、一定の期間、生活する場所で、北区立小・中学校とする。ただし、開設する場所、数等は、被害状況により対応する。

公立小・中学校がその収容能力をこえたとき、もしくは緊急を要するときは他の公共施設をあてる。

ゲリラ豪雨・集中豪雨（石神井川氾濫）時においては、浸水の影響を受けない学校、もしくは浸水の影響を受けない上層階を有する学校とする。

大型台風・停滞前線等による荒川氾濫時においては、高台の小中学校を避難所とする。避難所の収容基準は、おおむね居室3.3㎡に2人とする。

※ 風水害時避難所一覧【資料編p20参照】

(3) 福祉避難所等

高台に要配慮者のための避難所として福祉避難所を確保する。また、避難所内に福祉避難室を設ける。

- 第2編 施策ごとの具体的計画
 - 第9部 避難者対策【予防対策】(p266～)
 - 2 要配慮者の避難等支援態勢の整備(p269～)
 - 3 避難所の管理運営態勢の整備等 参照
 - 第9部 避難者対策【応急対策】(p279～)
 - 2 避難広場・避難所等の開設・管理運営 参照

(4) 指定緊急避難場所

切迫した災害の危険から逃れるための避難場所である。災害に対する安全な構造であり、安全な区域に位置する、もしくは北区洪水ハザードマップを踏まえ、想定浸水以上の階を有し、避難が可能な施設とする。

3 避難所の運営

担当	健康福祉部／区教育委員会事務局
----	-----------------

多数の被害者が発生し、小・中学校を中心に各所に避難所が開設される場合、区は地域の自主防災組織、学校職員さらにはボランティア団体と連携を図り、各避難所における円滑な運営に努めなければならない。とくに、避難所の運営においては、男女のニーズの違い等男女双方や要配慮者の視点に配慮する必要がある。また、避難所運営の主体となる避難所管理運営委員会における各責任者には、女性も積極的に配置するよう留意する。

避難所の開設に関しては、「第2編 施策ごとの具体的計画 第9部 避難者対策【応急対策】2-2 避難所等の開設(p283~285)」に準じる。また、避難所の運営は、「第2編 施策ごとの具体的計画 第9部 避難者対策【応急対策】2-3 避難所(区立小・中学校等)の運営(p285~289)」に準じるとともに、避難所運営マニュアル及び学校防災マニュアルを活用する。

4 避難所関係の対象、費用の限度額

担当	健康福祉部／区教育委員会事務局
----	-----------------

→ 災害救助法施行細則（東京都規則）による避難所関係の対象、費用の限度額等

第2編 施策ごとの具体的計画

第12部 区民生活の早期再建

【予防対策】 6 災害救助法等（p320）

【応急対策】 7 災害救助法等の適用（p326）

【復旧対策】 12 災害救助法の運用等（p339）参照

5 保育園等と避難先一覧

担当	子ども家庭部
----	--------

保育園等は、気象情報等から水害の危険が予測される場合、できるだけ早期に園児を保護者に引き渡す。引き渡しができない園児は、保護者に引き渡すまで保護を行う。区は、保育園等の緊急避難先等を定め、在園児の安全を確保する。

【緊急避難先】河川の決壊等の恐れがあり、避難に十分な時間が無いときの避難先
(各施設の想定浸水以上の階へ避難する)

避難先	避難する保育施設	避難先	避難する保育施設
明日香保育園 (自園)	明日香保育園	東十条小学校	東十条東保育園
浮間中学校	アスクうきま保育園	東十条小学校	桜田北保育園
西浮間小学校	浮間保育園	旧桜田小学校	桜田つぼみ保育園
西浮間小学校	浮間東保育園	稲田小学校	サンベビー保育園
神谷中学校	志茂南保育園	旧桜田小学校	桜田保育園
浮間小学校	浮間さくら草保育園	王子桜中学校	王子隣保館保育園
浮間中学校	めぐみ保育園	としま若葉小学校	豊島東保育園
袋小学校	袋保育園	としま若葉小学校	豊島北保育園
うきま幸朋苑	キッズタウンうきま 保育園	キッズタウン東十 条保育園(自園)	キッズタウン東十 条保育園
うきま幸朋苑	キッズタウンうきま 夜間保育園	飛鳥高校	王子保育園
浮間小学校	古屋家庭福祉員	飛鳥高校	王子北保育園
赤羽北児童館	赤羽北保育園	旧桜田小学校	キッズパオ王子 あおぞら園
赤羽北児童館	ぼけっとランド北赤羽	豊川小学校	豊島つぼみ保育園
稲田小学校	神谷保育園	豊川小学校	クラブ保育園
なでしこ小学校	つちっこ保育園	ふくし保育園 (自園)	ふくし保育園
なでしこ小学校	志茂保育園	明桜中学校	豊川保育園
岩淵小学校	志茂北保育園	栄町児童館	栄町保育園
岩淵小学校	渡辺家庭福祉員	堀船中学校	堀船南保育園
赤羽岩淵中学校	赤羽保育園	堀船小学校	木の実保育園
岩淵児童館	岩淵保育園	まごごろ会保育園 (自園)	まごごろ会保育園
岩淵児童館	メリーポピンズ赤羽 ルーム	滝野川第四小学校	東田端保育園
稲田小学校	松村家庭福祉員	滝野川第四小学校	さくらキッズ
東十条ふれあい館	東十条保育園	ポピンズナーサリー スクール王子(自園)	ポピンズナーサリー スクール王子
豊島保育園(自園)	豊島保育園		
グローバルキッズコ トニア赤羽園(自園)	グローバルキッズ コトニア赤羽園		
ういず東十条(自園)	ういず東十条		

【避難先】河川の決壊等の恐れがあり、避難に十分な時間がある場合の、高台等に位置する保育を継続できる避難先

避難先	避難する保育施設	避難先	避難する保育施設
法善寺保育園	浮間保育園	上十条保育園	東十条東保育園
	浮間東保育園		桜田北保育園
	志茂南保育園		桜田つぼみ保育園
	浮間つぼみ保育園		サンベビー保育園
	めぐみ保育園	上十条南保育園	桜田保育園
日の基保育園	袋保育園	王子本町保育園	王子隣保館保育園
	キッズタウンうきま保育園		豊島東保育園
	キッズタウンうきま夜間保育園		豊島北保育園
	古屋家庭福祉員		キッズタウン東十条保育園
桐ヶ丘保育園	赤羽北保育園	滝野川北保育園	王子保育園
	ぽけっとランド北赤羽		王子北保育園
西が丘保育園	神谷保育園		滝野川保育園
	つちっこ保育園	豊島つぼみ保育園	
赤羽台保育園	志茂保育園	クラブ保育園	
	志茂北保育園	ふくし保育園	
	渡辺家庭福祉員	豊川保育園	
桐ヶ丘南保育園	赤羽保育園	西ヶ原保育園	栄町保育園
	岩淵保育園		堀船南保育園
	メリーポピンズ赤羽ルーム	西ヶ原東保育園	木の実保育園
	松村家庭福祉員	中里保育園	まごころ会保育園
テーオーシー保育園	東十条保育園	田端保育園	東田端保育園
聖母の騎士保育園	豊島保育園		さくらキッズ
			大塚家庭福祉員

6 浸水想定区域内の要配慮者施設への浸水情報の提供

担当	健康福祉部／子ども家庭部
----	--------------

区は、都より浸水に関する情報があった際に、要配慮者施設（特別養護老人ホームなど高齢者・障害者・児童福祉施設等）へ迅速に情報を提供する。

→ 第2部 災害予防

第1章 水害予防対策

10 浸水対策

（2）浸水想定区域における避難体制確保（p36）参照

※ 要配慮者施設一覧【資料編p21参照】

7 急傾斜地等「がけ・擁壁」対策

担当	危機管理室／地域振興部／まちづくり部／土木部／区教育委員会事務局／警察署 ／消防署
----	--

(1) 基本方針

豪雨等により、急傾斜地等「がけ・擁壁」の崩壊等による被害が発生する危険があるとき、または発生したときは、関係機関等は相互の連絡協調を密にして、その有する機能を発揮し、被害の軽減にあたり人命及び財産を保護する。

急傾斜地等「がけ・擁壁」箇所周辺の住民等には、基本的には安全な地域における避難所や自主避難施設への立退き避難を促す。

ただし、避難勧告が発令された時点で、既に大雨となっていて立ち退き避難が困難だと判断される場合は、屋内でも上階の谷側（がけ地とは反対側）に待避するよう呼びかける。また、避難勧告等が発令された後、逃げ遅れて、激しい雨が継続するなどして、あらかじめ決めておいた避難場所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合は、屋内のもっとも安全と思われる場所に留まることを呼びかける。

(2) 情報の収集・伝達計画

担当	危機管理室／土木部／警察署／消防署
----	-------------------

① 伝達方法

ア. 被害の発生する危険がある時

情報を得た機関は、電話等により他の防災関係機関に通報するとともに、該当地域の住民に適切な方法で事前注意を呼びかける。

イ. 被害が発生した時

情報を得た機関は、救急救出活動を実施するとともに、詳細を他の関係機関に通報し、被害が拡大するおそれのある時は、避難の勧告等により、人的被害の防止にあたる。

ウ. 気象警報等の周知

災対土木部は、大雨警報の発令、警戒態勢をとる場合の基準雨量に近づいた場合、その他非常の場合は、関係機関に通報するとともに警戒態勢に入る。

② 降雨量の測定場所、測定方法

ア. 降雨量の測定は、土木部道路公園課所管に係る北区役所庁舎設置の雨量計による。

イ. 雨量測定開始時期は、大雨注意報が発令された時期とする。

(3) 災害防止のための応急措置の内容、実施すべき時期

担当	危機管理室／まちづくり部／土木部／警察署／消防署
----	--------------------------

① 応急措置の内容

- ア. 土砂災害警戒情報が発令された場合は、災対まちづくり部および災対土木部は、危険箇所の警戒巡視を実施し、災対危機管理室は、住民等に対する避難勧告の広報等を実施する。
- イ. 危険箇所等に異常が生じた場合においては、区災害対策本部長、警察署長は、必要に応じ、災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条及び同法第61条に規定する避難の指示等の処置を実施する。

② 実施すべき時期

災害発生の恐れがあるとき。

【土砂災害時における避難勧告等の発令基準】

情報分類	発令基準
自主避難の呼びかけ	① 東京地方23区西部（北区）に大雨警報（土砂災害）が発表され、現在の降雨状況及び雨雲の移動状況並びに周辺地域の雨量等から土砂災害に対する注意と警戒が必要となった時
避難準備情報	① 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報 ^{※1} で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 ② 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ③ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ④ 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難勧告	① 土砂災害警戒情報が発表された場合 ② 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報 ^{※1} の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ③ 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ④ 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り等）が発見された場合
避難指示	① 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準 ^{※1} を実況で超過した場合 ② 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ③ 土砂災害が発生した場合 ④ 避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合 ⑤ 大雨特別警報（土砂災害）が発表された時

※1：気象庁では、土砂災害警戒情報を補足する情報として、市町村内の危険度が細かくリアルタイムで分かる「土砂災害警戒判定メッシュ情報」を防災情報提供システム及び気象庁ホームページで提供している。

8 広域避難対応

担当	危機管理室／地域振興部／健康福祉部／まちづくり部／土木部 ／区教育委員会事務局
----	--

(1) 他区市町村への避難

区長は、大規模水害などの災害が発生するおそれがあり、区内で住民を避難させることが困難なときは、都本部に対して、他の区市町村の区域への避難の要請（広域避難要請）を行う。

なお、区長が直接、広域避難について相互応援協定等の締結先区市町村や他の区市町村に要請等をした場合、その旨を都本部へ報告する。

- ①避難者の受入先及び避難手段が確定した後、区長は必要に応じて、当該区市町村の区域内の警察署に避難誘導の協力要請を行った後、住民へ避難に関する情報の発信を行う。
- ②区長は、災害発生までのリードタイムを考慮して、避難準備情報の発表若しくは避難勧告又は指示の発令を行う。
- ③避難の実施方法としては以下のとおり。
 - ・ 要配慮者や低地等に居住する区民については優先的に避難させる。
 - ・ 原則、区内の高台の避難所へ避難させる。
 - ・ 水害時に使用可能な都内の他区市町村の避難所へ避難させる。
 - ・ 他県に近接する地域等では、受入れの調整がついた他県の避難所へ避難させる。
 - ・ 必要に応じ、近隣の高い建物等への移動、建物内の安全な場所での待避など、「屋内での待避等の安全確保措置」の指示を行う。
- ④交通機関が運行可能な状況では、区民へ避難先を案内の上、原則として鉄道等公共交通機関により各自で避難するよう求める。要配慮者等、自力で区域外への避難が困難な住民については、地域ごとに設けた拠点へ一時集合させ、そこから都が調達したバス等で避難先へ向かう。

(2) 他区市町村からの避難者の受入

- ①区は、都福祉保健局からの要請に基づき避難所を開設する。
- ②開設する避難所については、区内避難者（区民等）の状況を踏まえ、滝野川体育館、桐ヶ丘体育館、滝野川会館等を候補施設とする。
- ③都立高校については、「避難所施設利用に関する協定」に基づき協力を要請する。
- ④避難所の運営は原則として北区が行い、要請側区市町村には積極的にその運営に協力を求める。

第6章 物資・輸送対策

1 食料の配給

担当	総務部／区民部／健康福祉部／区教育委員会事務局
----	-------------------------

- (1) 被災地域近辺の区の備蓄倉庫から、備蓄食料を放出する。
- (2) また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、災害時要援護者要配慮者、女性、子供など避難者の特性によって必要となる物資は異なる。区は変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

→ その他、給食基準、給食内容、給食配給計画等

第2編 施策ごとの具体的計画

第10部 物流・備蓄・輸送対策の推進

【応急対策】 1 物資の供給 (p301) 参照

2 ヘリコプターの発着点

担当	危機管理室
----	-------

※ヘリコプター発着場基準および表示要領

【平成24年度東京都地域防災計画資料編p27参照】

第7章 衛生・防疫・ごみ・がれき等

1 衛生・防疫活動

担当	医療衛生部
----	-------

- 第2編 施策ごとの具体的計画
第7部 医療救護等対策
【予防対策】 1 初動医療態勢の整備 1-4 防疫態勢の整備 (p215)
【復旧対策】 1 防疫態勢の確立 (p238) 参照

2 ごみ処理

担当	生活環境部／都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合
----	---------------------------

- (1) 区は、所管区域内の被災状況を把握し、ごみの発生推定量を算出、一次集積場所の決定など、ごみ処理計画を速やかに策定する。
- (2) 区は、ごみ処理計画に沿って、可能な限り主体的に対応する。
- (3) 収集・運搬機材や人員等の確保に関する広域的な支援が必要な場合、区は、都に要請を行う。
- (4) 区は、可能な限り主体的に対応するが、被災が広範囲に及ぶ時などは、都や事務組合等と情報の共有化を密にして対応する。
- (5) 区は、「ごみ・し尿・がれき処理マニュアル」(平成23年3月)に従い、所管の区域におけるごみの処理を行う。

3 がれき処理

担当	生活環境部／都環境局／東京二十三区清掃一部事務組合
----	---------------------------

- (1) 区は、発災直後の様々な情報を収集・整理し、所管区域内の被災状況を確認し、がれきの発生推定量を算出、一次集積場所や最終処分場を決定し、「がれき処理計画」を策定する。
- (2) 区は、被害状況を確認し、がれきの発生量を推計するとともに、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表する。
- (3) 区は、がれき処理推進態勢を整備する。
- (4) 区は、都へ被害状況(廃棄物処理施設等)及びがれき発生量の報告を行い、必要に応じて応援を要請する。
- (5) 区は、「ごみ・し尿・がれき処理マニュアル」(平成23年3月)に従い、所管の区域におけるがれきの処理を行う。

4 障害物除去

担当	区民部／生活環境部／土木部／都第六建設事務所
----	------------------------

- 第2編 施策ごとの具体的計画
- 第4部 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
- 【予防対策】 4 緊急輸送ネットワークの整備
 - 4-2 緊急道路障害物除去等 (p118)
- 【応急対策】 1 道路・橋梁 1-1 道路・橋梁の応急対策 (p129) 参照

第8章 流木対策

担当	土木部／都第六建設事務所
----	--------------

木材の流出による被害を防ぐため木材係留方法の指導を関係団体・関係業者に行い、災害時に不測の混乱を招かないようにする。

第9章 ライフライン対策

1 都市施設応急対策

(1) 電 気

担当	東京電力(株)
----	---------

① 計画方針

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を講じ、施設の機能を維持する。

② 災害発生前の対策

ア. 設備の予防強化

工事施工中あるいは仮工事中のものは速やかに、本工事を完了させるか、または的確な補強等応急処置を講じる。

イ. 復旧要員動員の連絡徹底

○ 応急対策要員の把握

非常災害対策特別組織の構成により社外の請負者をも含めた応急対策（工事）に従事する人員をあらかじめ把握する。

○ 動員及び連絡態勢の徹底

動員態勢を確立すると同時に連絡方法を明確にする。

ウ. 工具、機動力、資機材等の整備点検

工具、車両、舟艇等を点検整備するとともに、手持資機材の数量を把握し、復旧工事に支障をきたさないように手配する。

エ. 広報公聴活動

感電事故及び漏電による出火を防止するため利用者に対し、浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について十分安全を確認のうえ使用することを充分広報する。

→ その他の内容について

第2編 施策ごとの具体的計画

第6部 情報通信の確保

【応急対策】4 広報態勢（p205）参照

③ 災害発生時の対策

設備の運転保持については、浸水、建物倒壊等により、送電が危険と認められるときは、ただちに送電を停止し、関係機関に連絡するとともに適切な危険予防措置を講じる。

→ その他の水防対策に関連する応急対策について

第2編 施策ごとの具体的計画

第4部 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【応急対策】6 電気・ガス・通信等 6-1 電気 (p144) 参照

(2) 交通

担当	東京地下鉄(株)
----	----------

① 災害発生時の対策

ア. 非常態勢の種別及び発令

第1種非常態勢	重大な災害及び事故等が発生するおそれがある場合 または発生した場合で、必要と認めるとき
第2種非常態勢	災害及び事故等が発生するおそれがある場合 または発生した場合で、必要と認めるとき
第3種非常態勢	異常気象により警報が発令されたとき または、その他必要と認めるとき

イ. 非常態勢

非常態勢に入る旨の指令があった場合は、事故・災害等対策規程に基づき、警備要員を指名、待機させる。また、非常態勢下における総括責任者は、区長とし各駅の当務助役は警備責任者とする。

ウ. 警戒

非常態勢発令時には警備責任者及び監視員は換気口、出入口、排水ポンプ、排水不良の場所、漏水箇所等の警戒場所について、巡回監視を行い、応急処置や区長への報告を行うほか、関係技術区に連絡し、予防機材を準備する。

なお、風雨、浸水、出水、降雪等に対しては、各状況に応じて必要な対応を行う。

エ. 列車の取扱い

- 浸水、出水により列車の運転に支障を与えると予想される場合には、ただちに総合指令所に通報し、その指示を受ける。
- 急を要する場合は、列車を一旦停止させ区長及び総合指令所に速報し、その指示を受ける。
- 状況によっては、列車の通過扱いをする。この場合には総合指令所の指示を受け、乗務員と打ち合わせしてから実施する。

オ. 旅客の取扱い

- 気象状況を放送または掲示等で旅客に徹底する。
- 総合指令所により、連絡を受けた運転休止、折り返し運転及び行先変更等運転に関する事項は、速やかに判り易く旅客に徹底する。
- 構内が停電した場合は、別に定める「停電事故対策」により旅客を安全に誘導する。
- 飛来物があり旅客の通行に危険と認められる場合には、旅客にその旨を徹底し、安全な場所に誘導する。
- 入場制限、発売中止、振替輸送等の処置は慎重にして迅速に実施する。

2 公共土木施設応急対策

(1) 河川の応急対策

担当	土木部／都第六建設事務所
----	--------------

水防活動と並行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、ただちに都に報告し必要な措置をとる。

(2) 内水排除施設応急対策

担当	土木部／都下水道局
----	-----------

内水排除施設に被害を生じた場合は、ただちに都に報告し、移動ポンプの派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水による被害の拡大を防止する。また、施設の応急復旧については都の指導のもとにこれを行う。

(3) 首都高速道路(株)の応急対策計画

担当	首都高速道路(株)
----	-----------

- 第2編 施策ごとの具体的計画
第4部 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
【応急対策】 1 道路・橋梁 (p148) 参照

第10章 被災者対策

1 被災者の生活確保

担当	地域振興部／健康福祉部
----	-------------

- 第2編 施策ごとの具体的計画
第12部 区民生活の早期再建
【復旧対策】6 被災者の生活再建資金援助等
6-1 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給 (p335) 参照

2 融資制度

担当	地域振興部／健康福祉部／まちづくり部
----	--------------------

- 第2編 施策ごとの具体的計画
第12部 区民生活の早期再建
【復旧対策】10 融資 (p339) 参照

3 生活相談窓口

担当	各部／警察署／消防署
----	------------

- 第2編 施策ごとの具体的計画
第12部 区民生活の早期再建
【復旧対策】4 被災者の生活相談等の支援 (p332) 参照

4 義援金等

担当	区民部／東京都
----	---------

- 第2編 施策ごとの具体的計画
第12部 区民生活の早期再建
【復旧対策】5 義援金の募集・受付・配分 (p334) 参照

用語集

ここでは、地域防災計画（風水害対策編・平成 27 年 3 月改定）の各部・各章において、頻出する用語を解説します。

風水害対策編

■ 局地的集中豪雨

いわゆるゲリラ豪雨とも呼ばれ、本計画では、ある限られた地域に突発的に発生する予測が困難な豪雨を指している。

■ 都市型水害

台風の接近・上陸や、ゲリラ豪雨などと呼ばれる局地的な集中豪雨などの降雨による内水氾濫のことで、近年特に発生が増えている。

■ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン

区市町村が避難勧告等の発令基準や伝達方法を構築するにあたり、検討すべき事項が示されているもの。内閣府が、過去の災害の経験等を踏まえ、有識者、地方公共団体及び国の関係省庁からの意見等を踏まえ、取りまとめたもの（平成 17 年 3 月に策定し、平成 26 年 9 月に改訂）。

■ タイムライン

台風等による大規模な風水害に備えた事前防災行動計画。発災前から各地方公共団体や関係機関が迅速で的確な対応をとるために、共通の時間軸に沿って、いつ、だれが、どのように、何をするかをあらかじめ明確にしておくとともに、他の主体がどのような対応をとるのかを把握するための計画。

■ 洪水予報河川

洪水のおそれがあるという情報を住民に提供する河川。北区では、荒川が対象河川になっており、気象庁が降水量等を、東京都が河川水位等を予測し、洪水予報（「はん濫警戒情報」等）を気象庁と都が共同で発表する。

■ 首都圏大規模水害対策大綱

首都圏では、利根川や荒川の洪水氾濫や東京湾の高潮浸水により大規模な水害の発生が懸念されている。このため、平成 18 年 6 月に、中央防災会議に専門調査会である「大規模水害対策に関する専門調査会」が設置され、シミュレーションの実施など検討が進められ、大規模水害時に備えて各機関が行うべき対策を明確化することを目的として平成 24 年 9 月に策定されたもの。

■ 停滞前線

暖かい空気と冷たい空気の勢力がほとんど等しい接触面で発生する前線。他の前線に比べて動きが遅く、ほとんど停滞することから名付けられた。

■ 水防本部

風水害の発生やそのおそれがある時にとられる体制。北区では、まちづくり部長を本部長とし、主に現地での活動を行う応急対応班と被災者への支援を行う被災（者）対応により構成される。

■ 災害対策即応本部

「超大型」「数十年に一度」「特別警報級」など、相当の被害拡大の可能性が見込まれる場合等、水防本部の構成員である各課を超えて、全庁での情報共有と全庁一体となった災害対応体制の準備（即応態勢）等を図るために設置される会議体。

■ 広域避難

本計画では、区を超えた避難、もしくは他区市町村からの避難を指す。

■ 内水氾濫

市街地に降った雨が、下水道などの排水能力を超える、あるいは河川の水位が上昇していて市街地に降った雨を排水できない場合に、水が溢れること。

一方で、河川の水が堤防から溢れる、あるいはそれによって堤防が破堤した場合に起こる洪水のことを「外水氾濫」という。

■ 洪水ハザードマップ

万が一、河川がはん濫した場合に備えて、住民が自主的に迅速に避難できるよう、被害の想定される区域・被害の程度や避難に関する情報などを地図上に明示したもの。

北区では、荒川が氾濫した場合、また隅田川・新河岸川・石神井川・神田川がはん濫した場合の2ケースについて、洪水ハザードマップを作成している。

■ 洪水予報

河川の増水やはん濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、国土交通省または都道府県と気象庁が共同で発表する情報。あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示した洪水の予報が発表される。

■ 関東ローム層

関東地方の丘陵や台地をおおう、風で運ばれた火山粒子(降下火山灰)でできている火山灰層

■ 水防警報河川

洪水時の河川水位の状態により、河川管理者が水防機関に対して、水防活動を行う必要があることを警告する情報。

■ 水衝部

川が曲がっている外側で、水の流れが強くあたる場所のこと。

■ 陸こう

平常時の通行確保など、やむおえない理由で河川等の堤防が連続していない箇所、洪水や高潮時に堤防の機能を確保するために締め切ることのできる施設

■ 計画高潮位

想定される最大規模の台風の襲来等により、高潮が発生したときの海面の上昇と、満潮位を足したもので、高潮対策施設の計画基準

■ (堤防の) 天端幅

天端とは、堤防の最上面で、非常時の河川巡視または洪水時の水防活動などや、河川管理用道路などとして使用するために、しかるべき幅が確保されている。

■ 法崩れ

河川の流水による作用や降雨の浸透作用等によって、護岸や堤防などの斜面の部分が崩れること。

■ 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。

■ 水防管理団体

水防の責任を有する区市町村をいう。

■ 高規格堤防

スーパー堤防とも呼ばれ、越水した場合でも、土砂が削られるなど堤防の崩壊を抜かぬように非常に幅の広い緩やかな斜面をもつ堤防

■ 雨水貯留浸透事業

都市に降った雨水を河川等へ排除できないことによる浸水被害を防ぐため、雨水を一時的に貯留し、また雨水を地中へ分散、浸透させることにより、地域での雨水の流出抑制を図る目的で取組まれている事業。

■ 河川防災ステーション

洪水から市街地を守るための保全活動及び災害時の緊急復旧活動を行う防災活動拠点。北区では、浮間地区荒川防災ステーションが整備されている。

■ 急傾斜地崩壊危険箇所

傾斜度 30° 以上、高さ 5 m以上の斜面で、がけ崩れが発生した場合に人家などへの被害のおそれがある箇所

■ 特別警報

重大な災害の危険性が著しく高い場合に発表される従来の「警報」の上位となる警報で、自治体や住民に最大限の警戒を呼びかけるもの（平成 25 年 8 月 30 日から運用）。特別警報は各管区气象台から発表され、発表された場合、自治体は住民等に周知し、住民等はただちに命を守る行動を取る必要がある。

■ 水位周知河川情報

洪水予報河川以外の河川で、洪水のおそれがある河川の水位情報を住民に提供する河川。北区では、石神井川が対象河川となっている。

■ 水防団待機水位

水防団が出動するための準備を始めるための目安となる水位

■ はん濫警戒水位

はん濫警戒情報を発するための目安となる水位。越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告する。

■ はん濫注意水位

はん濫注意情報を発するための目安となる水位。水防機関が出動する必要がある旨を警告する。

■ 下水道施設における降雨情報システム(東京アメッシュ)

都下水道局が、雷雨や集中豪雨、台風による豪雨の際に、降雨状況を把握し、水再生センター、ポンプ所のポンプを適時適切に運転するため、設置している情報システム。

■ 自主避難施設

本計画では、避難勧告等が発令されるまでの間に、自主的に避難を行おうとする区民等を受入れる施設をいう。

■ 避難所

災害後、家屋倒壊などにより自宅では生活できない被災者が、一定の期間、生活する場所。同時に、情報連絡や給食・給水、医療救護等、地域の支援活動の拠点ともなる。北区立小・中学校等を指定している。

■ 指定緊急避難場所

切迫した災害の危険から逃れるための避難場所

■ 北区防災気象情報メール配信サービス

気象庁等が発表する各種気象情報や地震情報などを、携帯電話やパソコンに電子メールで配信する北区独自のサービス。システムに登録することで、誰でも利用できる。

■ 危機管理情報収集体制

本計画では、気象庁から東京地方 23 区西部に大雨・洪水注意報等が発令された場合に、広報課職員並びにまちづくり部職員及び危機管理室職員のうち指定された職員によって、東京都その他の関係機関と連携し、情報収集及び対策にあたる体制

■ 除雪本部

本計画では、区が管理する道路・河川管理通路及び公園内通路等の積雪及びその影響による倒木等をすみやかに除去するなど、交通の安全とその機能回復等の対応にあたるために降雪時等に設置される本部体制。

■ 北区土木緊急工作隊

区内の土木工事業者を中心とした団体で、災害時において応急対策業務を実施する協定を締結し、水防本部長の指揮により水防活動を実施する。

■ 北区造園協会

区内の造園業者を中心とした団体で、災害時において応急対策業務を実施する協定を締結し、水防本部長の指揮により、街路の危険木、交通障害木の除去及び公園などの危険木の処理及び荒川河川敷の占用物件の撤去・転倒にあたる。

■ 北区街灯保安会

区内の電気工事事業者を中心とした団体で、災害時において応急対策

業務を実施する協定を締結し、水防本部長の指揮により、街路灯、公園灯等の巡回、写真撮影及び修理にあたる。

■土砂災害警戒判定メッシュ情報

土壌雨量指数（降った雨が土壌にどれだけ貯まっているかを雨量データから指数化）及び降雨の実況・予測に基づく土砂災害発生の危険度を5段階に階級表示した情報で、分布図で表示される。（気象庁ホームページ参照）

■規格化版流域雨量指数

流域雨量指数は、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを把握するための指数。規格化版流域雨量指数は、過去15年程度の流域雨量指数の既往最大値を1として規格化し、メッシュ単位（5km四方格子）で表したものの。

■竜巻発生確度ナウキャスト

気象庁が気象ドップラーレーダー（電波を利用した降水や風の観測機器）による観測により、竜巻の発生確度を10km格子単位で解析し、その1時間後までの予測を行うもので、10分ごとに更新して提供する。分布図形式の情報として防災機関等に提供するほか、気象庁ホームページでも提供する。（気象庁ホームページ参照）

■雷ナウキャスト

気象庁が雷の激しさや雷の可能性を1km格子単位で解析し、その1時間後（10分～60分先）までの予測を行うもので、10分毎に更新して提供する。雷発生の可能性や激しさを活動度1～4で設定し地図に表示される。（気象庁ホームページ参照）

■立ち退き避難

その場を立ち退いて近隣の安全を確保できる場所に一時的に移動すること。「水平避難（又は水平移動）」ともいう。

■垂直避難

屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動すること。「垂直移動」ともいう。

担 当 表

	頁	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 健康福祉部	(災対) 医療衛生部	(災対) 子ども家庭部	(災対) まちづくり部	(災対) 土木部	(災対) 会計管理室	(災対) 区教育委員会事務局	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関
風水害対策編																
はじめに 度改定の概要																
1 計画改定の背景	1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
2 改定の基本的な考え方	2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第1部 総則																
第1章 計画の方針																
1 計画の目的	4	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
2 計画の性格及び範囲	4	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
3 北区・区民等の 基本的責務と役割	5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
4 計画の修正	6	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
5 震災対策編との関係	6	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
6 計画の習熟	7	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
7 計画の前提	7	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第2章 北区の概況																
1 北区の地形と管内河川の概況	11	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
2 水防上注意を要する (重要水防)箇所	12	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
3 北区の水害履歴	18	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第3章 水防管理団体(北区)の活動と責務																
1 水防活動	23	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
2 水防の責任と任務	24	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
第2部 災害予防																
第1章 水害予防対策																
1 管内河川の改修計画	25											●				都第六建設事務所/ 国土交通省荒川下流 河川事務所
2 水防に関する施設計画																
(1) 雨水流出抑制施設計画	26											●				
(2) 内水排除施設計画	26											●				都下水道局
3 水防資機材・施設及び水防工法																
(1) 浮間地区荒川防災 ステーション	27											●				国土交通省荒川下流 河川事務所
(2) 資機材	28											●				都第六建設事務所/ 国土交通省荒川下流 河川事務所
(3) 排水場	29											●				
(4) 応急ポンプ	29											●				消防団
(5) 救助艇	30											●				警察署/消防署
(6) 土のう置き場	30											●				
(7) 土取場	30											●				
(8) 水防工法	31											●				都第六建設事務所/ 国土交通省荒川下流 河川事務所
4 高潮対策	31															都第六建設事務所

	頁	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 健康福祉部	(災対) 医療衛生部	(災対) 子ども家庭部	(災対) まちづくり部	(災対) 土木部	(災対) 会計管理室	(災対) 区教育委員会事務局	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関
5 急傾斜地等「がけ・擁壁」防災対策																
(1) 対策の方針	31										●	●				警察署
(2) 「がけ・擁壁」の安全化	33										●	●				
(3) 急傾斜地の安全化	33										●	●				
6 土砂災害防止法の運用	34			●							●	●				
7 水害発生箇所の解消	34											●				
8 都市型水害対策	35											●				都建設局/ 都下水道局
9 流木対策	35											●				
10 浸水情報																
(1) 浸水想定区域				●									●			
(2) 浸水想定区域における 避難体制確保				●				●		●			●			
11 気象情報等																
(1) 注意報・警報・特別警報	38	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	各防災関係機関
(2) 洪水予報(荒川)	41			●									●			
(3) 水位周知河川情報 (石神井川)	44			●									●			都第六建設事務所/ 国土交通省荒川下流 河川事務所
(4) 水防警報	48												●			
(5) 土砂災害警戒情報	50			●							●					都建設局/都総務局
第2章 都市施設対策																
1 電気	52															東京電力(株)
2 電話	53															(株)NTT東日本
3 交通	53															都交通局/JR東日 本(株)/東京地下鉄(株)
4 地下空間への浸水被害対策	54			●							●	●				東京地下鉄(株)
5 下水道施設に関する情報共有	54			●								●				都下水道局
第3章 風水害時の避難所等の特定																
第4章 物資・輸送対策																
1 食料等の確保	59			●				●		●						
2 飲料水及び生活水の確保	59			●		●										総務局(総合防災部) /水道局北部支所
3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	59			●	●			●		●				●		都福祉保健局
4 車輛・舟艇等輸送機関の確保	59	●			●											
第5章 区職員の防災力向上																
1 水防訓練																
(1) 方針	60	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	消防署/消防団/ 各防災関係機関
(2) 実施要領	60	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	
2 図上演習等の実施	61	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	
3 各種マニュアル等の作成	61	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	
第6章 地域防災力向上																
1 周知・啓発	62	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	各防災関係機関
2 防災訓練	63	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	各防災関係機関

	頁	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 健康福祉部	(災対) 医療衛生部	(災対) 子ども家庭部	(災対) まちづくり部	(災対) 土木部	(災対) 会計管理室	(災対) 区教育委員会事務局	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関	
3 地域における マニュアル等の整備	64			●													
4 避難行動要支援者の支援	64			●				●			●	●					
第3部 災害応急・復旧																	
第1章 本部体制																	
1 状況に応じた機動的な体制	65	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	各防災関係機関
2 危機管理情報収集体制	66	●		●								●					
3 水防本部	66			●								●					
4 除雪本部	70			●								●					
5 災害対策即応本部	71	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
6 災害対策本部（風水害時）	72	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
第2章 応援協力・派遣要請																	
1 災害時協定締結団体の実施業務	82															北区土木緊急工作隊 ／北区造園協力会 ／北区街灯保安会	
2 関係機関への出動要請	83											●					
3 風水害初動対応マニュアル等 による活動	83			●								●					
4 河川管理者の水防活動への協力	84															国土交通省荒川 下流河川事務所	
第3章 情報収集・伝達																	
1 常時監視・情報の把握・荒川の 巡視・警戒・気象情報及び 洪水予報・水防警報	85			●								●				警察署／消防署 ／都第六建設事務所 ／国土交通省荒川 下流河川事務所	
2 情報・伝達・報告	90	●		●								●					
3 防災無線放送設備等	91			●								●				消防署／警察署	
4 要配慮者への情報提供	91			●				●								消防署／警察署	
5 同一河川・圏域・流域の 区市町村における情報の共有	91			●								●					
6 竜巻に関する情報収集・伝達	92			●								●				東京管区气象台	
7 地下空間への情報提供	92			●								●					
8 被害調査計画	93	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
9 広報活動	95	●		●	●												
第4章 消防機関の水防活動計画																	
1 活動方針	99																消防署／消防団
2 水防態勢等	99																
3 部隊編成	99																
4 活動内容	100																
5 災害予警報	100																
第5章 避難対策																	
1 避難	101			●	●			●							●		
2 風水害時の避難所等	107			●	●			●							●		
3 避難所の運営	108							●							●		
4 避難所関係の対象、 費用の限度額	109							●							●		
5 保育施設と避難先一覧	109									●							

	頁	(災対) 政策経営部	(災対) 総務部	(災対) 危機管理室	(災対) 地域振興部	(災対) 区民部	(災対) 生活環境部	(災対) 健康福祉部	(災対) 医療衛生部	(災対) 子ども家庭部	(災対) まちづくり部	(災対) 土木部	(災対) 会計管理室	(災対) 区教育委員会事務局	(災対) 区議会事務局	その他 主な関係機関
6 浸水想定区域内の要配慮者施設への浸水情報の提供	111							●		●						
7 急傾斜地等「がけ・擁壁」対策																警察署／消防署
(1) 基本方針	112			●	●						●	●		●		
(2) 情報の収集・伝達計画	112			●								●				
(3) 災害防止のための応急措置の内容、実施すべき時期	113			●							●	●				
8 広域避難対応	115			●	●			●			●	●		●		
第6章 物資・輸送対策																
1 食料の配給	116		●			●		●							●	
2 ヘリコプターの発着点	116			●												
第7章 衛生・防疫・ごみ・がれき等																
1 衛生・防疫活動	117								●							
2 ごみ処理	117						●									都環境局／ 東京二十三区清掃 一部事務組合
3 がれき処理	117						●									都第六建設事務所
4 障害物除去	118					●	●					●				都第六建設事務所
第8章 流木対策	119											●				都第六建設事務所
第9章 ライフライン対策																
1 都市施設応急対策																
(1) 電気	120															東京電力(株)
(2) 交通	121															東京地下鉄(株)
2 公共土木施設応急対策																
(1) 河川の応急対策	122											●				都第六建設事務所
(2) 内水排除施設応急対策	122											●				都下水道局
(3) 首都高速道路(株)の 応急対策計画	122															首都高速道路(株)
第10章 被災者対策																
1 被災者の生活確保	123			●				●								
2 融資制度	123			●				●			●					
3 生活相談窓口	123	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	警察署／消防署
4 義援金等	123					●										東京都

東京都北区地域防災計画

(資料編)

平成27年3月改定

案

東京都北区防災会議

東京都北区地域防災計画(風水害対策編)平成27年3月改定 案

資料編 目次

[風水害対策編]

1. 雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱	1
2. 水防工法	3
3. 北区内の各河川と設定水位一覧表	16
4. 水位周知河川	17
5. 水防関係機関一覧表	19
6. 風水害時の避難所一覧	20
7. 要配慮者施設一覧	21

1. 雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱

雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北区管内河川の総合的な治水対策の一環として、当該流域に所在する公共施設及び大規模民間施設に雨水流出抑制施設(以下「抑制施設」という。)を設置することを目的とする。

(大規模民間施設)

第2条 大規模民間施設とは、敷地面積が500㎡以上の施設をいう。

(対象)

第3条 抑制施設の設置を要する施設は、国、都、区、市、公社、及び都市再生機構等が所管する施設及び大規模民間施設で次の各号に掲げる施設を対象とする。

- 一 新築又は大規模に改築する施設
- 二 その他治水対策上必要な施設

(内容)

第4条 抑制施設とは次の各号に掲げるものをいう。

- 一 雨水の浸透施設
- 二 雨水の貯留施設
- 三 一、二を組み合わせた施設

(流域対策量)

第5条 当該河川流域の流域対策量は公共施設、大規模民間施設とも別表1の流域対策量以上とする。

(抑制施設の設置者)

第6条 抑制施設の設置者とは、施設を所管するもの又は、これに相当するものをいう。

(計画書の提出)

第7条 抑制施設の設置者は、抑制施設設置に当たっては、事前に計画書(様式-1)を提出するものとする。

2 前項の計画書を提出するに当たっては、許容排水量の調整のために必要に応じて次の各号に掲げる者と協議すること。

- 一 下水道管理者
- 二 河川管理者

(報告)

第8条 抑制施設の設置者は、これらの設置が完了した時は、速やかに完了届(様式-2)を提出するものとする。

(維持管理)

第9条 抑制施設の設置者は、抑制施設の効果が保全できるよう適切に維持管理するものとする。

(事務)

第10条 この要綱に関する事務は、まちづくり部担当課において行う。

付則 この要綱は、平成元年6月5日から施行する。

付則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表1

流域対策量

敷地面積1ha当たり600 ^{m³} (1,000 ^{m²} 当たり60 ^{m³})とする。

※ 敷地面積が500^{m²}未満の場合

近年都市化が進み、地域に降った雨が一举に下水道や河川に流れ込み、いわゆる「都市型水害」が発生しています。また、地下水の減少により湧き水が涸れたり、樹木の育成に支障がでるなど自然環境にも影響が出ています。

このような「都市型水害」の被害軽減・防止並びに自然環境の復活・保全のため、敷地が500^{m²}未満の場合でも、浸透施設(浸透トレンチ・浸透ます等)を、敷地面積1,000^{m²}当たり30^{m³}の雨水を浸透させることを目途に設置して頂くようご協力をお願いいたします。

※ 新河岸川流域で敷地面積が1ha以上の場合

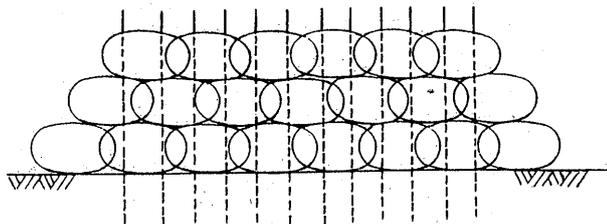
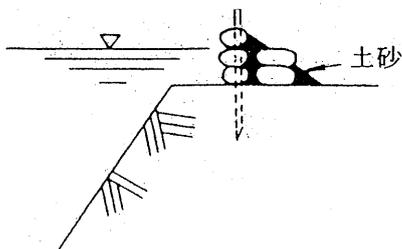
東京都の流域計画では、敷地面積1ha当たり950^{m³}となっています。施工者は、東京都と協議してください。

2. 水防工法

(1) 積み土のう工	堤防天ばに土のうを三段積みにして、越水を防止する。
(2) 鋼板防護工	軽量鋼板を用いて行うせき板工。
(3) 護岸裏積み土のう工	胸壁護岸を越水する恐れのある時行われる工法で、裏のり面から低部を広く積み重ねて防止する。
(4) かま段工	堤防裏小段、のり先の平場に漏水が生じた場合に、その周囲を円形に土のう積みし、中に水を貯めて、その圧力で漏水を少なくすると共に、湧き水で堤防が破損しないよう一定の箇所水を集めて流すもので、別名「かま築き」「かま止め」ともいう。
(5) 月の輪工	堤防裏のり面の漏水箇所に土のうを半円形に積み水位をせき上げて、その水圧で漏水を少なくすると共に、一定の箇所に水を集めて流すもの。
(6) 吸水性土のう積工	ゲル化土のうを用いて行う越水防止工。
(7) シート張り工	堤防表のり面の漏水口をむしろ又はシートで被覆し漏水を防止する。別名「つなぎむしろ張工」ともいう。
(8) 立てかご工	堤防のり面の崩壊を防止するもので、崩壊部の下端にじゃかごを並べ玉石を詰める。
(9) 川倉工	急流河川の水制や、破堤時の応急工法のための流勢の転向、または崩壊箇所の拡大防止のため使用される牛類の一つである。
(10) 五徳縫い工	堤防の法面や平場に亀裂が生じた場合、その拡大を防止するため、竹を3～4本を堤体に深く突き刺し上部を結束して、その上に抑え土のうを置く。また簡易なものを「さし竹工」という。
(11) つぎぬい工	亀裂が堤防天ばより裏のり面に発生した場合は、天ば及び裏のり先に木杭を打ち、竹または鉄棒でつなぎ、おもり土のうを置く。
(12) 木流し工	堤防表のり面の洗掘拡大を防止するため、木または竹におもり土のうを結びつけ、堤防天ばの留杭に木または竹の根本を結びつけ、のり前面に流し、流水の速度を緩和する。

(1) 積土のう工

3段積み



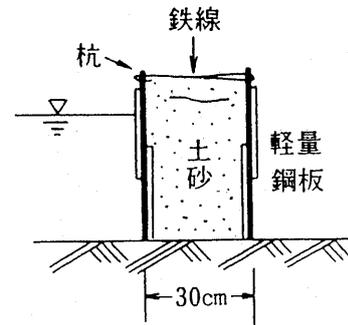
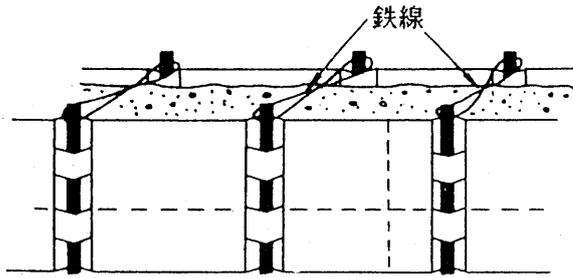
工 法 条 件	資 材			器 財		単位作業量 (MH) 編成の基準 (名)
	品 名		数	品 名	数	
積土のう 延長10m 表3段 控2段	土のう 土砂		130~150袋 4 m ³	かけや	2	4MH/10m
	土のう留杭	径1.6cm 長さ1.2m	40~50本	もっこ	2	

(注) 単位作業量は、純作業時間を人、時で示したもので、積土のう 4MH/10m(表3段、控2段)を積むのに4人で1時間を要することを示す。

1. 各土のうは、留杭で固定すること。
ただし、流れが急なときは留杭を2倍にすることも可。
2. 防水シートを併用すると止水性が高まる。

(2) 鋼板防護工

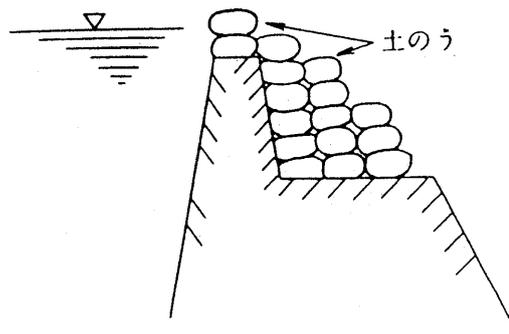
2段2列



工 法 条 件	資 材			器 財		単位作業量 (MH) 編成の基準 (名)
	品 名	規 格	数	品 名	数	
2段2列工法	軽量鋼板	L=1.8m W=43.5cm	28枚	大ハンマー	4	14MH/10m
	杭	L=1.5m φ48.6mm	30本	シャベル	10	
	土のう		20袋	ペンチ	1	
延長 10m 高さ 75cm	土砂		3 m ³			20名
	鉄線		15m	ねじり棒	2	

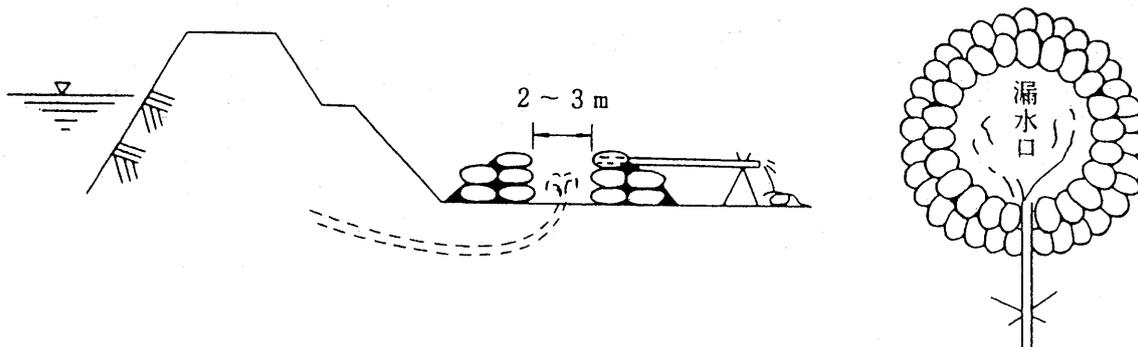
1. 小口は土のうでおさえる。
2. 中詰土砂の一部を土のうにすることも可。
3. 防水シートを併用すると防水性が効果的である。
4. 軽易に施工するときは、鋼板を一行とし、背面に土のうまたは土砂でおさえることも可。

(3) 護岸裏積土のう工



工 法 条 件	資 材			器 財		単 位 作 業 量 (MH)
	品 名	規 格	数	品 名	数	編 成 の 基 準 (名)
護岸裏積土のう	土のう		200袋	シャベル	2	4 MH / 6 m
延長 6 m 高さ 1 m	杭		4 m ³	もっこ	1	10名

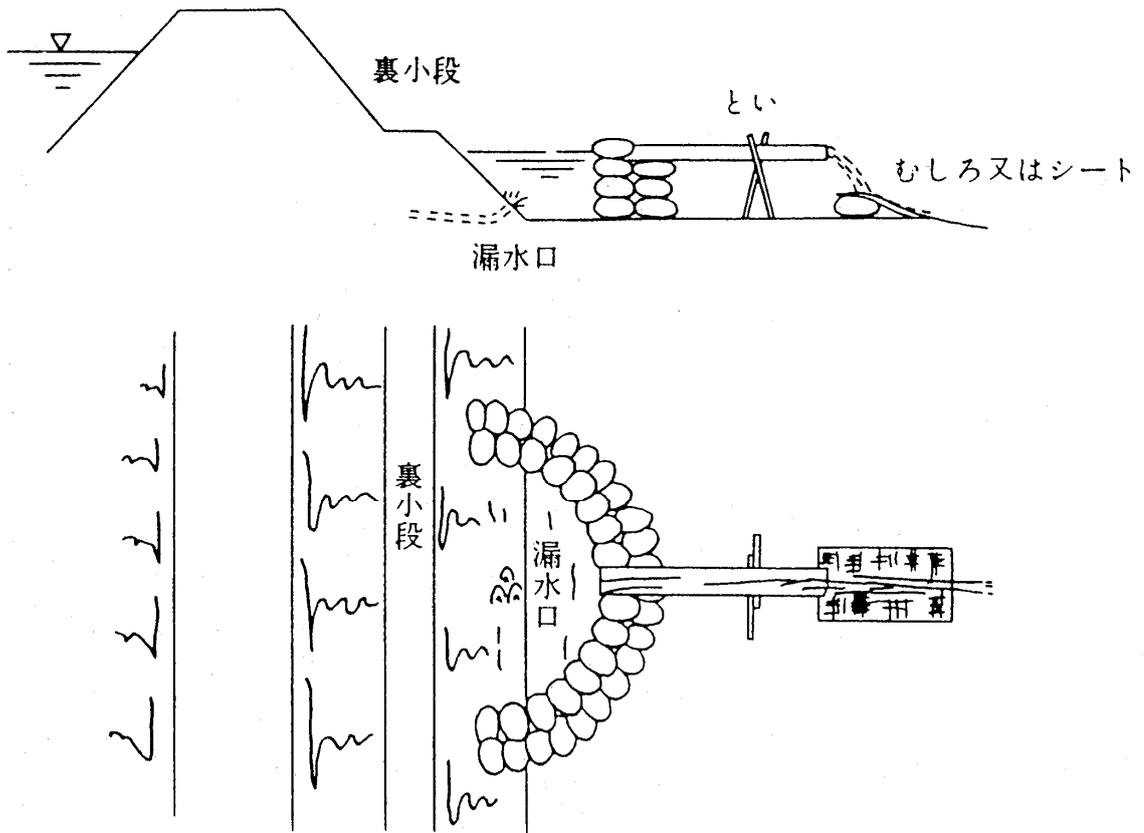
(4) かま段工



工 法 条 件	資 材			器 財		単位作業量 (MH) 編成の基準 (名)
	品 名	規 格	数	品 名	数	
かま段工	土のう		120袋	シャベル	4	10MH/1個
	土砂		3 m ³	もっこ	2	
直径 2 m 3 段、控 2 段 (間隙なし)	土のう留杭	径 1.6cm 長さ 1.2m	35本	大ハンマー	2	20名
	とい	長さ 3~5 m	1本			
	くい	長さ 1.5m	2本			

1. 防水シートを併用すると止水性が高まる。
2. 土のう留杭は状況に応じて用いる。
3. 鋼製かましつきセットで実施することも可。

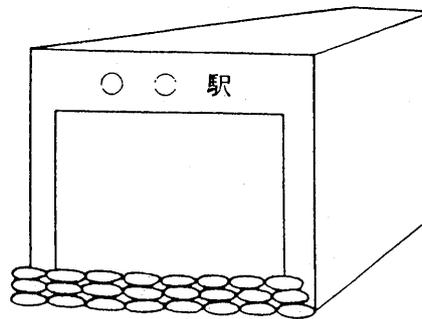
(5) 月の輪工



工 法 条 件	資 材			器 財		単位作業量 (ME) 編成の基準 (名)
	品 名	規 格	数	品 名	数	
月の輪工	土のう		140袋	かけや	2	10ME/1個
	土砂		3 m ³	大ハンマー	2	
半径 2 m 表 4 段、 控 3 段 (間隙なし)	土のう留杭	径 1.6cm 長さ 1.2m	20本	シャベル	4	20名
				もっこ	2	
	とい	長さ 3~5 m	1本			
	くい	長さ 1.5m	2本			

1. 防水シートを併用すると止水性が高まる。

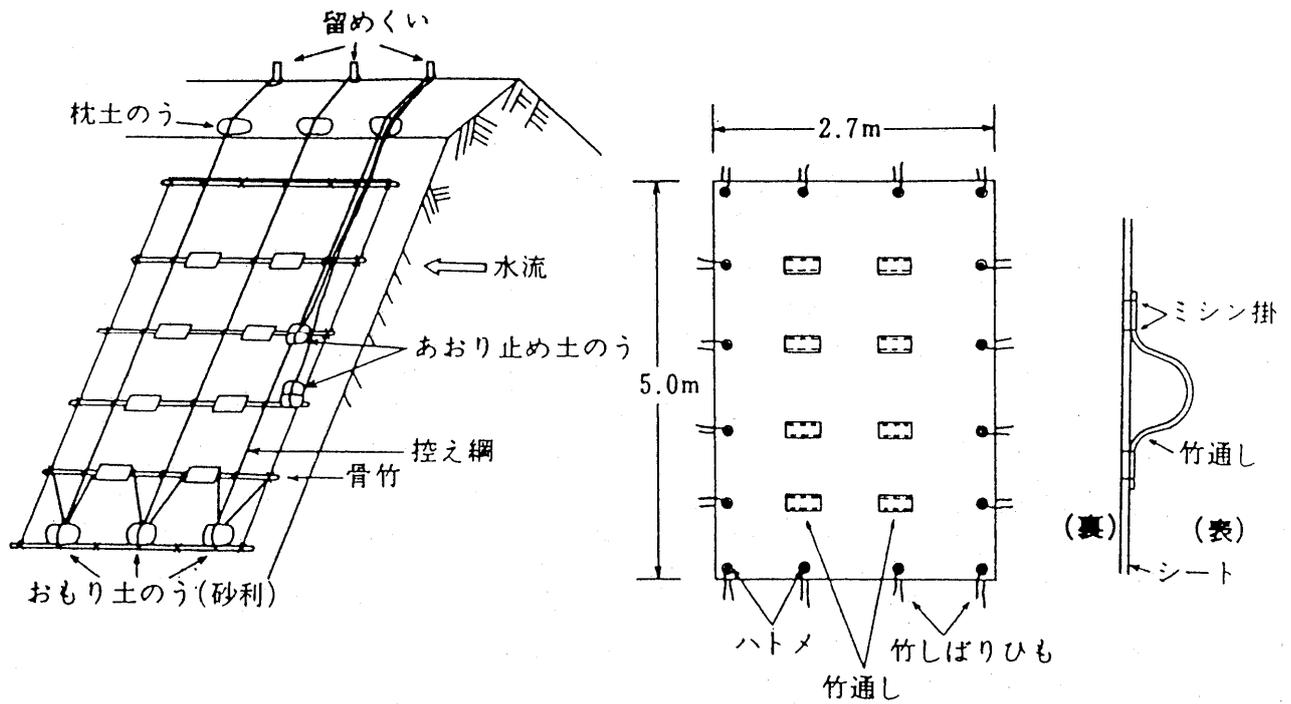
(6) 吸水性水のう積工



工 法 条 件	資 材			器 財		単位作業量 (M) 編成の基準 (名)
	品 名	規 格	数	品 名	数	
護岸裏積土のう	吸水性水のう	0.6m×0.35m	27			2 M/40m
護岸裏積土のう			200袋			
延長6m高さ1m						2名
延長6m高さ1m						

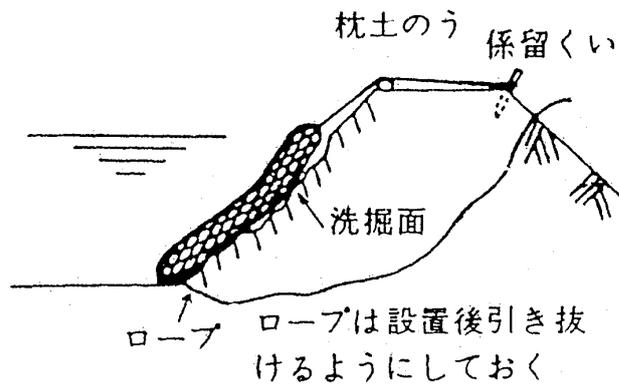
1. 4段積（1段h≒10cm）以上のときは、2列とするか土のう留杭を使用する。
2. 防水シートを併用すると止水性が高まる。

(7) シート張り工



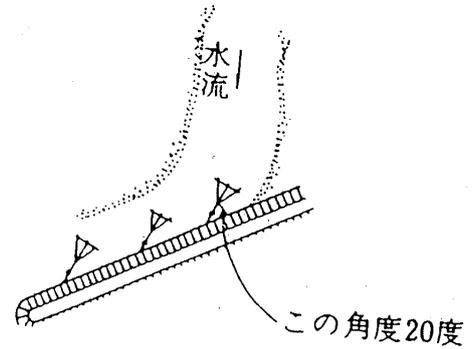
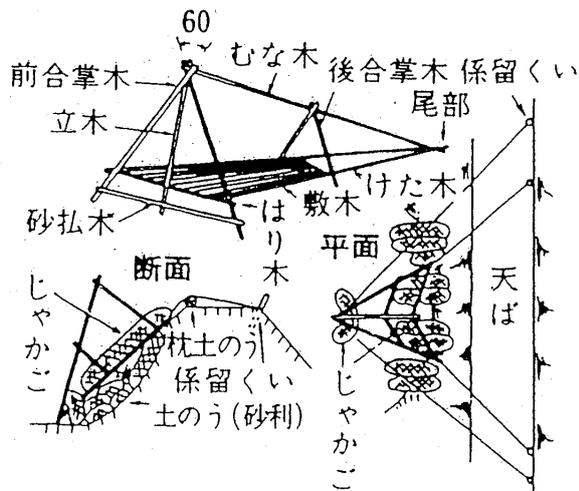
工 法 条 件	資 材			器 財		単位作業量 (ME) 編成の基準 (名)
	品 名	規 格	数	品 名	数	
シート張り工	シート	規格品	1枚	かけや	1	1.5ME/1個
	竹	径4~6cm 長さ3m	6本	かま	1	
	くい	末口径9cm 長さ1m	3本	のこぎり	1	
	土のう		8~9袋	おの	1	
幅 5m 長さ 2.7m	控え鋼	長さ10m	規格品 に付属	投入用 控え鋼	1~2	10名
	竹しぼりひも	長さ50m				
	なわ(おもり土 のう用)		若干			

(8) 立てかご工



工 法 条 件	資 材			器 財		単位作業量 (ME) 編成の基準 (名)
	品 名	規 格	数	品 名	数	
立てかご工	鉄線じゃかご	径45cm 長さ5m	2	かけや	1	3.5ME/1個
立てかご工	石	粒径15cm以上	1.5m ³	ワイヤーカッター	1	
長さ10m 径45cm 人力による設置	木くい	長さ1.5m	2本	ペンチ	1	10名
	鉄線	8番線	60m			
	ロープ	長さ20m	1本			

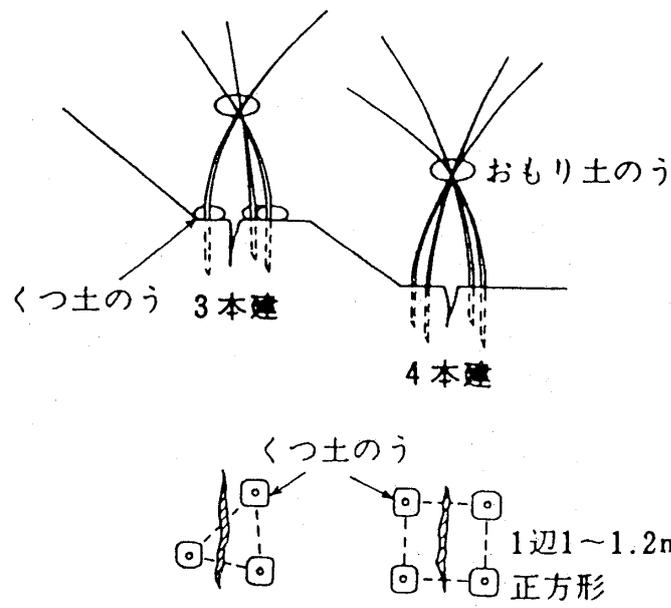
(9) 川 倉 工



工 法 条 件	資 材			器 財		単位作業量(MH) 編成の基準(名)
	品 名	規 格	数	品 名	数	
川倉の作成	むな木	末口径12cm 長さ 5.4m	1本	のこぎり	2	30MH/1個
	けた木	末口径12cm 長さ 5.4m	2本	おの	2	
	前合掌木 立木、はり木	末口径12cm 長さ 5.4m	4本	ワイヤカッター	1	
	砂払木	径 9cm 長さ 4.5m	1本	ペンチ	4	
丸太製1個 長さ5m	後合掌木 はり木	径 9cm 長さ 3.6m	3本	金づち	4	10名
	敷木	径 9cm 長さ 2.7m	12本	バール	1	
	鉄線	8番線	80m	しの	4	
	くぎ	15cm	24本			

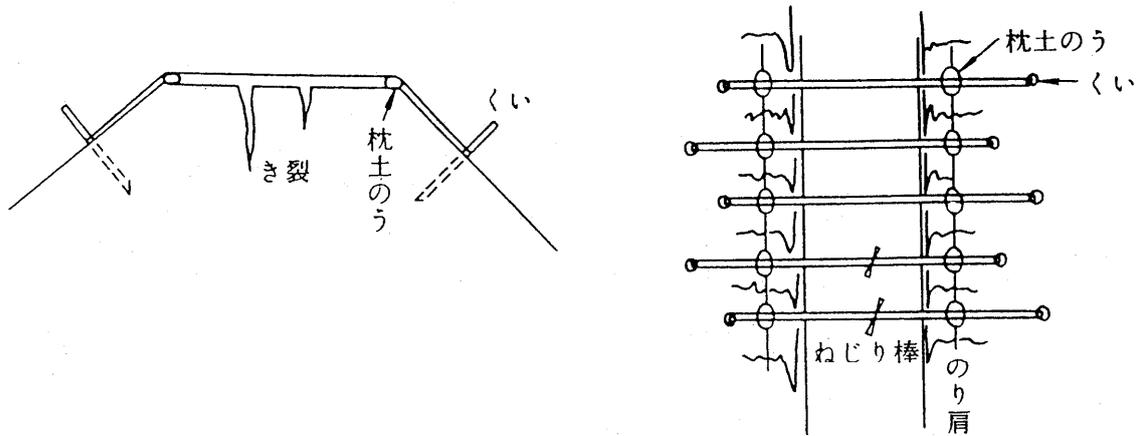
工 法 条 件	資 材			器 財		単位作業量(MH) 編成の基準(名)
	品 名	規 格	数	品 名	数	
川倉の設置	木くい	長さ 1.5m	4本	かけや	1	60MH/1個
	鉄線	8番線	40m	ワイヤカッター	1	
堤防ののり面で 人力で設置	ロープ	長さ 20m	4本	しの	2	20名
	じゃかご	長さ 5m	9個			
	土のう	枕土のう	4個			

(10) 五徳縫い工



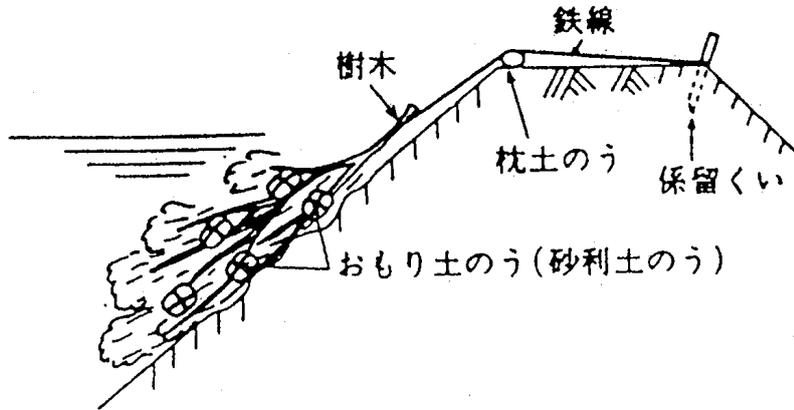
工 法 条 件	資 材			器 財		単位作業量 (MH)
	品 名	規 格	数	品 名	数	編成の基準 (名)
五徳縫い	青竹	径5~6cmのびなり	4本	かま	1	0.35MH/1個
4本建て	土のう		5袋			5名
	なわ		5m			

(11) 杭打ち継ぎ工



工 法 条 件	資 材			器 財		単位作業量 (MH)
	品 名	規 格	数	品 名	数	編成の基準 (名)
くい打ちつなぎ	木くい	径 10cm 長さ 1.5m	14本	かけや	2	40MH/10m
	鉄線	8番線	200m	ワイヤカッター	1	
延長 10m 天ば幅 5m	土のう		14袋	ペンチ	2	10名
	ねじり棒	径 5cm 長さ 5.0m	7本			

(12) 木流し工



工 法 条 件	資 材			器 財		単位作業量(M) 編成の基準(名)
	品 名	規 格	数	品 名	数	
木流し工法	立木		1本	かけや	1	1M/1個
	土のう		10袋	ワイヤカッター	1	
1 個	木くい	長さ 1m	1本	かま	1	10名
	鉄線	8番線	20m	命綱	2	
	なわ		40m			

3. 北区内の各河川と設定水位一覧表

(荒川・隅田川・新河岸川・石神井川の4河川の水位が、下記の値に達したとき)

単位：m (A P)

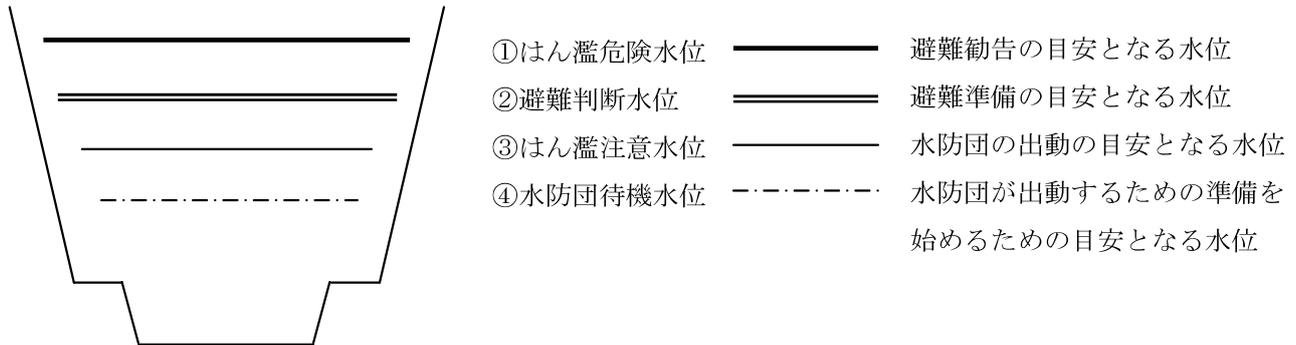
設定水位	水防本部 態勢	石神井川 (もみじ緑地)	石神井川 (新柳橋)	新河岸川・ 隅田川 (志茂橋)	荒川 (岩淵水門上)	備考
水防団待機水位 ※1	緊急連絡	+10.00	+2.50		+3.00	旧指定水位
はん濫注意水位 ※2	第一次	+11.00	+3.00	+3.00	+4.10	旧警戒水位
避難判断水位 ※3	第三次	+12.30	+3.80		+7.00	旧特別警戒水位
はん濫危険水位 ※4	第三次	+14.20	+5.60		+7.70	旧危険水位
計画高水位 ※5	第三次	+14.20	+5.60	+5.10	+8.57	

- ※1 水防団待機水位 水防団が出動するための準備を始める目安となる水位
- ※2 はん濫注意水位 水防団の出動の目安となる水位
- ※3 避難判断水位 避難準備の目安となる水位 (はん濫注意水位を越える水位であって洪水による災害を特に警戒すべき水位)
- ※4 はん濫危険水位 避難勧告の目安となる水位
- ※5 計画高水位 川の堤防工事における基準で、その堤防がここまでなら耐えられるという最高値の水位。河川整備の指標となる。堤防が完成すると、計画高水位と汎濫危険水位は同じになる。

4. 水位周知河川

水位周知河川とは、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水予報河川以外で洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定する河川である。

指定した水位周知河川については、避難判断水位（はん濫注意水位を越える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位）を定め、当該河川の水位が避難判断水位に達したときは、その旨を水防管理団体（北区）に通知しなければならない。



(参考) 発表の種類

相当する水位の段階	発表の種類			目 安
	洪水予報 河川の場合	水位情報周知 河川の場合	水防警報 河川の場合	
①はん濫危険水位	はん濫危険情報			避難勧告
②避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険情報	はん濫危険情報		避難準備
③はん濫注意水位 (警戒水位)	はん濫注意情報		出動	
④水防団待機水位			待機	

※ 北区管内においては、東京都所管の石神井川が水位周知河川に指定されている。

◎水防警報河川及び水位情報周知河川（東京都知事指定）

水防法において、都道府県知事が洪水または高潮により相当な損害を生ずる恐れがあると認めて指定した河川、湖沼、海岸（但し、国土交通省大臣が指定したものを除く）について、水防警報を発表することが定められている。（法第16条）

これまで、都が管理する中小河川等では、5～10分という短時間に水位が急激に上昇するため、水防警報を行う河川を指定していなかったが、近年の全国的な中小河川の水害を背景として、隣接県と一体的な水防活動が急務である以下の5河川を水防警報河川に指定する。なお、その他の河川についても、関係機関と調整を図り指定を行っていく予定である。

◎水防警報河川及び水位情報周知河川の指定区間・基準水位観測所

（石神井川、鶴見川、恩田川、真光寺川、境川）

これらの水防警報及びはん濫警戒情報の発表に加えて、東京都建設局では「水防災総合情報システム」で収集した雨量、河川水位及び潮位等の情報を、総務局の「災害情報システム」を通じて、リアルタイムに各水防管理団体や関係機関に配信している。

東京都では、このような防災システムを活用した情報伝達を確実に行うことにより、上記の指定河川以外の河川についても、水防機関が水防活動に関する判断を的確に行うことができる態勢を確保している。

5. 水防関係機関一覧表

官公署名	所在地	電話番号
北区 (土木部)	北区王子本町1-15-22	3908-1111 (代表)
(土木政策課)	〃	3908-9238
(施設管理課)	〃	3908-9216
(道路公園課)	〃	3908-9213
(建築課)	〃	3908-9176
(防災課)	〃	3908-8184
東京消防庁 (警防部警防課)	千代田区大手町1-3-5	3212-2111
東京消防庁第五消防方面本部	豊島区西池袋2-37-8	3590-0119
王子消防署	北区王子4-28-1	3927-0119
赤羽消防署	北区赤羽南1-10-4	3902-0119
滝野川消防署	北区西ヶ原2-1-1	3916-0119
王子消防団	北区王子4-28-1	3927-0119
赤羽消防団	北区赤羽南1-10-4	3902-0119
滝野川消防団	北区西ヶ原2-1-1	3916-0119
東京都建設局河川部	新宿区西新宿2-8-1	5320-5435 FAX 5388-1534~5
東京都第六建設事務所	足立区千住東2-10-10	3882-1152 (代表) 3882-4084
東京都江東治水事務所水門課	葛飾区亀戸2-10-7	5620-2493
東京都下水道局西部第二下水道事務所	北区浮間4-27-1	3969-2404
東京都下水道局西部第二下水道事務所 北出張所 (委託)	北区浮間4-27-1	3969-6490 3969-6491
警視庁 (警備部災害対策課災害警備第一係)	千代田区霞ヶ関2-1-1	3581-4321 (代表)
警視庁王子警察署	北区王子3-22-22	3911-0110
警視庁赤羽警察署	北区神谷3-10-1	3903-0110
警視庁滝野川警察署	北区西ヶ原2-4-1	3940-0110
国土交通省水管理・国土保全局 防災課	千代田区霞ヶ関2-1-3	5253-8111
国土交通省関東地方整備局 河川部河川管理課	さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-1338
国土交通省荒川下流河川事務所	北区志茂5-41-1	3902-2386
東京都総務局 (総合防災部防災対策課)	新宿区西新宿2-8-1	5388-2456
東京都総務局 (夜間防災連絡室)	新宿区西新宿2-8-1	5388-2459
気象庁予報部予報課	千代田区大手町1-3-4	3212-8341
陸上自衛隊第一師団司令部 第2部情報班	練馬区北町4-1-1	3933-1161 (代表) 内224 夜内702

6. 風水害時の避難所一覧

番号	避難所	所在地	電話番号
1	桐ヶ丘郷小学校	桐ヶ丘1-10-23	3907-0878
2	八幡小学校	赤羽台3-18-5	3900-8855
3	稲付中学校	赤羽西6-1-4	3900-2331
4	第三岩淵小学校	西が丘1-12-14	3900-0101
5	清水小学校	十条仲原4-5-17	3900-8866
6	梅木小学校	西が丘2-21-15	3900-3393
7	王子第三小学校	上十条5-2-3	3907-2355
8	赤羽台西小学校	赤羽台2-1-34	3907-2475
9	(旧)赤羽台東小学校	赤羽台1-1-13	—
10	桐ヶ丘中学校	桐ヶ丘2-6-11	5963-3811
11	十条台小学校	中十条1-5-6	3908-3300
12	王子第二小学校	王子本町2-2-5	3908-2460
13	荒川小学校	中十条3-1-6	3908-3949
14	王子第五小学校	上十条2-18-17	3907-2381
15	十条富士見中学校	十条台1-9-33	5924-2401
16	(旧)富士見中学校	上十条3-1-25	—
17	紅葉小学校	滝野川3-72-1	3949-5267
18	滝野川第六小学校	滝野川5-44-15	3916-0939
19	谷端小学校	滝野川7-12-17	3916-1155
20	滝野川第三小学校	滝野川1-12-27	3910-2502
21	滝野川紅葉中学校	滝野川2-52-10	3917-1374
22	滝野川第二小学校	滝野川6-19-4	3916-3278
23	飛鳥中学校	西ヶ原3-5-12	3910-6175
24	西ヶ原小学校	西ヶ原4-19-21	3910-5204
25	滝野川小学校	西ヶ原1-18-10	3910-3703
26	田端中学校	田端6-9-1	3917-0416
27	田端小学校	田端5-4-1	3823-0014
28	旧滝野川第七小学校	田端4-17-1	3828-5584
29	滝野川第四小学校	東田端2-5-23	3893-0041

7. 要配慮者施設一覧

区分	施設名	所在地
高齢者施設	志茂老人いこいの家	志茂1-2-22
	滝野川老人いこいの家	滝野川1-46-7
	名主の滝老人いこいの家	岸町1-15-25
	滝野川東デイホーム	滝野川1-46-7
	桐ヶ丘デイホーム	桐ヶ丘1-6-2-101
	浮間さくら荘	浮間3-11-26
	上中里つつじ荘	上中里2-45-2
	清水坂あじさい荘	中十条4-16-32
	桐ヶ丘やまぶき荘	桐ヶ丘1-16-26
	王子光照苑	王子3-3-1
	ウエルガーデン西が丘園	西が丘3-16-27
	みずべの苑	志茂3-6-13
	うきま幸朋苑	浮間5-13-1
	飛鳥晴山苑	西ヶ原4-51-1
	太陽の都	浮間2-1-13
	さくらの杜	赤羽台4-17-56
	新町光陽苑	田端新町2-27-16
	ほくと はなみずき	東十条2-8-5
	滝野川病院附属介護老人保健施設	滝野川2-32-1
	リハビリパーク滝野川	滝野川6-13-13
	はくちょう	田端3-18-24
	田端高齢者在宅サービスセンター	田端5-10-6
	滝野川西高齢者在宅サービスセンター	滝野川6-21-25
堀船高齢者在宅サービスセンター	堀船2-25-2-101	
日の基青老閣	桐ヶ丘1-21-40	
児童福祉施設等	王子保育園	王子6-1-15
	赤羽保育園	赤羽南1-16-2-101
	滝野川保育園	滝野川3-46-2
	王子本町保育園	王子本町3-3-3-101
	桐ヶ丘保育園	桐ヶ丘1-3-9-101
	浮間保育園	浮間1-9-3-101
	赤羽台保育園	赤羽台1-1-12
	西ヶ原保育園	西ヶ原4-44-10
	上十条保育園	上十条3-24-8
	志茂保育園	志茂3-41-5
	田端保育園	田端3-24-14
	栄町保育園	栄町33-3
	東十条保育園	東十条3-2-14
	赤羽西保育園	赤羽西4-42-9
	赤羽北保育園	赤羽北1-5-5
	豊島保育園	豊島7-17-8
	王子北保育園	王子3-23-7-113
	滝野川北保育園	滝野川3-79-1-101
	滝野川北保育園つぼみ分園	滝野川5-44-15
	中里保育園	中里3-11-18

児童福祉施設等	中里保育園つぼみ分園	田端4-17-1
	桐ヶ丘南保育園	赤羽西5-5-7-101
	滝野川西保育園	滝野川6-84-12
	豊島東保育園	豊島5-6-12-101
	豊島東保育園分園	豊島5-5-9-101
	豊島北保育園	豊島5-4-3-101
	西ヶ原東保育園	西ヶ原3-19-11
	東十条東保育園	東十条3-10-1
	西が丘保育園	西が丘2-4-1
	堀船南保育園	堀船2-22-1-101
	桜田保育園	王子5-2-1-101
	岩淵保育園	赤羽3-23-7
	桜田北保育園	王子5-2-3-101
	桜田北保育園分園	王子5-2-6-104
	袋保育園	赤羽北2-15-2-101
	浮間東保育園	浮間3-34-1-101
	志茂南保育園	志茂1-4-4
	東田端保育園	東田端2-13-2-101
	志茂北保育園	志茂5-21-2-101
	上十条南保育園	上十条3-3-20
	赤羽台つぼみ保育園	赤羽台1-1-13
	桜田つぼみ保育園	王子5-2-8
	豊島つぼみ保育園	豊島3-10-23
	西ヶ原南保育園	西ヶ原4-51-28
	浮間さくら草保育園	浮間1-1-2
	神谷北つぼみ保育園	神谷2-42-4
	王子隣保館	王子2-19-21
	日の基保育園	桐ヶ丘1-21-41
	クラブ保育園	豊島3-4-15
	テーオーシー保育園	西が丘3-16-15
	聖母の騎士保育園	中十条1-28-13
	ふくし保育園	豊島2-20-5
	木の実保育園	堀船3-23-6
	まごころ会保育園	上中里2-37-2
	法善寺保育園	赤羽台3-24-2
	神谷保育園	神谷2-36-8
	豊川保育園	王子6-4-10
	宮元保育園	滝野川5-24-3
	キッズタウンうきま保育園	浮間5-13-1
	キッズタウンうきま夜間保育園	浮間5-13-1
	キッズタウン東十条保育園	東十条3-18-40
	つちっこ保育園	志茂3-11-6
	ポピンズナーサリースクール田端	田端6-1-1田端ASUKAタワー2F
	ポピンズナーサリースクール王子	王子1-23-5ドラゴンビル4F
明日香保育園	浮間4-1-3	
ほとぼっぼ保育園	滝野川6-21-19滝野川パークタワー2F	
ういず東十条保育園	東十条5-8-16	
ういず滝野川保育園	滝野川6-9-4	
アスクうきま保育園	浮間4-14-1	
グローバルキッズ コトニア赤羽園	中十条4-17-1	

児童福祉施設等	さくらキッズ	東田端2-8-12
	めぐみ保育園	浮間4-32-20-202
	ぽけっとランド王子	王子本町1-1-18
	メリーポピンズ赤羽ルーム	赤羽3-22-6
	ほっぺるランド滝野川	滝野川7-21-14
	キッズパオ王子あおぞら園	王子4-16-5
	ぽけっとランド北赤羽	赤羽北2-1-15 2F
	日生赤羽駅前保育園ひびき	赤羽西1-7-1 2F
	サンベビー保育園	東十条6-7-12
	譲灘保育園	中十条2-23-12
	ちはぐ・十条保育園	上十条2-13-1-103
	古屋家庭福祉員	浮間5-7-12
	長井家庭福祉員	中十条1-4-6
	安部家庭福祉員	上十条5-41-14
	松川家庭福祉員	滝野川1-2-12
	松村家庭福祉員	東十条5-17-13
	渡辺家庭福祉員	志茂5-15-12
	濱田家庭福祉員	上十条2-26-4
	うめのき幼稚園	西が丘2-21-15
	たきさん幼稚園	滝野川1-12-27
	じゆうじょうなかはら幼稚園	十条仲原1-21-8
	とよかわ幼稚園	豊島3-10-23
	さくらだ幼稚園	王子5-2-6-103
	ふくろ幼稚園	赤羽北2-15-1-114
	ほりふな幼稚園	堀船3-16-11-105
	あかいとり幼稚園	赤羽台2-1
	赤羽幼稚園・赤羽こども園	赤羽西1-36-1
	明日香幼稚園	浮間4-2-1
	飛鳥すみれ幼稚園	西ヶ原3-23-13
	石川幼稚園	西ヶ原1-48-16
	いなり幼稚園	岸町1-12-25
	桜輪幼稚園	堀船1-34-12
	檜の木幼稚園	西ヶ原4-48-3
	上中里幼稚園	上中里2-2-3
	木内鳩の家幼稚園	滝野川6-39-15
	北幼稚園	浮間3-10-15
	光明院幼稚園	田端3-21-5
	島田第一幼稚園	西ヶ原2-44-9
	城北ひまわり幼稚園	昭和町1-8-10
	すずらん幼稚園	豊島6-9-18
	聖学院幼稚園	中里3-13-2
星美学園幼稚園	赤羽台4-2-14	
聖母の騎士幼稚園	赤羽2-1-12	
成立学園幼稚園	東十条6-17-10	
田端さくら幼稚園	東田端2-7-10	
東京成徳短大附属幼稚園	豊島8-24-2	
富士見幼稚園	神谷3-52-3	
明照幼稚園	岩淵町2-8	
滝野川東児童館	滝野川1-46-7	
上十条児童館	上十条3-24-8	

児童福祉施設等	赤羽児童館	赤羽南1-16-1-101
	栄町児童館	栄町33-3
	赤羽西児童館	赤羽西4-42-9
	赤羽北児童館	赤羽北1-5-5
	豊島児童館	豊島7-17-1
	桐ヶ丘児童館	桐ヶ丘1-16-27-102
	田端児童館	田端3-24-14
	滝野川北児童館	滝野川3-79-1-201
	中里児童館	中里3-11-18
	滝野川西児童館	滝野川6-21-25
	豊島東児童館	豊島5-5-9-120
	王子東児童館	王子6-2-60
	東十条東児童館	東十条3-10-1
	西が丘児童館	西が丘2-4-1
	岩淵児童館	赤羽3-23-7
	赤羽西五丁目児童館	赤羽西5-7-5
	袋児童館	赤羽北3-7-2-101
	浮間児童館	浮間1-8-2-101
	十条台児童館	中十条1-2-18
	八幡山児童館	中十条4-15-7
	西ヶ原東児童館	西ヶ原1-41-3
	神谷南児童館	神谷3-35-17
	志茂子ども交流館	志茂5-18-3
	昭和町児童室	昭和町2-7-2
	堀船児童室	堀船2-16-11
	東田端児童室	東田端1-12-14
	滝野川東育成室	滝野川1-46-7
	西ヶ原さくらっ子クラブ	西ヶ原4-19-21
	たきさんクラブ	滝野川1-12-27
	王五わんぱくクラブ	上十条2-18-17
	荒川ふじクラブ	中十条3-1-6
	赤羽育成室	赤羽南1-16-1-101
	赤羽こどもクラブ	赤羽1-24-6
	稲田こどもクラブ	赤羽南2-23-24
	堀船つくしクラブ一	堀船2-9-7
	堀船つくしクラブ二	堀船2-9-7
	滝五若葉クラブ	昭和町3-3-12
	赤羽西育成室	赤羽西4-42-9
	三岩こどもクラブ	西が丘1-12-14
	八幡こどもクラブ	赤羽台3-18-5
	豊島育成室	豊島7-17-1
豊島学童クラブ	豊島3-10-23	
第二豊島学童クラブ	豊島3-10-23	
第三豊島学童クラブ	豊島3-10-23	
桐ヶ丘育成室第一	桐ヶ丘1-16-27-102	
桐ヶ丘育成室第二	桐ヶ丘1-16-27-102	
桐ヶ丘郷っ子クラブ	桐ヶ丘1-10-23	
田端育成室	田端3-24-14	
田端ぼぷらクラブ	田端5-4-1	
滝四もみじクラブ	東田端2-5-23	

児童福祉施設等	紅葉こどもクラブ	滝野川3-80-1
	滝六若竹クラブ	滝野川5-44-15
	滝野川西育成室	滝野川6-21-25
	谷端こどもクラブ	滝野川7-12-17
	滝二っ子クラブ	滝野川6-19-4
	なかよしクラブ	豊島5-3-30
	風の子クラブ	豊島5-5-5-107
	王子東育成室	王子6-2-60
	王子っ子クラブ第一	王子2-7-1
	王子っ子クラブ第二	王子2-7-1
	柳田みどりクラブ	豊島2-11-20
	東十条こどもクラブ第一	東十条3-14-23
	東十条こどもクラブ第二	東十条3-14-23
	第一さくらクラブ	王子5-2-3-102
	第二さくらクラブ	王子5-2-3-102
	西が丘育成室	西が丘2-4-1
	王三小クラブ	上十条5-2-3
	四岩小いちょうクラブ	赤羽3-24-23
	岩小白梅クラブ	岩淵町6-6
	赤羽西五丁目育成室	赤羽西5-7-5
	袋育成室	赤羽北3-7-2-101
	赤北ひばりクラブ	赤羽北2-15-1-116
	浮間桜草クラブ第一	浮間3-4-27
	浮間桜草クラブ第二	浮間3-4-27
	西浮間クラブ第一	浮間2-7-1
	西浮間クラブ第二	浮間2-7-1
	神小つばさクラブ	神谷2-30-5
	神谷育成室	神谷3-10-8-122
	ふたばクラブ	志茂1-34-17
	十条台育成室	中十条1-2-18
	王二なかよしクラブ	王子本町2-2-5
	八幡山育成室	中十条4-15-7
	西ヶ原東育成室	西ヶ原1-41-3
	滝小こどもクラブ	西ヶ原1-18-10
神谷南育成室	神谷3-35-17	
障害者施設	障害者福祉センター	中十条1-2-18
	さくらんぼ園	豊島4-16-38
	あすなろ福祉園	王子6-4-6
	若葉福祉園	赤羽西6-9-2
	王子福祉作業所	王子2-19-20
	赤羽西福祉作業所	赤羽西5-7-5
	たばた福祉作業所	西ヶ原1-19-12
	赤羽西福祉工房	赤羽西5-7-1
	神谷ホーム	神谷2-3-8

東京都北区地域防災計画（風水害対策編）案
平成27年3月改定

刊行物番号 26-1-094

発行年月 平成27年（2015年）3月
発行 北区危機管理室地域防災計画担当
〒114-8508 北区王子本町1-15-22
電話 03-3908-8184